

安全センター情報2016年10月号 通巻第442号
2016年9月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可



安全センター情報



特集● 労災保険審査請求制度等の改正

写真：原発労働者は要求する！春闘集会

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病センター)を母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全・健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場にたった調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーキング、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽にご相談、お問い合わせください。

「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル:0210-631202」は、全国どこからでも無料で、最寄りの地域センターにつながります。

「情報公開推進局ウェブサイト: <http://www.joshrc.org/~open/>」

では、ここでしか見られない情報を掲載しているほか、情報公開の取り組みのサポートも行っています。

セン

安全 ター 情報

◎「安全センター情報」をご購読してください

月刊誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界の状況など、他では得られない情報を掲載しています。

- 2016年1・2月号 特集／石綿救済法から10年の救済状況検証 被害補償比較シンポジウム
3月号 特集／染料・顔料中間体製造工場で膀胱がん 韓国の感情労働
4月号 特集／アジアのアスベスト禁止2015 建設アスベスト訴訟大阪・京都地裁判決
5月号 特集／心理社会的リスクへの対応 膀胱・喉頭・肺がんと放射線被ばく
6月号 特集／救済法10年目のアスベスト対策見直し 惨事ストレス: 救済者の“心のケア”
7月号 特集／職業・環境リスクによる疾病負荷の推計 機械安全を用いた取扱規制
8月号 特集／脳・心臓疾患、精神障害の労災認定 総務省アスベスト対策勧告
9月号 特集／労働安全衛生をめぐる状況 2015—2016 第27回総会議案

●購読会費(年間購読料): 10,000円(年度単位(4月から翌年3月)、複数部数割引あり)

●読者になっていただけそうな個人・団体をご紹介下さい。見本誌をお届けします。

◎ 賛助会員になって活動を支えて下さい

全国安全センターの財政は、賛助会費と購読会費(購読料)、カンパで成り立っています。賛助会員には、私たちの活動の趣旨に賛同していただける個人・団体はどなたでもなることができ、賛助会費は年度単位で1口10,000円、1口以上何口でも結構です。賛助会員には、月刊誌「安全センター情報」をお届けしますので、あらためて購読会費を支払う必要はありません。

購読会費・賛助会費のお申し込みは、電話(03-3636-3882)・FAX(03-3636-3881)・Eメール(joshrc@jca.apc.org)で、氏名、送付先をご連絡のうえ、中央労働金庫亀戸支店(普)7535803、または、郵便払込口座00150-9-545940—名義はいずれも「全国安全センター」—にお振り込みください。

全国安全センター第27回総会大阪・泉南開催

日時: 2016年11月19日(土)13:00「泉佐野駅」集合～20日(日)12:00

一日目は、日本のアスベスト被害の原点・泉南をめぐるツアー+学習会を行います。

学習会・総会会場/宿泊: マリンロッジ海風館

参加費: 17,000円(ツアー・宿泊・食事代込み)

会員の皆様は別途送付の返信用葉書にてお申し込みください

特集／労災保険審査請求制度等の改正

審査請求期限60日から3か月に 口頭意見陳述、文書閲覧等も

労災保険審査請求事務取扱手引全面改正 2

労災保険審査請求事務取扱手引

平成28年3月 厚生労働省労働基準局 6

ルポ熊本地震（下）

集団移転か、残留か 44

職場ストレス—集団的課題

国際労働安全衛生の日

国際労働機関（ILO） 53

ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き

最高裁が新たなシュミットハイニー裁判を許可 63

アスベスト死につき元オリベッティ幹部に禁固刑 64

各地の便り/世界から

大阪●「職業がんをなくす患者と家族の会」設立 65

大阪●第二の近鉄高架下アスベスト被害事件 66

神奈川●55年前のトラック運転業務で石綿曝露 67

東京●原発労働者は要求する！5・21春闘集会 68

審査請求期限60日から3か月に 口頭意見陳述、文書閲覧等も 労災保険審査請求事務取扱手引全面改正

2014年に成立した「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が2016年4月1日から施行された。

整備法によって労働基準行政関係の法令も改正されたが、主な内容は次のとおりである。

1 労働者災害補償保険法

(1) 保険給付に関する審査請求をしている者は、当該審査請求をした日から3月を経過しても決定がないときは、労働者災害補償保険審査官が審査請求を棄却したものと同みなすことができるものとする。

(2) 保険給付に関する処分の取消しの訴えは、当該処分に関する審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができないものとする。

2 労働保険審査官及び労働保険審査会法

(1) 審査請求

① 労働保険審査官の除斥事由

労働保険審査官は、審査請求に係る処分に関与した者等以外の者でなければならないものとする。

② 標準審理期間

厚生労働大臣は、審査請求がされたときから

当該審査請求に対する決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、都道府県労働局における備付けその他適当な方法により公にしておかなければならないものとする。

③ 審査請求の期間

審査請求は、正当な理由があることを疎明したときを除き、審査請求人が処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができないものとする。

④ 審査請求の手続の計画的進行

審査請求人、原処分庁、利害関係者、参与並びに審査官は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審査請求の手続において、相互に協力するとともに、審査請求の手続の計画的な進行を図らなければならないものとする。

⑤ 口頭による意見陳述

ア 審査官は、現行の審査請求人に加えて、審査請求があったことについて審査官から通知を受けた利害関係者からの申立てがあったときは、口頭で意見を述べる機会を与えなければならないものとする（意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合を除く）。

イ 口頭意見陳述は、審査官が期日及び場所を指定し、利害関係者等を招集してさせるものとする。

ウ 口頭意見陳述において、審査官は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができるものとする。

エ 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査官の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、原処分をした行政庁に対して、質問を発することができるものとする。

⑥ 文書その他の物件の提出

ア 審査請求人、審査請求があったことについて審査官から通知を受けた利害関係者及び参与は、証拠となるべき文書その他の物件を提出することができるものとする。

イ 原処分庁は、当該原処分の理由となる事実を証する文書その他の物件を提出することができるものとする。

ウ ア及びイの場合において、審査官が、文書その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならないものとする。

⑦ 審理のための処分

審査官が、文書その他の物件の所有者、所持者又は保管者に対し、当該物件の提出を命ずる処分をする際には、当該物件の提出すべき相当の期間を定めて、行うこととする。

⑧ 特定審査請求手続の計画的遂行

審査官は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜している等事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、⑤、⑥及び⑦の審査請求の手続（特定審査請求手続）を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審査請求人又は原処分をした行政庁、利害関係者及び参与を招集し、あらかじめ、特定審査請求手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができるものとする。

⑨ 審査請求人等による文書その他の物件の閲覧

ア 審査請求人又は原処分庁、利害関係者及び参与は、決定があるまでの間、審査官に対し、⑥及び⑦により提出された文書その他の物件の閲覧又は当該文書の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができるものとする。この場合において、審査官は第三者の利益を害する恐れがあると認めるとき、その他正当な理由があるときで無ければ、その閲覧又は交付を拒むことができないものとする。

イ アの交付を受ける審査請求人及び利害関係者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならないものとする。ただし、審査官は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができるものとする。

(2) 再審査請求

① 秘密保持義務

労働保険審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。その職を退いた後も同様とする。

② 再審査請求期間

再審査請求は、審査請求の決定書の謄本が送付された翌日から起算して2月を経過したときは、することができないものとする。

③ 参加

ア 再審査請求への参加は、代理人によってすることができるものとする。

イ アの代理人は、各自、当該再審査請求への参加に関する一切の行為をすることができるものとする。ただし、再審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができるものとする。

④ 意見の陳述

ア 意見の陳述は、審査会が審理期日に、全ての当事者を招集してさせるものとする。

イ アの意見の陳述において、審査長は、当該申立てした者のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができるものとする。

ウ アの意見の陳述に際し、当該申立てをした者は、審査長の許可を得て、再審査請求に係る事件に関し、原処分をした行政庁に対して、質問を発することができるものとする。

⑤ その他

(1) の②、④及び⑤から⑨までの規定を再審査請求においても準用するものとする。

3 中小企業退職金共済法

中小企業退職金共済制度に係る審査申立て期間を「2月」から「3月」へ延長する他、所要の規定の整備を行うものとする。

4 じん肺法

- (1) 「不服申立て」の用語を「審査請求」に統一すること。
- (2) じん肺管理区分の決定の不作为について、審査請求ができることを明文化するとともに、当該審査請求に係る裁決は、地方じん肺診査医の診断又は審査に基づいてするものとする。
- (3) じん肺法における審査請求に係る裁決については、公正かつ慎重な手続きが担保されると言い得る特段の事情があるため、行政不服審査会への諮問を要しないこととする。

5 社会保険労務士法

- (1) 行審法の施行に伴い、社会保険労務士ができることとされている「異議申立て」に係る業務を廃止し、「審査請求」に係る業務に統一すること。
- (2) 全国社会保険労務士会連合会が行う試験事務に係る処分又は不作为についての審査請求に関し、厚生労働大臣を連合会の上級行政庁とみなす規定を設けること。
- (3) 連合会が行う社会保険労務士名簿の登録に係る登録拒否又は登録取消しについての審査請求に関し、厚生労働大臣を連合会の上級行政庁とみなす規定を設けること。

6 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

- (1) 概算保険料及び確定保険料の額の決定に関する処分に係る異議申立てを廃止するものとする。
- (2) 労働保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えに係る不服申立前置を廃止するものとする。

7 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

- (1) 特別保険料の額の決定に関する処分に係る異議申立てを廃止するものとする。
- (2) 特別保険料等の徴収に関する処分の取消しの訴えに係る不服申立前置を廃止するものとする。

8 労働安全衛生法

- (1) 「不服申立て」の用語を「審査請求」に統一すること。
- (2) 指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関が行う事務に係る処分又は不作为についての審査請求に関し、行政不服審査法に規定する処分を変更する権限等の適用について、厚生労働大臣を指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関等の上級行政庁とみなすこととする。

9 作業環境測定法

- (1) 「不服申立て」の用語を「審査請求」に統一すること。
- (2) 指定試験機関又は指定登録機関が行う事務に係る処分又は不作为についての審査請求に関し、行政不服審査法に規定する処分を変更する権限等の適用について、厚生労働大臣を指定試験機関又は指定登録機関の上級行政庁とみなすこととする。

10 石綿による健康被害の救済に関する法律

- (1) 一般拠出金の額の決定に関する処分に係る異議申立てを廃止するものとする。
- (2) 一般拠出金等の徴収に関する処分の取消しの訴えに係る不服申立前置を廃止するものとする。

本誌読者には実務に関係される方も多いことから、6月号で新たに策定されたじん肺法に係る「審査請求事務取扱要領」等を紹介したのに続いて、本号では、平成28年3月18日付け基発0318第3号によって全面改正された「労災保険審査請求事務取扱手引」の第1部及び第2部を一挙紹介することとした。



労災保険審査請求事務取扱手引

平成28年3月
厚生労働省労働基準局

※原処分をした日が平成28年4月1日以後である審査請求に係る事務に適用

第1部 審査請求及び再審査請求

I 審査請求制度の意義及び概要

行政庁の違法又は不当な処分が行われた場合、これに不服のある者の権利利益の救済及び行政の適正な運営を確保するための不服申立手続については行審法に、訴訟手続については行訴法にそれぞれ一般的に規定されており、労災保険給付に関する処分についても原則的にはそれぞれの法律によることとなるが、労災法に基づく処分の特殊性にかんがみ、同法では、特に簡易迅速な決定を行う第一審の審査機関として審査官、厳格慎重な裁決を行う第二審の審査機関として審査会を規

定している(労災法第38条及び第40条)。

再審査請求及び行政訴訟として国を被告とする処分の取消しの訴えについては、原則として審査官の決定を経ることを要件としている(審査請求前置主義、労災法第38条第1項、労災法第40条、行訴法第8条)が、審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないときは、審査官が審査請求を棄却したものみなし(労災法第38条第2項)、再審査請求及び行政訴訟の提起(労災法第38条第1項、行訴法第8条第2項第1号)をそれぞれすることができるとしている。

これは、労災保険給付に関する決定が大量に行われる処分であり、行政の統一性を確保する必要があること、処分の内容も専門的知識を要するものが多いことから、できる限り行政機関内部におい

凡例

※法令の表示や用語の引用については次の略語

労働基準法	労基法
労働者災害補償保険法	労災法
労働者災害補償保険法施行規則	労災則
労働保険審査官及び労働保険審査会法	労審法
労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令	労審令
労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則	労審則
行政不服審査法	行審法
行政事件訴訟法	行訴法
行政手続法	行手法
民事訴訟法	民訴法

法令の表示や用語の引用については次の略語

労働基準法	労基法
労働者災害補償保険法	労災法
労働者災害補償保険法施行規則	労災則
労働保険審査官及び労働保険審査会法	労審法
労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令	労審令
労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則	労審則
行政不服審査法	行審法
行政事件訴訟法	行訴法
行政手続法	行手法

て迅速かつ簡易に違法又は不当な処分を是正することが望ましいこと、行政不服審査は簡易迅速な処理をその本旨とすることから、訴訟の前に審査請求を経由させても、審査請求人の裁判を受ける権利を損なうことにはならないことを前提としている。

なお、労災法第38条の規定に基づく審査請求及び再審査請求については、行審法第2章（第22条を除く。）及び第4章の規定は適用しないとされている（労災法第39条）。また、審査請求（再審査請求）に対する処分については、行手法第3条第1項第15号「審査請求、再調査の請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分」に該当することから、行手法第2章から第4章の2までの規定は適用除外とされている。

Ⅱ 労働者災害補償保険審査官

1 意義

(1) 審査官の任命と除斥事由

ア 任命

審査官は、各都道府県労働局に置かれ、行政職俸給表（一）による職務の級が3級以上の労働基準監督官又は厚生労働事務官のうちから厚生労働大臣によって任命される（労審法第2条の2及び第3条、労審令第1条）。

イ 除斥事由

審査官は、次の①から⑦までに掲げる者以外の者でなければならない（労審法第7条第2項）。

- ① 審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
- ② 審査請求人
- ③ 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
- ④ 審査請求人の代理人
- ⑤ ③又は④であった者
- ⑥ 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- ⑦ 利害関係者（労審法第13条第1項に規定する利害関係者をいう。）

(2) 審査官の職権行使の準則

審査官は、その設置の目的にかんがみ、職権の

行使に当たっては、公正かつ迅速にその事務を処理しなければならない（労審法第4条）。

保険給付に関する行政処分等への不服申立てについては、本来裁判による訴訟手続によるべきであるが、手続が煩雑で、高額な費用と長い期間を必要とすることなどから、労働者が救済を求める上で妨げとなる点が少なくない。そこで、行政内部に準司法的機能を有する機関を置くことにより、公平な立場から簡易・迅速に不服申立ての処理をすることとしたのが本審査請求制度の趣旨である。このような制度の趣旨に基づき、第一審たる審査官に対し、特に公正かつ迅速な処理について規定されていることに留意し、行政機関の一員として、できる限り速やかに決定を行い、審査請求人である労働者等の不安定な状態の解消に努める必要がある。

なお、審査官は、服務に関しては局長の管理監督下にあるが、個々の審査請求事件の判断・処理は、独立した行政機関として行う。

(3) 行政解釈との関係

審査官は、審査請求について独立して個々に判断するが、その判断は、法令に基づくことはもとより通達にも従うことを要し、審査請求の対象となる行政処分がこれらに違反又は違背していないかどうかの点に止まることとなる（「審査官は、厚生労働省内部の行政組織の一部として法令及びその解釈適用に関し厚生労働省の行政解釈を明らかにした通達に基づいて判断することは当然である。」長崎地裁昭和61年11月28日判決）。

なお、審査会の裁決については、先例として参考となりうるが、厚生労働省の行政解釈ではないので、審査官はこれに拘束されるものではない。

2 審査官の管轄区域

審査請求事件がいずれの審査官の管轄に属するかについては、原処分庁の所在地によって定まるものであり、審査請求人の住所又は居所とは関係がない。

すなわち、原処分庁の所在地を管轄する局に置かれた審査官が当該審査請求事件を担当することとなる（労審法第7条）。

3 審査官の任務

審査官は、労審法第2条第1項及び第6条により

規定される労災法第38条第1項及び労基法第86条第1項の規定による次の事務を所掌する。

- (1) 保険給付に関する原処分庁の決定に対する不服申立ての第一審としての審査(労災法第38条第1項)。
- (2) 労基法の規定による業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関する異議についての署長の審査又は仲裁の結果に不服がある者からなされた申立ての審査又は仲裁(労基法第86条第1項)。

Ⅲ 労働者災害補償保険審査参与

1 参与制度の意義及び参与の地位等

- (1) 参与制度は、審査官が労使代表の専門的知識を活用し、あるいは労使の実情、慣行等についてそれぞれ意見を聴くことが事実の認定等に当たり資するところが大きく、審理の公平、的確を期せられることから設けられたものである。
- (2) 参与は、審査官が審査請求を受理したときはその旨の通知を受け(労審法第13条第1項)、当該事件につき、審査官に対して意見を述べ(同条第2項)、証拠となるべき文書その他の物件を提出し(労審令第12条)、審理のための処分の申立て(労審法第15条第1項)、文書その他の物件の閲覧等の申立て(労審法第16条の3第1項)をすることができる。

審査官は、参与の述べた意見を尊重しなければならない(労審令第8条第1項)。

ただし、労審令第8条第1項の趣旨は、事件の解明に当たり、労使代表たる参与の専門的知識を活用し又は労使の実情、慣行等について意見を聴くことにより、審査官の審理の公平、的確を期することにあり、審査官は、参与の意見に拘束されるものではない。

したがって、審査官が十分な審理を行った結果、確信に至った判断が参与と見解を異にしても自らの判断に従った決定を行うべきである。

参与から審理のための処分の申立てがあった場合にも、その申立てを尊重しなければならない(労審令第13条第5項)が、事実、争点の解明

のための必要性等を踏まえ、審理のための処分を行うか否かは審査官の判断による。

- (3) 参与に提供する審理関係資料については、参与から事件に即した専門的知識や労使の実情、慣行等について労使の代表者としての意見を聴くために必要なもので十分であることから、例えば決定書(案)から主文や結論などの評価部分を除いた事実関係部分を参与に提示し、その他の資料は、参与からの要望がある場合に必要に応じて提示することとして差し支えない。

また、審理関係資料が、その目的外に利用されることのないよう配慮すべきである。

なお、参与に対しては、辞令交付時において、参与としての立場から知り得た情報を在任中はもとより、退任後も漏らしてはならない旨を十分に説明すること。

2 指名の手續及び指名期間[省略]

Ⅳ 審査請求手續

1 審査請求の対象

(1) 審査請求の対象となる処分

審査官に対する審査請求の対象となるのは、労災保険に関する行政処分のうち、保険給付に関する決定に限られる(労災法第38条第1項)。このため、業務上外、傷病の治癒日、再発及び障害等級等の認定は保険給付をするか否かの処分の前提となる要件事実の認定にすぎないことから、審査請求の対象となる処分ではない。

なお、保険給付に関する決定とは、保険給付の支給又は不支給に関する処分をいい、受給権者の権利に直接かつ具体的な法律効果を及ぼす処分である。例えば「障害補償給付〇〇〇,〇〇〇円を支給する。」「〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの休業補償給付は支給しない。」、又は「〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの〇〇日間の休業のうち〇〇病院において治療を受けた〇日分についてのみ休業を認め、〇日分〇,〇〇〇円の休業補償給付を支給する。」という処分である。

また、労災法第31条第1項に基づく費用徴収、同法第34条第1項、第35条第1項、第36条第1項に基づく特別加入の承認又は不承認等は保険給付に

関する決定ではないことから、審査官に対する審査請求の対象とはならない（行審法に基づく審査請求の対象となる。）。

(2) 審査請求の対象とならない処分（社会復帰促進等事業に係る処分）

労災法第29条第1項に定める社会復帰促進等事業の一環として行われる事業に係る支給、不支給（承認、不承認を含む。）については、原則として申込みに対する承諾又は不承諾であり、保険給付と異なり処分性はないものと取り扱ってきたが、平成15年9月4日、最高裁第1小法廷において、同事業（当時、労働福祉事業）として実施されている労災就学援護費について、保険給付と同様の手続により支給する仕組みとなっていることなどから、その支給決定等は、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、被災労働者や遺族の支給請求権に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるため、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当する旨、判示された。

こうした状況を踏まえ、平成22年12月27日付け基発1227第1号「社会復帰促進等事業として行われる事業に係る支給、不支給決定等の処分性について」（平成26年7月10日付け基発0710第5号により一部改正）により、①労災就学援護費の支給又は不支給、②労災就労保育援護費の支給又は不支給、③義肢等補装具費の支給の承認又は不承認、④外科後処置の承認又は不承認、⑤アフターケア健康管理手帳の交付又は不交付、⑥アフターケア通院費の支給又は不支給、⑦労災はり・きゅう施術の承認又は不承認、⑧頭頸部外傷性症候群等に対する職能回復援護の承認又は不承認、⑨休業補償特別援護金の支給又は不支給、⑩長期家族介護者に対する援護金の支給又は不支給、⑪振動障害者社会復帰援護金の支給又は不支給、⑫労災療養援護金の認定又は不認定については、行審法に基づく審査請求の対象（審査機関：厚生労働大臣）として取り扱うこととされている（これらについては、労審法に基づく審査請求の対象とはならないので留意すること。）。

(3) 平均賃金の決定処分

局長が労基法第12条第8項の規定に基づいて

行った平均賃金の決定処分は、保険給付に関する処分ではないので、労審法ではなく、行審法に基づく審査請求の対象となる。ただし、給付基礎日額を不服として保険給付の支給決定の取消を求める審査請求は労審法の審査請求の対象となる。

したがって、審査請求人の申立ての趣旨が保険給付に関する決定の取消しを求めているものか、平均賃金の決定の変更を求めているものかについて十分確認する必要がある。

(4) 審査請求の対象となる保険給付に関する決定

審査請求の対象となる処分は、次表のとおりである。〔注：保険給付に関する決定－労災法等条文－労災則等条文、の順で記載〕

（業務災害関係）

- ・療養補償給付の支給又は不支給決定－12条の8第2項－12条、12条の2
- ・休業補償給付の支給又は不支給決定－12条の8第2項－13条
- ・障害補償給付の支給又は不支給決定－12条の8第2項－14条の2
- ・障害補償年金の変更又は不変更決定－15条の2－14条の3
- ・遺族補償給付の支給又は不支給（転給又は不転給）－決定12条の8第2項、16条、16条の2、16条の4－15条の2、15条の4
- ・遺族の数に増減を生じたとき又は遺族が妻のみである場合の遺族補償年金の額の改定又は不改定決定－16条の3第3項・第4項
- ・失権による遺族補償年金の不支給決定－16条の4第1項、16条の9第4項後段
- ・所在不明による遺族補償年金の支給停止又は不停止の決定、所在不明による支給停止又はその解除に伴う遺族補償年金の額の改定決定－16条の5第1項、16条の5第3項において準用する法第16条の3第3項
- ・葬祭料の支給又は不支給決定－12条の8第2項－17条の2
- ・傷病補償年金の支給又は不支給決定－12条の8第3項
- ・傷病補償年金の変更又は不変更決定－18条の2
- ・介護補償給付の支給又は不支給決定－12条の

8第4項-18条の3の5

- ・ 未支給の保険給付の支給又は不支給決定-11条第1項・第2項-10条
- ・ 障害補償年金差額一時金の支給又は不支給決定-58条-附則21項~附則23項
- ・ 障害補償年金前払一時金の支給又は不支給決定-59条-附則26項~附則28項
- ・ 遺族補償年金前払一時金の支給又は不支給決定-60条-附則33項
- ・ 労災保険の保険給付の特例に関する経過措置に基づく保険給付の決定-整備法18条の2、18条-整備省令7条

(通勤災害関係)

- ・ 療養給付の支給又は不支給決定-22条-18条の5、18条の6
- ・ 休業給付の支給又は不支給決定-22条の2-18条の7
- ・ 障害給付の支給又は不支給決定-22条の3-18条の8
- ・ 障害年金の変更又は不変更決定-22条の3第3項において準用する法第15条の2-18条の8第4項において準用する則第14条の3
- ・ 遺族給付の支給又は不支給(転給又は不転給)決定-22条の4、同条第3項において準用する法第16条の2、第16条の4-18条の9、18条の10
- ・ 遺族の数に増減を生じたとき又は遺族が妻のみである場合の遺族年金の額の改定又は不改定決定-22条の4第3項において準用する法第16条の3
- ・ 失権による遺族年金の不支給決定-22条の4第3項において準用する法第16条の4、第16条の9
- ・ 所在不明による遺族年金の支給停止又は不停止の決定、所在不明による支給停止又はその解除に伴う遺族年金の額の改定決定-22条の4第3項において準用する法第16条の5第1項、22条の4第3項において準用する法第16条の5第3項
- ・ 葬祭給付の支給又は不支給決定-22条の5-18条の12
- ・ 傷病年金の支給又は不支給決定-23条
- ・ 傷病年金の変更又は不変更決定-23条第2項において準用する法第18条の2

・ 介護給付の支給又は不支給決定-24条-18条の15

- ・ 未支給の保険給付の支給又は不支給決定-11条第1項・第2項-10条
 - ・ 障害年金差額一時金の支給又は不支給決定-61条-附則35項・36項
 - ・ 障害年金前払一時金の支給又は不支給決定-62条-附則38項
 - ・ 遺族年金前払一時金の支給又は不支給決定-63条-附則41項
- (二次健康診断等給付関係)
- ・ 二次健康診断等給付の支給又は不支給決定-26条-18条の19

2 審査請求人

審査請求は、保険給付に関する決定に不服のある者がすることができる(労災法第38条第1項)が、この保険給付に関する決定に不服がある者、すなわち審査請求人適格を有する者とは、行政庁が行った処分により、直接、自己の法律上の権利又は利益を侵害されたとする者をいう。

なお、事業主は、事業主としての立場においてはいかなる意味でも審査請求人とはなり得ないが、葬祭を行った者としての立場においては、当該葬祭料(又は葬祭給付)の給付に係る決定につき、審査請求人となり得る。

(1) 審査請求人適格を有する者の例

- ア 原処分を受けた者
- イ 原処分を受けた者(遺族補償給付の不支給決定を受けた者を除く。)が審査請求前に死亡した場合で、保険給付に係る権利を承継した者
- ウ 行方不明となっている遺族補償給付受給権者の財産管理人

(2) 審査請求人適格を有しない者の例

- ア 給付額が少ないと同情した同僚労働者
- イ 第三者行為災害の加害者又はその者を使用し若しくは使用していた者
- ウ 療養の給付としての医療費の査定に不服がある医療機関、薬局
- エ 遺族補償年金の受給資格者

3 代理人

審査請求人は、自ら委任した代理人によって審査

請求をすることができる(労審法第9条の2第1項)。

(1) 任意代理人

ア 任意代理人の場合には、その代理権を明確にするため、委任状を提出させなければならない(労審令第4条第4項、第5条第3項)。

任意代理人については、例えば弁護士に限るという資格の制限はない。委任状には、審査請求人と代理人との関係及び代理人の職業を記載するように指導すること。

また、任意代理人は、審査請求に関する一切の行為を代理することができるが、審査請求の取下げについては、審査請求人の特別の委任を要する(労審法第9条の2第2項)。

なお、弁護士以外の職業的代行人が代理人としての審査請求を行う事例があるが、これらの者が報酬を得て業として代理人になることは、弁護士法第72条により原則禁止されている。しかし、社会保険労務士は社会保険労務士法第2条により審査請求及び再審査請求についての申請書の作成、主張、陳述等の代理が認められている。

イ 代理人の選任、変更、解任及び追加は、決定が出されるまでの間、いつでも自由に行うことができる。

ウ 同一の審査請求人に複数の代理人が選任されている場合、円滑な審理を図る観点から、連絡や決定書の受領に関し、代理人間で協議して代表者が定められることが望ましいが、代理人は各自当事者を代理する権限を有していることから、審査官が一方的に代表者を選定することはできない。

(2) 法定代理人等

審査請求人が未成年者である場合には、法定代理人により又は法定代理人の同意を得て、被保佐人である場合には保佐人の同意を得て、成年被後見人である場合には成年後見人によって、審査請求を行わせなければならない。

この場合には、審査請求人と代理人との関係を示す戸籍謄本又は抄本その他の文書を提出することが必要である。

4 利害関係者

利害関係者とは、審査請求の結果について利害

関係のある行政庁その他の第三者をいう(労審法第13条第1項)。ここにいう利害関係とは法律上の利害関係をいい、審査請求の結果により直接自己の権利義務に変動を受ける者が利害関係者となる。

同一処分につき審査請求人となり得る者が2人以上いる場合に、そのうちの1人から審査請求がなされたときは、他の者は当然に利害関係者の地位に立つものである。

利害関係者制度の趣旨は、審査請求の結果について利害関係を有する者がある場合には、その者を当該審査請求に参加させ決定の拘束力を及ぼすことにより、同一事件については1つの審査請求手続で処理しようとしたものである。

利害関係者は、審査請求の要旨を記載した文書の送付を受け(労審法第13条第1項、「審査請求の受理について」(審査様式第9号))、審査請求につき意見を述べ(同条第2項)、口頭意見陳述(労審法第13条の3)及び審理のための処分(労審法第15条第1項)を申し立てることができ、また、文書その他の物件の閲覧又は写しの交付(労審法第16条の3)を求めることができるなど審査請求人に準じた地位を与えられているため、改めて同一事件につき別個の審査請求をすることなく、当該審査請求について決定がなされるとその決定の拘束力を受けるものである。

利害関係者は、決定に対して審査請求人が再審査請求をしなくても独立して再審査請求をすることができる。ただし、決定により審査請求人の主張が容認され原処分が取り消された場合に、利害関係者がこの決定に不服である(原処分を維持しようとする)ときには、新たな処分がなされてから、その新たな処分に対して審査請求をすることとなる。

労審法第13条第1項の「利害関係者」は、審査請求の結果について利害関係のある行政庁その他の第三者とされているが、労災保険に係る審査請求事件においては、通常、利害関係のある行政庁は存在しない。利害関係のあるその他の第三者の範囲は、個々の具体的事件についてそれぞれ定められるべきであるが、おおむね次のような場合が考えられる。

(1) 共同審査請求人となり得る立場にありながら自

- らは審査請求をしなかった者
(2) 審査請求人と利害の相反する者で当該処分
の取消しによって不利益を被る者

5 審査請求の期間

審査請求は、審査請求人が原処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内にしなければならない。

この期間はいわゆる除斥期間（一定の期間内に権利を行使しないとその期間の経過によって権利が当然に消滅する期間）であって、時効におけるような中断又は停止は認められない。

ただし、審査請求人が正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りではない（労審法第8条第1項）。

(1) 「原処分のあったことを知った日」

期間計算の起算点となる「原処分のあったことを知った日」とは、審査請求人が原処分に関する通知により原処分のあったことを現実に知った日というのであって、抽象的な知り得べき日をいうものではないが、一定の事情のもとで、社会通念上処分のあったことが当事者の知り得べき状態に置かれたときは、反証のない限りその処分のあったことを知ったものと推定される。

したがって、原処分に関する通知が文書をもって郵送された場合は、特段の事情がない限り、それが到達した日を「原処分のあったことを知った日」と解して差し支えない。ただし、原処分に関する通知が普通郵便等でなされて相手方に到達したという証明がなく、相手方から処分通知を受領していない、又は署長が発送したとする日付よりも著しく遅い日に受領したとの申立てがなされた場合に、署長から審査請求人に発送され、配達不能により返送された事実がなく、かつ郵便物配達業務に停滞の事実がなかったなどの理由のみで通知が到達したと推定しないこと。

このような場合には、①通知が審査請求人に到達したことを証する第三者の証言の有無、②原処分に対する不満の意思表示の有無、③審査請求の意思表示の有無等の諸般の事情を検討した上で、審査請求人が原処分のあったことを知っていたと認めるに足る事情があると判断される場合にお

いて、通知が審査請求人に到達したと推定するのを相当とすること。

(2) 「正当な理由」

ここにいう「正当な理由」については、単に審査請求人の主観的理由により請求期間内に請求できなかったというのみでは足りず、天災地変等一般に審査請求人がいかんともすることができない客観的事情のため審査請求をすることができなかった場合、又は審査請求人が審査請求のためにできる限りの努力を払ったにもかかわらず審査請求の意思を権限ある機関に対して表明することができなかった場合等期間経過の責を審査請求人に帰すべきでないと判断される事情が存する場合に限り認められるものである。

例えば処分通知書を一旦受領した後、これを返上したため、法定の期間内に審査請求を行うことができなかったのは「正当な理由」に該当しないが、審査請求人が地震により被災したため、避難している間に審査請求期間が経過した場合は「正当な理由」に該当する。

また、原処分庁が誤って法定の期間（3か月）を超える期間を審査請求期間として教示し、かつその教示された期間内に審査請求がされた場合は「正当な理由」に該当する。

(3) 疎明

「証明」と「疎明」の違いについては、合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいとの確信を得られるような証拠を提出する当事者の行為を「証明」といい、これよりは低い一応確からしいとの推測を得られる程度の証拠を提出する当事者の行為を「疎明」という。

正当な理由の有無については「証明」でなく「疎明」で足りることから、審査官がその正当な理由が存在することについて確信にまで達せずとも、多分確かであろうとの推測ができる程度であれば正当な理由があるとして取り扱うこと。

なお、期間経過後に審査請求があった場合で、期間の徒過について正当な理由があったとの疎明がなされないときは不適法な請求として却下することとなる。

(4) 期間の計算

審査請求期間の計算については、民法の期間計算による。したがって、審査請求は、審査請求人が原処分があったことを知った日の翌日から起算し（民法第140条）、暦に従って計算することとなる（民法第143条第1項）。月の初めから期間を起算しないときは、審査請求期間は、最後の月においてその起算日に相当する日の前日に満了するが、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了することとなる（民法第143条第2項）。

具体的に例示すると、次のとおりである。〔省略〕

なお、審査請求期間の満了日（3か月目）が日曜日、国民の祝日等、閉庁日等の休日に当たるときは、審査請求期間は休日の翌日をもって満了することとなる（昭和63年12月28日付け事務連絡）。

また、審査請求書の郵送に要した日数は算入しない（労審法第8条第2項）ため、郵送の場合には、審査請求書は、通常、原処分に関する通知が審査請求人に到達した日（通知を発送した日に相当の郵送日数を加えた日）の翌日から起算して3か月以内に発信していれば問題はなく、発信日については郵便消印により確認する。ただし、投函日と消印の日付とが必ずしも同一日とは限らないので、審査請求期間を数日超えているような場合には事実の確認が必要である。

6 審査請求書の記載事項

「労働保険審査請求書」（規則様式第1号）の記載内容については、次の点に留意しなければならない。これらの点に不備があるときは、審査官は、補正を命じ、その不備が補正できないときは、審査請求を却下しなければならない。

なお、審査請求については、口頭でもできる。

口頭による審査請求の場合には、審査請求人又は代理人が審査官に対して審査請求書に記載すべき事項を陳述することが一般的であるが、労審令第5条第2項の規定により、審査官以外でも職務上その陳述を聴取する立場にある職員に対して陳述してもよいとされている。ただし、作成した「審査請求聴取書」（審査様式第1号）は必ず審査請求人に読み聞かせた上で、審査請求人と聴取者は記名押印しなければならない。

また、電話による審査請求については、口頭による請求とみなして「審査請求聴取書」を作成できるが、審査請求人の記名押印を必ず補正しなければならない。

(1)～(15) 〔請求書の各欄の説明－省略〕

V 再審査請求手続

審査会に対する再審査請求は、審査請求人（利害関係者を含む。）が審査官の決定書の送付を受けた日の翌日から起算して2か月以内（労審法第38条第1項）又は審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がない場合に行うことができる（労災法第38条第2項）。ただし、原処分庁は、審査官の決定に不服があっても再審査請求権をもたない。

(1) 棄却・却下の場合

審査請求人が棄却・却下の決定を受け、これに不服である場合は、審査会に再審査請求をすることができる（労災法第38条第1項）。

また、審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がない場合は、審査官が審査請求を棄却したものと同みなすことができる（労災法第38条第2項）ことから、審査請求人は再審査請求（又は行政訴訟の提起）をすることができる。

(2) 取消しの場合

審査請求人が取消しの決定を受け、原処分庁が再度行った処分にもなお不服である場合には、直接審査会へ再審査請求をすることはできず、再度、新たな処分について審査請求の上、審査官の決定を経なければならない。これは、審査請求の対象となる処分が前回のものと異なるためである。

また、審査官の決定が原処分の取消しであっても、その決定理由についてなお不満がある場合でも再審査請求はできない。これは、再審査請求の対象が審査官の決定ではなく、あくまでも原処分であることから、審査官の取消決定によって原処分が存在しなくなり、再審査請求の対象がなくなるからである。

利害関係者も同様である。

(3) 再審査請求は、審査請求と同様、再審査請求人の住所又は居所を管轄する署長又は原処分

庁を経由してすることができるほか、決定した審査官を経由してすることができる。また、決定を経ない再審査請求をしようとする場合は、審査請求がされている審査官を経由しても行うことができる（労審令第3条、第23条）。

再審査請求は、審査請求とは異なり口頭では行うことができず、文書（規則様式第3号）により行わなければならない（労審法第39条）。

第2部 審査請求の事務処理

I 審査請求事務の流れ

事務処理の流れを図示すると、おおむね次のとおりである〔省略〕。

II 執務の基本的態度

1 基本的態度

労災保険給付に係る審査請求制度においては、労災保険給付に関する処分は大量に行われること、処分の内容も専門的知識を要するものが多いことから、行政内部に特別の紛争処理機関を設け、訴訟に至る前に公正な立場から簡易な手続で速やかに審理を進めることとされている。

とりわけ第一審である審査官については、公正かつ迅速にその事務を処理しなければならないこと（労審法第4条）、及び審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がない場合は、審査官が審査請求を棄却したものとみなして再審査請求及び行政訴訟の提起ができること（労災法第38条第2項）にかんがみ、審査請求事件のより一層の公正・迅速な処理に努めるとともに、以下の点に留意して事務を進めることとする。

- (1) 審査請求制度の本旨にかんがみ、迅速に事務を処理し、審査請求人の不安定な状態から生ずる不利益の解消に努めなければならない。このため、関係する法令及び通達に精通するよう心掛けること。
- (2) 審査官が各局に置かれているのは、審査請求制度が労災補償行政の一環として運営されるべきものであるからであり、この限りにおいて当

然に各局管理者の進行管理に服するものであることを認識し、管理者等の協力を得つつ事務処理を遅滞なく行うこと。

- (3) 審査請求の審理に当たっては、審査請求人、原処分庁、利害関係者及び参与の申立て、説明及び意見並びに証拠について十分に審理し、確信をもって決定を行うこと。

この場合において、労働者及び使用者を代表する参与のいずれの意見にも偏ることなく、公正な立場を保つこと。

- (4) 審査請求人、利害関係者、参与その他関係者に対して、懇切で誠意のある態度をとること。
- (5) 審査官の判断は決定書においてのみ示すことができるものであり、決定を行う前に、審査請求人、利害関係者、参与その他関係者に対して判断の結論等について言及することは厳に慎むこと。

2 審査請求事務の基本方針

- (1) 3か月以内処理を目標とした迅速処理

審査請求を受理してから3か月以内の処理を目標とした事務処理の迅速化に努めること。

なお、厚生労働大臣は、審査請求がされたときから当該審査請求に対する決定をするまでに通常要すべき標準的な期間（標準審理期間）を定めるよう努めることとされている（労審法第7条の2）。標準審理期間については、口頭意見陳述（労審法第13条の3）や文書その他の物件の閲覧等（労審法第16条の3）などに要する期間の実態を考慮して定めることとする。

- (2) 事件の計画的な処理

審査請求人、利害関係者、参与及び審査官は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審査請求の手続において、相互に協力するとともに、審査請求の手続の計画的な進行を図らなければならない（労審法第13条の2）とされていることを踏まえ、審査官は、事件ごとの処理計画を作成し、これに基づき事務処理を行うとともに、審理の進捗状況に応じて当該計画を見直すなど、計画的・効率的に審理を進めること。

なお、複数の事件が係属している場合には、各事件の処理を並行して進めること。

また、審理における処理の事跡について、「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第37号）に漏れなく記載すること。

(3) 事件の効率的な処理

争点整理とは、原処分庁及び審査請求人の主張を整理するとともに、主張の裏付けとなる資料の精査を行い、真に審理を行うべき事項、すなわち争点を明確化することである。

争点整理により、原処分庁の行った調査との重複を避け、決定を行う上で真に必要な事項について調査を行うとともに、判断に必要な範囲の資料を収集すること。

(4) 適正な職権の行使

審理に当たっては、積極的に庁外活動を行うなど能動的な処理を行うとともに、適正な職権行使によって事実関係の把握に努めること。

(5) 適切な要件審理

効率的な審理を行うためには、審査請求の趣旨及び理由の特定が不可欠であることから、審査請求の受理に当たっては、審査請求の趣旨はもちろんのこと、審査請求の理由についても、必要な事項が記載されているかどうか要件審理を確実に行うこと。

3 留意事項

(1) 審査請求人等から決定の遅延を指摘された場合には、審査請求人等に処理経過等を説明し、理解を得るようにすること。

(2) 社会保険関係官署その他職務上関係が深い行政庁と連絡を密にすることが重要であるが、特に事件が社会保険と関連があると認めるときは、審査請求人に不当な結果を及ぼさないように、社会保険関係官署と意見の調整を図ること（昭和30年6月9日基発第359号）。この場合において、意見の調整が困難であるときは、局を通じて本省と協議すること。

(3) 特定の保険給付請求に対する特定の処分について審査請求を行ったとしても、請求を行っていない関連する保険給付の時効は、これに関わりなく進行するので（例えば当初の1か月間の休業補償給付の請求に関する不支給決定処分について審査請求を行ったとしても、2か月目以降

について休業補償給付の請求を行っていない場合は、2か月目以降の分については時効は中断せず2年で時効が完成する）、審査請求人に対して、労災保険給付請求権の時効について説明を行うこと（「Ⅴ 本案審理 4 関係者に対する通知（3）審査請求人に対する時効に係る説明」参照）。

(4) 審査請求人等からの意見書等の資料提出を待つことにより、事務処理が遅延するが多いことから、提出期限を厳守させるとともに、聴取書を作成することが意見書等の提出に代わり得るものである場合には、相手からの意見書等の提出にこだわることなく、聴取により審査請求人の主張、意見等を把握し、聴取書の形で保存しておくこと。

(5) 審査官は、人事異動等により未処理事件を他の審査官に引き継ぐ際に、その後の審理が中断されることのないよう、「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第37号）に処理経過を可能な限り具体的に記録しておくこと。

(6) 審査官は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後であっても同様であること（国家公務員法第100条）。

(7) 審査請求事件に対する陳情には、局全体の問題として組織的に対応すべきであること。審査官は、労審法に基づく審理を尽くした上で、迅速に決定をなすことを使命とするものであることから、審査請求人を支援する団体等からの陳情には応じるべきではないこと。

Ⅲ 審査請求事務の開始

1 審査請求の申立て

審査請求は、文書又は口頭で、原処分庁の所在地を管轄する局に置かれた審査官（管轄審査官）に対してするものとする（労審法第7条、第9条）。この場合、審査請求は、原処分庁又は審査請求人の住所又は居所を管轄する署長を経由してすることができる（労審令第3条第1項）。

2 審査請求の受付

(1) 文書による審査請求

文書による審査請求は、「労働保険審査請求書」

(規則様式第1号)に必要な事項(第1部の「Ⅳ 審査請求手続 6 審査請求書の記載事項」参照)を記入し、記名押印して提出させること。

(2) 口頭による審査請求

口頭による審査請求は、審査請求に必要な事項を、審査官(原処分庁又は審査請求人の住所又は居所を管轄する署長を経由する場合は、当該署長又は当該署長があらかじめ指名した職員)に対して陳述させることになる。

審査官等は、この陳述について「審査請求聴取書」(審査様式第1号)に基づき聴取書を作成しなければならない(労審令第5条)。

(3) 受付の事務処理

審査官は、審査請求を受け付けたときは、「審査請求文書受付・送付簿」(審査様式第36号)に所定事項を記入し、「審査請求処理計画・処理経過簿」(審査様式第37号)及び「審査請求事件綴表紙」(審査様式第38号)を作成するが、この処理は労審法第13条にいう「受理」ではないので、この時点では、受理通知は行わないこと(「受理」の意義については後記「(5) 受付と受理の関係」参照)。

(4) 意図不明の請求の処理

所定の様式による審査請求ではなく、手紙やはがきなどに差出人の氏名、住所及び不服事項等を記載した文書が審査官や原処分庁等に提出される場合があるが、このような場合には、早急に当該文書提出者に対し、審査請求制度の趣旨等を説明して審査請求の意思の有無を確認すること。

その結果、これらの者に審査請求の意思があると認められる場合には、審査官、原処分庁等は、審査請求人に対して審査請求の手続について説明を行う必要があるが、単なる不満や労災保険制度の誤解に基づくものであれば、原処分の理由や制度の内容を説明した上で審査請求として受付を行わない旨を伝えること。また、これらの処理経過について「審査請求処理計画・処理経過簿」(審査様式第37号)に記録しておくこと。

(5) 受付と受理の関係

請求類似行為中、単なる苦情・陳情等への対処は、指導・返却等によりなされる。

しかし、請求行為としての要件を若干欠いてい

も審査請求の意思が明確なものは、「不適法な請求」として受け付けなければならない。この受付時点をもって「審査請求をした」ことになる。

審査請求が労審法に定める要件に合致せず、受理されない場合でも、審査請求人が不安定な立場に置かれる状態が長期化することは好ましいことではない。

したがって、審査請求書につき、遅滞なく後述「Ⅳ 要件審理」を行い、速やかに補正命令、却下、受理等の処分を行うこと。

なお、受付がなされたもののうち、当該審査請求が適法なものとして本案審理の対象とすべきことを決定することを受理(労審法第13条)という。審査請求事件に係る目標とする処理期間(3か月以内)は、受付時ではなく当該審査請求が受理された時点から起算されるものである。

3 指導による解決

(1) 受付時における指導

法律の誤解に基づく審査請求や原処分の処分理由を理解できず単に教示に従ってなされた審査請求等、処分理由が十分に説明されていれば不服申立てがなされることはなかったと考えられる事件については、審査請求人に対して適切かつ丁寧な説明を行い、必要に応じ、審査請求の取下げなどの指導による解決を試みること。

この場合、審査請求を抑圧したり、取下げを強要するようなことがないように特に留意すること。

(2) 審理中における指導

審査請求の趣旨が原処分と異なる場合(例えば障害補償給付の支給処分に関して治癒認定を争う場合や、通勤災害の請求・処分に関して業務災害を主張する場合等)には、労災保険制度等を説明し、新たに審査請求人の主張する保険給付の請求を行わせ、当該審査請求については取り下げさせるなどの、必要な指導を行うこと。

4 移送

審査官は、審査請求が管轄違いであるときは、受付の処理を行った後、職権で当該審査請求を管轄審査官に「管轄違いの理由による移送について」(審査様式第2号)により移送しなければならない(労審法第12条第1項)。

また、審査官が事件を管轄審査官に移送したときは、その旨を文書（「管轄違いの理由による移送について」（審査様式第3号））で審査請求人に通知しなければならない（労審法第12条第1項、労審令第6条）。

事件が移送されたときは、はじめから、移送を受けた管轄審査官に審査請求があったものとみなされる（労審法第12条第2項）。

なお、事件を移送する際は、審査請求書の写しを作成し、当分の間、保存しておくこと。

Ⅳ 要件審理

1 適法要件

審査官は、審査請求受付の事務処理を行った後、書面審理等により、その審査請求が適法なものであるかどうかを審理し、その審査請求を本案審理するか否かを決定しなければならない。

なお、本案審理を要しないと判断されるものについても、その決定に当たっては、書面審理のみによることなく、原処分庁から資料等の提出を求めるなど必要な事項を調査・確認の上、決定すること。例えば審査請求書に記載された「原処分のあったことを知った年月日」からみて、明らかに審査請求期間を徒過していると判断される場合であっても、誤記等の可能性も考えられることから、審査請求人の疎明を求める前に、原処分庁に対し処分年月日を確認すること。

審査請求が適法であるためには、形式的、実体的両面について、次の条件を満たすことが必要であること。

(1) 形式的要件

ア 審査請求の方式が適法なものであること

文書による審査請求の場合には、審査請求書に必要記載事項がすべて記載されており、審査請求人又は代理人の記名押印があること（労審令第4条）。

口頭による審査請求の場合には、審査請求人が労審令第4条第1項及び第2項に掲げる事項についてすべて陳述し、「審査請求聴取書」（審査様式第1号）に審査官、署長又はそのあらかじめ指名する職員とともに審査請求人の記名押

印があること（労審令第5条）。

なお、審査請求書の様式が規則様式第1号と異なるものであっても、必要記載事項が具備されているものについては、これをもって審査請求書として取り扱って差し支えないものであること。

また、電話による審査請求は、口頭によるものとみなして、聴取書を作成できるが、この場合、後日補正により審査請求人の記名押印が必ずなされなければならないこと。

イ 審査請求が審査請求期間内になされたものであること

審査請求が審査請求期間経過後になされた場合には、正当な理由により期間内に審査請求をすることができなかったことの疎明があること。

ウ 管轄権を有する審査官に審査請求がなされていること

原処分庁が教示をしなかった場合において、原処分庁を経て管轄審査官が送付を受けたときも、最初に当該審査請求書を原処分庁が送付を受けたときに管轄審査官に審査請求がなされたものとみなされる（行審法第83条）。

(2) 実体的要件

ア 審査請求の対象となる行政処分があること

審査請求の対象となる行政処分は、労災法第38条に示された行政処分、すなわち保険給付に関する決定に限られるから、それ以外の決定行為、例えば特別支給金の不支給について審査請求がなされた場合には、その審査請求は不適法となる（第1部の「Ⅳ 審査請求手続 1 審査請求の対象」参照）。

イ 行政処分が違法又は不当であることを主張し、その取消しを求めるものであること

ウ 審査請求をする利益を有する者によって審査請求されたものであること

審査請求をなし得る者は、原処分について法律上の利害関係を有する者（第1部の「Ⅳ 審査請求手続 2 審査請求人」参照）に限られる。

2 不適法な審査請求と却下決定

適法要件を欠く審査請求のうち、その欠陥が補正できないもの（原処分の不存在、審査請求人不適格等）であるときは、その審査請求は受理せず

(本案審理に入ることなく)、決定をもって却下しなければならない(労審法第10条。決定書の記載方法については、「Ⅷ 審査請求事務の終了 4 決定書の作成要領について」参照)。

また、

- ① 特定の処分について既に一度審査官の決定を経た場合(一事不再理)
 - ② 審理中の処分と同一の処分について同一人から再度審査請求があった場合
 - ③ 当該原処分が既に取り消されている場合
- などは審査請求の利益が存しない。

なお、却下の決定を行うに際しては、審査請求受理前の段階であるので、参与から意見を聴取することは必要としない。

審査請求書の記載内容の不備については、一般に「補正することができる欠陥」であり、不備があるときは却下を行うことなく、補正を命ずることとなる。

3 補正命令

審査請求が不適法であって、その欠陥を補正することができるときは、審査官は、相当の期間(当該補正箇所を補正するのに社会通念上必要とされるおおむね2週間程度の期間)を定めて、審査請求人に対して補正すべきことを命じなければならない(労審法第11条第1項)。

ただし、審査請求人が審査請求書を持参した場合には、審査の迅速化を図るため、可能な限りその場での補正に努めること。

補正は「審査請求の補正について」(審査様式第4号)をもって命じ、「補正書」(審査様式第5号)に記載させること。

なお、誤字、脱字、その他審査請求自体に影響を及ぼさないと認められるなど軽微な欠陥については、補正を命ずる必要はない(労審法第11条第1項ただし書)。

また、正当な理由がなく補正期日までに審査請求人が補正しないときであって、審査請求の趣旨が不明であるものについては、審査請求人に対し補正期日(1か月程度の期間を定め、○月○日と最終の期日を明示する。)までに補正しないときは審査請求を却下することがある旨を付記した「審査

請求の補正の督促について」(審査様式第6号)をもって督促した後、補正がなされない場合には却下すること(労審法第11条第2項)。

「補正することができる欠陥」とは、次のようなものである。

- ① 審査請求書の必要的記載事項に漏れがあるもの

弁護士等代理人が選任されている場合に、審査請求の理由の欄に「追って提出する」としか記載されていないものについては、原則として不適法な審査請求として受理することなく補正を命じること。

- ② 請求期間経過後の審査請求であって、正当な理由によって期間内に審査請求できなかったことを疎明する必要があるにもかかわらず、その疎明のないもの

正当な理由については、単に審査請求人の主観的理由により請求期間内に請求できなかったというのみでは足りず、天災地変等一般に審査請求人がいかんともすることができなかった場合等、期間徒過の責を審査請求人に帰すべきではないと判断される事情が存する場合に限り認められることに留意し、請求期間徒過の理由を確認した上、必要な場合に補正を命じること。

- ③ 審査請求人が法人の代表者である場合の代表者の資格を証明する文書の不備なもの

法人の代表者については、当該法人の登記簿謄本等の文書が必要であること。

- ④ 代理人の資格を証明する文書の不備なもの

任意代理人については委任状、法定代理人については戸籍謄本又は抄本等の文書が必要であること。

V 本案審理

1 審理の進め方の概要

(1) 関係者に対する通知

審査請求が受理されると、まず審査請求を受理したことを関係者に通知することにより、本案審理に入ることとなる。

(2) 行政庁からの意見の提出及び関係復命書の提出

原処分庁である署長（又は局長）から意見を求めるとともに、処分の根拠となった調査復命書の提出を求める。

(3) 原処分庁意見書の審査請求人等への送付

審査請求人等から審査請求の理由等を聴取するのに先立って、原処分庁意見書（写）を審査請求人等に送付する。

(4) 争点整理

審査請求人の審査請求理由、原処分庁の意見及び調査復命書等から本件の全容を把握し、争点を整理する。

(5) 審査請求人等からの聴取

整理された争点を基に、審査請求人等から、審査請求の理由を確認するとともに、事前に送付した原処分庁意見書（写）に対する意見等、審査官として審査請求人に関して把握しなければならないことを聴取する。また、関係者からも争点に従って把握しなければならない事実を聴取する。

(6) 決定書（審査請求の概要等）の作成

争点を整理するのに必要な事実を証拠に基づいて判断し、審査請求の概要等を作成する。

(7) 必要に応じた医証等の収集

新たな事実の発見等、原処分庁の判断に影響を及ぼす場合等は、必要に応じて医証等を収集する。

2 審理を進めるに当たっての留意点

審査官は、審査請求に係る事務処理に当たっては、下記3以下のほか、特に次の点に留意すること。

(1) 審査請求を受理した場合には、その旨を速やかに労災補償課長に連絡するとともに、関係書類の提出を原処分庁に求めること。

(2) 原処分庁から提出された関係書類を受理した段階において、原処分庁における調査不足事項があるか否か等入念な点検を行うこと。その上で、原処分の妥当性、審査請求人の主張する内容、労災補償課長からの検証結果に基づく助言等を踏まえて、争点整理を行うとともに、審理計画を作成すること。

(3) 原処分庁から提出された意見書の内容等に疑義がある場合には、必ず確認を行い、疑義を解消した上で、審理を進めること。

(4) 原処分庁における調査不足事項等について

は、これを補充する必要な調査等を確実に行うこと。

(5) 上記 (4) の調査等によって判明した新たな事実関係等を加えて事案を検討し、法令・通達等に照らした上で、原処分の取消を含めた判断を行うこと。

3 審査請求処理計画の策定

審査官は、審理を適切かつ迅速に処理する必要があるため、3か月以内処理を目標とした処理計画を参考にして、受理後速やかに、事件ごとに「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第37号）を策定し、これを念頭に聴取、医証の収集、参与会開催等の計画的処理に努めること。

その際には、あらかじめ審査請求書記載の審査請求の理由及び原処分庁の処分理由を整理し、事件の事実及び争点を明確にした上で、聴取、実地調査等の実施時期や決定書の作成時期等を具体的に定めた処理計画を策定すること。

4 特定審査請求手続の計画的遂行

審査官は、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、口頭意見陳述（労審法第13条の3）、文書その他の物件の提出（労審法第14条の3）及び審理のための処分（労審法第15条第1項、第4項）の手続（特定審査請求手続）を計画的に遂行する必要があると認める場合には、審査請求人又は原処分庁、利害関係者及び参与を招集し、あらかじめ、特定審査請求手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる（労審法第16条の2）。

この取扱いについて疑義が生じた場合は、本省労働基準局補償課労災保険審理室あて照会すること。

5 関係者に対する通知

「受理」とは、審査請求を受け付けた後、要件整理において適法と認め、本案審理すべきものと判断する行為をいい、「受付」とは区別される。

(1) 受理通知の送付

審査官は、審査請求を受理したときは、次の者に通知しなければならない。（労審法第13条第1項、労審令第7条）

- ア 審査請求人(審査様式第7号)
- イ 原処分庁(審査様式第8号)
- ウ 利害関係者及び参与(審査様式第9号、第10号)

(2) 受理通知の記載内容

- ア 審査請求人に対しては、「審査請求の受理について」(審査様式第7号)により受理通知を行うこと。審査請求人に対する受理通知は、労審法第13条では規定されていないが、受理後3か月以内に審査官の決定がないときには審査会に対する再審査請求及び行政訴訟の提起ができることから、審査請求人に不利益な取扱いとならないよう受理を知らせるとともに、審理に当たって意見聴取を行うことや、居所変更する場合に連絡が必要である点についても通知することは、審理を円滑に行うためにも必要なものである。
- イ 原処分庁に対しては、「審査請求受理及び意見書の提出について」(審査様式第8号)により受理通知を行い、受理後3か月以内の決定を考慮し、2週間以内の提出期日を付して、その期日までに事件についての意見書を必ず提出するように通知すること。ただし、審査の迅速化を図るため、調査結果復命書等については直ちに提出するよう電話にて督促すること。
- ウ 利害関係者及び参与に対しては、「審査請求の受理について(利害関係者あて)」「(審査様式第9号)及び「審査請求の受理について(参与あて)」「(審査様式第10号)により受理通知を行うこと。

(3) 審査請求人に対する時効に係る説明

特定の保険給付請求に対する特定の処分について審査請求を行ったとしても、請求を行っていない関連する保険給付の時効(労災法第42条)は、これに関わりなく進行するものである(例えば当初の1か月間の休業補償給付の請求に関する不支給決定処分について審査請求を行ったとしても、2か月目以降についての休業補償給付の請求や、療養補償給付の請求を行っていない場合、2か月目以降についての休業補償給付等は、時効は中断せず2年で時効が完成する。)、審査請求人に対し、これらの制度について説明するとともに、「労災

保険給付請求権の時効について」(審査様式第18号)等により時効完成前の請求について説明を行うこと。

6 審査請求の併合と分離

審査官は、審理を円滑かつ迅速に行うために必要があると認めるときは、数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離することができる(労審法第14条の2)。

(1) 審査請求の併合

争点が同一である数個の原処分について、1人又は数人の審査請求人が審査請求をした場合には、これら数個の審査請求を併合して、同一の手続で取り扱うこと。

例えば同一審査請求人が、同一災害による療養及び休業補償給付についてそれぞれ業務上外を争って別々に審査請求した場合、療養の範囲について期間を別にする各処分を別個に審査請求した場合、あるいは遺族補償給付に係る同一順位の複数の受給権者が遺族補償給付の不支給処分について業務上外を争って別々に審査請求した場合等に、それらを併合して決定することによって矛盾した決定がなされることを避けることができる。

なお、併合によって審査請求人が複数になった場合は、それぞれの審査請求人あてに決定書(勝本)を送付すること。

(2) 審査請求の分離

併合された審査請求及び審査請求の対象になっている処分が二つ以上ある審査請求については、審査官が適当と認めたときはいつでも分離することができる。

審査請求を分離したときは、分離された個々の審査請求について独立の審査請求として別個の手続で処理をすること。

なお、審査請求を併合又は分離したときは、審査官は、審査請求人、原処分庁、利害関係者及び参与にその旨を通知しなければならない(労審令第10条)。この場合の通知書は、審査様式第15号又は第16号によること。

7 審査請求と原処分の執行停止

審査請求は、原処分の執行を停止しない。ただし、審査官は、原処分の執行により生ずることのあ

る償うことの困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、職権で、その執行を停止することができる(労審法第14条第1項)。

しかしながら、労災保険給付については、一般的に、審査請求に当たって原処分執行を停止する必要のある事例は皆無であると考えて差し支えない。

審査官は、いつでも行った執行の停止を取り消すことができる(労審法第14条第2項)。

執行の停止及び執行の停止の取消は、その理由を付した文書を原処分庁に通知することによって行う。この場合、併せて審査請求人及び利害関係者に同様の通知をしなければならない(労審法第14条第3項及び第4項、労審令第9条)。

8 争点整理

(1) 争点整理の実施

短期間に必要事項を漏らすことなく、かつ、効率的に処理するためには、審理すべき事項を精査する必要があることから、次のことを実施すること。

ア 原処分庁及び審査請求人の主張の整理

法令、行政解釈、認定基準等を当てはめた場合に、原処分が妥当か否かを判断するのが審査官の職務であるが、審査官は原処分庁において行った調査事項すべてについて重ねて調査・検討する必要はない。

すなわち、原処分庁と審査請求人双方の主張が対立している事項について、認定基準等の要件のうち双方の主張がどのような点で異なっているかを整理し、これに基づいて判断に必要な範囲で調査をすれば足りること。

イ 主張を証明する資料の精査

審査官は、事実を証拠に基づいて認定する必要があることから、当事者の主張している事実については、必ずそれを証明する根拠があるか否かを調査すること。

審査官が行うべき資料の精査については、次のとおりである。

(ア) 原処分庁の主張の精査

原処分庁が意見書で主張している事項について、その裏付けがあるか否か、逐一精査すること。

a 感覚的な表現については、そのような記載とし

ている根拠を必ず検証すること。

b 定量的な記載については、原処分庁が認定した事実を客観的な資料により裏付けること。

(イ) 審査請求人の審査請求理由の精査

審査請求人の審査請求理由について、上記(ア)の原処分庁の主張と同様に精査・分析を行うこと。

a 審査請求理由を審査請求人から聴取する際には、「9 意見の陳述 (2) 審査請求人からの意見の聴取」のとおり、事前に原処分庁の意見書の写しを送付した上で、これに対して具体的にどの部分が不服であるかを聴取することにより、審査請求理由を明確にすること。

b 審査請求人が主張している点について、原処分庁がどのような調査を行い調査復命書等に記載しているかを点検し、その違いについて明確にすること。

c 調査復命書等に記載されている場合には、審査請求人の主張と原処分庁の主張を比較し、原処分庁の事実認定及び判断が根拠のあるものか否かなどについて検証すること。

ウ 争点の明確化

上記ア及びイを通じて、争点を精査し、明確化することにより、真に審理を行うべき事項を決定すること。

(2) 検討会の随時開催

上記(1)の争点整理の結果を基に、何を審問し、何を調査するのか、どのような順序で行っていくのかを決定するとともに、審理の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこと。また、争点が多岐に渡る場合や、複雑困難な場合等にあつては、労災補償課長等を含めた検討会を必要に応じて開催し、その場での指摘事項も参考にしつつ、審問・調査事項を決定すること。

審問・調査事項の決定は、事務の効率化、全体の流れや問題点の把握、上記の検討会での配布資料等に役立つと考えられることから、争点整理の結果に基づき、事件の概要・争点等について取りまとめを開始することが望ましいこと。

この場合、「認定した事実」の箇所は、法令・認定基準等の要件に則り、対立点及び不明な点を明

確に記載しておくこと。

9 意見の陳述

(1) 審査請求人及び原処分庁からの説明の聴取

審査官は、審理に当たっては、審査請求人及び原処分庁の説明を求めなければならない（労審令第11条）ので、審査請求人からは、下記(2)により、審査請求の趣旨及び理由等を聴取すること。また、原処分庁に対しては、「審査請求受理及び意見書の提出について」（審査様式第8号）により、受理通知と同時に、意見書の提出を求めること。

なお、原処分庁の意見書の作成については、第3部の「Ⅱ 意見書の作成要領」によること。

(2) 審査請求人からの意見の聴取

ア 聴取日程の調整と意見書の送付

審査官は、審理に当たり争点整理を的確に行うため、審査請求人から意見を聴取する際には、事前に原処分庁意見書(写)を送付した上で、これに対する意見を聴取すること。

このため、聴取に当たっては、まず電話で日程調整を行うこと。その際、審査請求人に対し、原処分庁意見書(写)を事前に送付するので、聴取の時に、これに対する意見を聴き取ることになる旨を説明すること。

聴取の日程が決まったら、「原処分庁意見書の送付及び審査請求人からの意見の聴取について」（審査様式第17号の2）に原処分庁意見書(写)を添付して、審査請求人あて簡易書留郵便で送付すること。

イ 送付する原処分庁意見書の範囲等

このとき送付するのは、原処分庁意見書(写)のみとし、審査請求人からその他の証拠資料の開示を求められた場合には、「Ⅷ 文書その他の物件の閲覧等」により、労審法第16条の3に基づく文書その他の物件の閲覧等ができる旨、個人情報保護法により開示請求ができる旨を説明すること。

ただし、①脳・心臓疾患事案、②精神障害等事案のうち時間外労働の状況からみて判断要件に該当しないことが原処分の理由の一つとなっている事案であって、原処分の際に「労働時間集計表」を作成しているものは、原処分庁意見書に「労働時間集計表」が添付されることに留意すること。

ウ 意見聴取に当たって配慮すべき事項等

意見聴取は、当該事案を担当する審査官の置かれている局内で行うことが原則であるが、審査請求人の年齢、住所、健康状態、天候状態、聴取に要する時間等を勘案するとともに、必要に応じ、審査請求人の利便を考慮した上で、最寄りの局又は署等とすることにも配慮すること。

意見聴取においては、原処分庁意見書に基づいて、原処分の理由を分かりやすく説明し、原処分庁意見書に対する請求人の意見を聴き取ることにより、審査請求の理由が明確になるようにすること。審査請求人から特に意見がない旨の申立てがあった場合でも、その旨聴取書を作成しておくこと。

審査請求人が原処分庁意見書に対する意見を文書で提出することを希望する場合には、「12 証拠物件の提出」により、期限を設けて文書を提出させること。

なお、審査請求人が来庁の要請に応じない場合には、審査請求人の意見を聴取しなくても審理が可能であることから、聴取に応じない理由等（意見がない等）を電話で聴取し、電話聴取書に記録しておくこと。

おって、聴取の日程調整の際、審査請求人が意見聴取を希望しない旨を申し立てる場合であっても、原処分庁意見書(写)を送付する旨伝え、これに対する意見を述べる場合には申し出るよう説明した上で、「原処分庁意見書の送付について」（審査様式第17号の3）に原処分庁意見書(写)を添付して、審査請求人あて簡易書留郵便で送付すること。審査請求人から意見を述べる旨申し出があった場合には、日程調整の上、聴取を行うこと。原処分庁意見書(写)を送付した後、2週間経過しても審査請求人から何ら申し出がない場合には、電話で審査請求人の意向を聞いた上で、意見がないことが確認できたときは、その旨電話聴取書に記録しておくこと。

(3) 聴取に当たっての要点

ア 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨の聴取に際しては、審査請求書に記載されている処分はもとより、業務上外を争点とする審査請求については、通常、後続請求が予想されることから各種保険給付の請求状態、不

支給決定状況、審査請求状況等を聴取すること。

審査請求書に通常随伴すると思われる処分
の一方のみが記載されている場合（例えば休業補償
給付のみ、あるいは療養補償給付のみ記載されて
いる場合）は、審査請求人の真意を確認し、他の
処分についても審査請求の意思がある旨を申し立
てたときには、別個の処分として新たな審査請求
書の提出を行わなければならないことなどについて
審査請求人に説明するとともに、後続請求について
「労災保険給付請求権の時効について」（審査
様式第4号）により説明を行うこと。

イ 審査請求の理由

原処分庁意見書に基づき、原処分の理由を分か
りやすく説明した上で、原処分の理由のうち、具
体的にどの部分が不服であるかを審査請求人から
聴き取ることで、審査請求の理由を明らかにす
ること。

また、審査請求人が「非常に暑い中で仕事をし
ていた」等感覚的な表現をした場合には、その時
の温度等を具体的に把握しているか、その裏付
けとなる事実があるかなども併せて聴取するとと
もに、可能な限り裏付けとなる資料等の提出を求
め、これを聴取書の末尾に添付するとともに、資
料等の提出の経緯が分かるように聴取書に記載
しておくこと。

ウ 署名押印

聴取が終了した後に審査請求人に作成した聴
取書を読み聞かせ又は閲覧させて誤りがあるか
確認を求め、誤りがないと認めたときは、審査
請求人に署名押印を求めること。署名押印の
ない聴取書は、相手方の同意がない限り、証
拠能力がないばかりか、後日審査請求人から
申述内容に異議をとなえられることにもなり
かねない。

エ 奥書

聴取者である審査官等が署名押印すること
となるが、補助者をおいた場合には、補助者
も署名押印すること。

(4) 原処分庁からの意見の陳述

原処分庁は、審査官より受理通知書の送付
を受けたときは、文書又は口頭で意見の陳述
を行うことができる（労審法第13条第2項）。

(5) 利害関係者及び参与からの意見陳述

利害関係者及び参与は、受理通知書の送付
を受けたときは、文書又は口頭で意見の陳述
を行うことができる（労審法第13条第2項）。

また、参与からの意見の聴取の方法は、「Ⅶ
参与からの意見聴取」によること。

10 口頭意見陳述

事務処理の流れは、おおむね次のとおり
である。
[省略]

(1) 概要

審査官は、審査請求人又は利害関係者から
口頭又は文書により申立てがあったときは、
当該申立人（以下「10 口頭意見陳述」にお
いて「申立人」という。）に対して、意見
を述べる機会を与えることが困難であると
認められる場合を除き、口頭で意見を述
べる機会を与えなければならない（労審
法第13条の3第1項）。

口頭意見陳述は、審査官が期日及び場所を
指定し、審査請求人、利害関係者、原処分
庁を招集してさせる（労審法第13条の3
第2項）。

ア 意見を述べる機会を与えることが困難
であると認められる場合

申立人の所在その他の事情により意見を
述べる機会を与えることが困難であると
認められる場合は、申立人に口頭意見陳
述の機会を与える必要はない（労審法
第13条の3第1項）。例えば申立人が
矯正施設に収容されていて出所の見込み
が相当期間ない場合など、審査請求の
決定までの間に申立人が出席可能な期
日を設定できる見込みがない場合など
が該当する。

イ 再度の口頭意見陳述の申立て

口頭意見陳述をした者が、再度口頭意見
陳述を申し立てた場合、これに対応する
必要はない。

また、審査官が指定した口頭意見陳述
の期日に申立人（審査請求人）及び原
処分庁が出席したが、申立人以外の者
（利害関係者）が出席しなかった場合
などは、申立人の口頭意見陳述の権利
は確保されているから、改めて口頭意
見陳述の機会を与える必要はない。

(2) 口頭意見陳述の実施方法について

ア 申立人に対する意思確認

審査官は、口頭意見陳述の申立てがあった場合には、申立人に口頭意見陳述の制度の説明を行い、申立人が制度を正しく理解した上で申し立てるものであることの確認を行うこと。

特に口頭意見陳述は申立人以外の者を招集して行うものであることから、申立人の意思が審査官以外の者が同席する場での意見陳述を希望していない場合などは、審査官の聴取により対応することにも留意すること。

なお、申立人の意思を確認した結果は、「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第37号）に記録すること。

イ 招集の事務

審査官は、招集する対象者が出席できるよう日程調整を行った上で、「口頭意見陳述の実施について」（審査様式第42号）により通知し、「口頭意見陳述の実施について（回答）」（審査様式第42号別紙）により出欠を確認すること。

なお、口頭意見陳述への出席は任意であることに留意すること。

ウ 会場の設営

口頭意見陳述の会場設営に当たっては、事案の状況等に応じた適切な配慮が必要である。具体的には、個人情報の保護に配慮し、出席者の配席間隔に余裕を持たせること。また、他の来庁者に意見陳述等の内容が漏れることがないようにすること。

エ 口頭意見陳述の進行に係る説明

口頭意見陳述を円滑に進行するため、その冒頭において、審査官は、全体の進行や予定時間などを出席者に説明し、出席者に予定どおりの進行について協力を要請すること。

オ 陳述の制限

申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、審査官は、申立人の陳述を制限することができる（労審法第13条の3第3項）。「その他相当でない場合」には、例えば既に陳述されたものの繰り返しの過ぎない場合や意見陳述の趣旨・目的に沿わないと認められる場合などが該当する。

(3) 原処分庁に対する質問の取扱い

申立人は、口頭意見陳述に際し、審査官の許可

を得て、審査請求に係る事件に関し、原処分庁に対して、質問を発することができる（労審法第13条の3第4項）。原処分庁に対する質問については、以下のとおり対応すること。

ア 質問事項の事前提出

審査官は、申立人が口頭意見陳述に際して原処分庁に発する質問について、申立人に対して質問事項を事前に書面で提出するよう求めること。

なお、この取扱いは、申立人に強制するものではないこと。

イ 原処分庁への質問送付

審査官は、申立人から質問事項が提出された場合には、質問事項を原処分庁に速やかに送付すること。

ウ 不適切な質問への対応

口頭意見陳述における質問は、審査請求事件に関し、原処分庁に対して認められる（労審法第13条第4項）。

したがって、申立人の質問内容が、審査請求事件に関係のない事項にわたる場合、審査官や利害関係者等の原処分庁以外の者に対するものである場合、原処分庁の出席者個人の感想や見解を問うものである場合、単なる繰り返しのすぎない場合、質問が不当に多発され質問権が濫用されることで審理に混乱を来すおそれがある場合などには、審査官は、申立人の質問の許可を取り消すこと。

なお、申立人が質問事項を事前に提出しなかったことのみを理由として、質問を許可しないことは適当ではない。

(4) 審理調書の作成

審査官は、口頭意見陳述の内容を審理調書に取りまとめること。

なお、審理調書には、出席者の発言をそのまま記録する必要はなく、その要旨をまとめて記録すれば足りる。また、申立人等の署名押印は必要ない。

11 審査請求の趣旨及び理由の変更

審査請求の趣旨及び理由は、審査請求人の申立てにより変更することが認められており、その申立てを行うことのできる期間、方法等については次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨の変更

審査請求の趣旨の変更については、審査請求期間の制約（労審法第8条）から、正当な理由がない限り（第1部の「IV 審査請求手続 5 審査請求の期間（2）正当な理由」参照）原処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内にしなければならない。この場合の変更は、可能な限り書面によって申立てをさせ、審査官は、その書面の写しを原処分庁、利害関係者及び参与に送付すること。

なお、趣旨を全面的に変更することは新たな審査請求の提起と同じことになるので、審査請求人に審査請求を取り下げさせ、改めて新たな審査請求を行わせるなどの適切な指導を行うこと。

（2）審査請求の理由の変更

審査請求の理由の変更については、審査請求の理由が単に不服申立てを理由付ける事実の陳述であって、審査請求自体を変更するものではないから、審理の終結前で、あれば審理の進行に伴って適宜変更することは差し支えないこと。

12 証拠物件の提出

審査請求人、利害関係者、参与及び原処分庁は、証拠となるべき文書その他の物件を提出することができる（労審法第14条の3）。

なお、審査請求人等から意見書等を後日提出したい旨の申出があった場合には、文書をもって提出期日（原則として3週間以内）を示し、期日までに提出がない場合には、再度期日を付して督促することとし、なお提出がない場合には、手持ちの資料により決定することとし、そのことを審査請求人に十分に説明しておくこと。

審理終了後又は提出期日後に提出された文書等については、審査官の心証が既に形成されている場合には、判断の要素とする必要はない。

なお、審査官の心証が形成されつつあるが、未だ決定に至らない間において審査請求人等から意見書等が提出された場合は、当該意見書等を検討し、必要に応じて心証形成に必要な限度で調査等を行うこと。

その場合、調査等に時間を費やす結果、審査請求処理期間が3か月を超えるとときに、その長期化の原因は基本的には審査請求人等の責に帰すべきものであるが、そのような事態が起こらないよう、審

査請求人等に労審法等の趣旨を踏まえ協力を要請するとともに、「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第37号）に経緯が明確になるように記載しておくこと。すなわち、労審法では、証拠収集について審理の進行が審査官に委ねられており（職権進行主義）、証拠の収集についても、審査官が職権をもって収集することとなっていること（職権証拠調べ）を説明するとともに、公正・迅速な決定には審査請求人の協力が欠かせないことを伝えること。

また、当該審査請求事件に係る民事訴訟の結果が出るまで審理の進行を待って欲しい旨の申出があった場合は、行政の行う不服審査は訴訟と関係なく進められる手続である旨を説明し、民事訴訟の判決を待つことなく審理を進行させ、決定を行うこと。

13 審査請求手続の受継

（1）承継人の範囲

ア 審査請求人が審査請求の決定前に死亡したときは、承継人が審査請求の手続を受け継ぐものとされている（労審法第17条）。

「審査請求の決定前に」とは、審査官が審査請求を受け付けてから労審法第20条の規定による審査の決定の効力が発生するまでの期間をいう。

この場合の承継人は必ずしも相続人をさすものでなく、原処分の取消しにより法律上の利益を得る者をいうものであり、これは行審法第15条の「相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者」と同様に解される。

イ 労災保険給付に係る審査請求事件の場合、承継人は一律には定まらず、保険給付の種類その他の区分により次のようになる。

（ア）遺族補償給付及び遺族給付以外の保険給付に係る審査請求

a 審査請求人が被災者自身である場合

- ① 労災法第11条第1項に規定する未支給の保険給付の受給権者
- ② ①が存在しない場合、審査請求人（被災者）の相続人

b 審査請求人が未支給の保険給付を請求した者である場合

- ① 未支給の保険給付の受給権の順位が審査請求人と同順位にある者

- ② ①が存在しない場合、審査請求人の相続人
- (イ) 遺族補償年金又は遺族年金に係る審査請求
- ① 遺族補償年金又は遺族年金の受給権の順位が審査請求人と同順位にある者
- ② ①が存在しない場合、受給権の順位が審査請求人の次順位にある者
- ③ ①及び②が存在しない場合、審査請求人の相続人
- (ウ) 遺族補償一時金又は遺族一時金に係る審査請求
- ① 遺族補償一時金又は遺族一時金の受給権の順位が審査請求人と同順位にある者
- ② 労災法第11条第1項に規定する未支給の保険給付の受給権者
- ③ ①及び②が存在しない場合、審査請求人の相続人
- (2) 受継の手續
- 審査官は、審査請求人の死亡により、審査請求の手續を受け継ぐ者に対して、「手續受継届」(規則様式第9号)を提出させるか又は口頭で次の事項を陳述させなければならない(労審令第4条第1項及び第2項)。
- ① 事件の表示
- ② 受継の理由
- ③ 受継の年月日
- ④ 承継人の氏名及び住所又は居所

Ⅵ 資料の収集

1 意義

審査官が公正な判断を行うためには、判断の基礎となる事実関係の認定を的確に行う必要があり、そのためには事実関係の認定を適切な証拠に基づいて行う必要がある。この場合、資料の収集には次の2つの段階がある。

第一段階は、原処分庁が調査した内容等の調査復命書、審査請求人が提出した資料の収集である。

第二段階は、審査官の職権に基づく証拠収集である。

証拠資料は、原処分庁が提出したものや審査請求人が提出したものを基本として差し支えない

が、医証が対立している場合等提出された資料のみでは審理のために十分でないと判断した場合には、審査官が職権に基づいて新たに医証等の証拠資料を収集することが必要となってくる。

このために認められた審査官の調査権限が、「審理のための処分」(労審法第15条第1項)である。

なお、物件の所持者や立入場所の管理者等調査対象者から任意の協力が得られれば、「審理のための処分」による権限を行使せず証拠資料の収集を行うことは可能であるが、この場合は、調査書等により収集の経緯を明らかにしておく必要がある。また、「審理のための処分」については、審査請求人、原処分庁、利害関係者及び参与もその申立てを行うことができる。

2 審理のための処分

(1) 処分の種類

審理のための処分には、次の種類がある(労審法第15条第1項)。

① 審問

審査請求人又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

② 物件等提出命令

文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対して当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

③ 鑑定

鑑定人に鑑定させること。

④ 立入検査

事件に関係のある場所に立ち入って関係者に質問し、又は帳簿、書類、その他の物件を検査すること。

⑤ 受診命令

保険給付を受け又は受けようとする者に対し、審査官の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずること。

(2) 審理のための処分の申立て

審査請求人、原処分庁、利害関係者及び参与は、審理のための処分の申立てについて文書又は口頭で行うことができる(労審法第15条第1項、労

審令第13条第1項)。

申立てがあった場合には、審査官はその申立てを尊重し(労審令第13条第5項)、採用するか否かを慎重に判断しなければならないが、審理のために不必要であると認めるときは、その申立てを採用しないことができる。

ア 文書による申立ては、「労働保険審査請求書」(規則様式第1号)の「12 証拠」欄に記載させるか、又は「審理のための処分の申立書」(規則様式第5号)に事件の表示、申立ての趣旨及び理由を記載し、審理のための処分を申し立てる事項の番号に○印を付して提出させることにより行われる。

イ 口頭による申立てを行う場合は、必要な事項を陳述しなければならない(労審令第13条第3項)。この場合に、審査官は聴取書を作成し申立人に読み聞かせたうえ、申立人とともに、記名押印しなければならない(労審令第13条第4項)。

(3) 処分の嘱託

ア 審理のための処分は「決定を行う審査官が自ら行うことを原則」とするが、やむを得ない場合には、処分を行うのに便利な地域の審査官に、労審法第15条第1項第1号(審査請求人又は参考人の審問等)及び第4号(立入検査)に限って処分の嘱託をすることができる(労審法第15条第2項)。

イ 嘱託を行う場合には、事前に嘱託を受けるべき審査官に連絡を行った上で、「審理のための処分の嘱託について」(審査様式第31号)を送付することにより行うこと。

ウ 嘱託を受けた審査官は、速やかに処分を行い、その結果について嘱託を行った審査官に報告すること。

(4) 処分に応じない場合の措置

ア 審理のための処分を行った場合に、この処分に応じない者、虚偽の陳述若しくは報告又は鑑定を行った者に対しては罰則の適用がある(労審法第52条及び第53条)。ただし、審査請求人及び労審法第13条第1項の規定により通知を受けた利害関係者はこの限りでない(労審法第52条ただし書及び第53条ただし書)が、これらの者

が正当な理由なく審理のための処分に応ぜず、虚偽の報告を行うなど自ら審理を妨げるような場合には、審査請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる(労審法第15条第5項)。

イ 審査請求人がこれらの処分に応じない場合には、次の記載例のような督促状により期日を指定して督促すること。

督促は文書をもって行い、正当な理由なく当該処分に応じない場合には、審査請求を棄却することがある旨を付記すること。

3 資料収集に当たっての留意事項

(1) 基本的事項

ア 審理のための処分は、審査官の職権又は審査請求人等の申立てにより行われるものであるが、あくまでも「審理のための必要な限度」において行われるものであり、その必要性を十分に吟味した上で、原処分庁提出資料、審査請求人からの聴取書等の基本資料だけでは判断できない場合に限って、次の(2)に留意して時機を逸することなく実施すること。

イ 的確かつ効率的な処分を実施するため、事前に次の事項について十分に検討しておくこと。

① 審査請求書や意見陳述書により審査請求人の主張を的確に把握し、原処分に対する不服がどこにあるのか(例えば事実関係について争っているのか、医学上の因果関係について争っているのか、法令の適用解釈について争っているのかなど)、争点を明らかにすること。

② 原処分庁から提出された意見書、処分の根拠となった資料を精査し、調査が十分であるか、事実認定が妥当であるかなどを検討すること。

③ 上記により、調査実施の要否、方法、時期等を判断すること。

④ 証拠資料の散逸や廃棄のおそれも考えられるため、迅速な収集に留意すること。

ウ 意見書等の提出を求める場合には、必ず提出期日(原則として3週間)を定めておき、提出が遅れている場合は、適宜、督促を行うこと。

(2) 原処分庁提出資料及び審査請求人提出資料による判断

審査官の判断に必要な資料は、原則として原処

分庁提出資料及び審査請求人提出資料とし、審査官段階における追加資料等の収集は、次のアからウのとおり、現状の証拠では心証形成が困難であるときに限る等、必要最小限にとどめること。

ア 原処分庁が主張している事項に裏付けがない場合

- ① 原処分庁の感覚的な記載について裏付けとなる客観的なデータがない場合

例えば原処分庁の意見書では「被災者の業務量は同僚と同程度である」と記載しているが、審査請求人の業務量や労働時間等と同僚の業務量や労働時間等の実態とを比較していない場合等

- ② 原処分庁の定量的な記載に裏付けとなる資料がない場合

例えば原処分庁の意見書では「被災者の時間外労働は2時間である」と記載しているが、これを裏付ける就業規則、タイムカード、賃金台帳等を収集していない場合等

イ 原処分庁の主張自体に明らかな矛盾がある場合

- ① 原処分庁の主張が添付している資料等と矛盾する場合

例えば原処分庁の意見書では「被災者の時間外労働は2時間である」と記載しているが、添付してある就業規則、タイムカードから時間外労働は4時間と判断される場合等

- ② 原処分庁の主張が経験則に合っていない場合

例えば原処分庁の意見書では「〇〇まで出張するのに、要する時間は30分である」と記載しているが、距離、制限速度等からみて妥当ではないと思われる場合等（この場合の多くは、原処分庁が主張している事項に裏付けのない場合にも該当する）

ウ 法令・認定基準等に係る審査請求人の主張であって、原処分庁の調査がなされていない場合

本来調査すべき要件について原処分庁の調査がなされなかった場合であり、例えば腰痛について審査請求人が非災害性の要因とともに、災害性の要因についても主張しており、その主張

に根拠があるにもかかわらず、原処分庁がいずれか一方しか調査していない場合等

- (3) 審査請求人以外の者から提出された資料の取扱い

審査請求人又は関係者を誹謗中傷するような、審査請求人及び関係者の権利利益が侵害されるおそれのある内容が記載されている資料については、審査資料として採用しないなど、その取扱いには十分に注意すること。

なお、その資料に審査官が心証形成する上で、必要と思われる内容が含まれている場合には、改めて聴取をするなど、必要に応じて対処すること。

4 審問

- (1) 基本的事項

ア 審問とは、事実関係等を明らかにするため審査請求人又は参考人に質問し、その答弁内容を聴取することをいう。

審問に当たっては、平成6年9月本省補償課作成の「聴取書作成要領」の「Ⅱ 聴取に当たっての留意事項」を参照するとともに、特に次の点に留意すること。

- ① あらかじめ、収集した資料に基づき、聴取すべき事項を整理しておくこと。特に原処分庁の調査不十分な点、判断の裏付けが不十分な点、原処分庁と審査請求人の主張が相違している点などを整理しておくことが重要である（争点整理）。

- ② 申立ての単なる聴取に終始することなく、証言内容の矛盾点の解明、他の参考人の審問によって発見された事実の裏付けなどをできる限り聴取するように努めること。また、参考人の審査請求との関係、その事実を知った経緯、供述の模様や態度に矛盾や不明瞭な点がないかについて、留意すること。なお、審査官段階における参考人からの審問は、原処分の調査の補足的な事項や矛盾点解明に関することで足りること。

- ③ 審理の公正を疑わしめるような誘導尋問等は行ってはならない。

- ④ 「六何の原則」（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのようにして行ったのか）に留意して、後日他の者が読んでも事実関係が明確に特定できるよう聴取、記録すること。

⑤ 陳述者が直接経験した事実を述べた「直接供述」と他の者から聞いた事実を述べた「伝聞供述」とを明確に区別し、「伝聞供述」の場合、いつ、どこで、誰から聞いたかを明らかにしておくこと。

⑥ 審問中に陳述者から資料の提出があり、これを聴取書の末尾に添付する場合には、資料提出の経緯がわかるよう聴取書中に記載すること。

イ 審問の結果は、聴取書を作成し、陳述者に読み聞かせて誤りがないことを確認させ、署名押印又は指印（通常左示指）させること。なお、署名押印のない聴取書は、陳述者の同意がない限り、証拠能力がないとされていることに留意すること。また、聴取書冒頭の氏名欄を匿名とする聴取書は、作成しないこと。

(2) 審査請求人に対する審問

ア 審査請求人に対して審問を行う場合には、「来庁要求通知書」（審査様式第17号）により来庁を求めること。なお、審問に際しては、あらかじめ労審法第15条第5項に規定する事項について警告しておくこと。

イ 審査請求人の陳述については、主張に関する事項と客観的な事実に関する事項とを明確に区別して聴取、記録すること。

ウ 代理人が、審査請求人に対する審問に立ち会う旨申し出た場合には、拒否することができない。

ただし、審問内容が審査請求人の見聞した事実関係に関する事項のみであって、代理人の同席が円滑な審問に支障を来すと予想される場合には、単独での審問を申し入れることは差し支えないこと。

(3) 参考人に対する審問

ア 審査官段階における参考人からの聴取は、原則として次の場合に限り行う。

① 原処分庁が主張している事項について裏付けを要する場合

② 原処分庁の主張に明らかに矛盾があり、この矛盾の解消を要する場合

③ 法令・認定基準等の要件に係る審査請求人の主張であって、原処分庁の調査がなされていない場合等現状の証拠では心証形成が困難で

ある場合

イ 参考人の選定に当たっては、偏りがないようにすること。

例えば審査請求人と所属事業場が対立関係にあるような場合に、同僚等多数の関係者の中から一部を選定して参考人として審問するときには、審理の公正が疑われることのないよう、客観的な基準で参考人を選定すること。

ウ 審査請求人と参考人又は参考人相互の供述内容に大きな相違がある場合には、さらに他の参考人から審問を行うなどにより客観的な事実認定に努めること。

エ 参考人を審問しようとするときは、「来庁の依頼について」（審査様式第23号）により出頭を依頼すること。審問の場所は、局又は最寄りの署で行うことが望ましいが、やむを得ず事業場内で行う場合には、上司又は他の参考人の同席を避けて行うこと。

5 物件等提出命令

(1) 概要

審査官は、文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対して文書等の提出を命じ、又はこれを留め置くことができる（労審法第15条第1項第2号）。

文書等の提出命令は、あらかじめ「物件の提出について」（審査様式第26号）によって行う。ただし、文書等の所持者を参考人等として呼び出すときは、「来庁の依頼について」（審査様式第23号）に併記して差し支えなく、また、文書等の所持者が当該物件を持参のうえ出頭した場合には口頭で命令できる。

なお、提出された文書等を留め置く場合には、「提出物件預り証」（審査様式第28号）を当該文書等と引き換えに交付すること。

(2) 命令に当たっての留意事項

ア 文書等は保存年限等の関係もあり、廃棄、散逸のおそれがあるため、文書等の提出命令はできる限り早期に行うこと。

イ 客観的な資料の収集に努めること。

例えば被災労働者の時間外労働を把握しようとする場合は、事業主に時間数を記載させて報

告させるのではなく、客観的に信頼し得る資料、すなわち出勤簿、タイムカード、賃金台帳等の提出を求めること。

6 鑑定

(1) 概要

鑑定とは、審査官の判断を補助させるために、特に高度な医学的知識を有する学識経験者等から、その専門的知識又はその知識を利用した判断を報告させることである。

鑑定の結果については、原則として書面によって報告させること。

なお、鑑定は「業務上外」の判断を求めるものではない（これは行政の責任によって決すべき判断である。）。

(2) 鑑定の依頼

ア 審査請求事件においては、原処分庁の医証及び審査請求人の医証が提出されている場合が多く、既に医証の収集は尽くされていると考えられることから、原則として、次の場合を除き新たな医証の収集はしないこと。

(ア) 原処分庁の提出した医証が前提とした事実と審査官が認定した事実が大きく異なっているなどにより、認定基準に該当するか否かの判断が異なってくる場合

(イ) 疾病名や基礎疾患等の程度について争いがあり、業務と発症との医学的関連性以外の専門的事項について原処分庁と審査請求人の医証との間に対立がある場合

(ウ) 認定基準が定まっておらず個別に判断するとされている場合、また、認定基準の内容が医学的に個別判断するとされているにとどまっている場合

(エ) 認定基準が変更になった場合

(注) (ア) の原処分庁の提出した医証が前提とした事実と審査官が認定した事実が大きく異なっている場合とは、例えば①原処分庁が医証の収集に当たって、被災者の時間外労働時間を20時間と認定しているが、審査官は被災者の時間外労働時間を50時間と認定した場合、②審査請求人が多くの症状を訴えているのに、原処分庁の採用した医証ではそのう

ちの一部しかみていない場合等をいう。

(イ) の基礎疾患の程度について争いがある場合とは、例えば①審査請求人側の医証では基礎疾患の程度は重篤ではなくいつでも発症しうる状態ではないと記載されているのに、原処分庁の医証では基礎疾患の程度が重篤でありいつでも発症しうる状態と記載されている場合、②審査請求人側の医証では「上肢に機能障害があり、肩関節の可動域角度が健側の1/2以下に制限されている」と記載されているのに、原処分庁の医証では「肩関節の可動域角度の制限はない」と記載されているような場合等をいう。

イ 審査官が審査請求人の主張等を踏まえた上で、可能な限り早期に（受理後直ちに）鑑定の必要性を判断すること。

ウ 鑑定により明らかにしたい点が明確化されていないと適切な鑑定結果が得られないことから、鑑定事項については、例えば医学的事項であれば、「業務との医学的因果関係」等依頼すべき鑑定事項が何であるかを検討し、明確化すること。

鑑定事項に応じて、ふさわしい鑑定人を選定した上で、鑑定事項の趣旨について説明し、事前に了解を得ること。

鑑定人の選出に当たっては、鑑定事項について権威があり、かつ、中立公正な立場にある専門家を選出するよう配慮することとし、必要に応じて地方労災医員等の助言を求めること。

エ 「鑑定の依頼について」（審査様式第25号）は、内容を整理し、簡潔かつ具体的に記述する必要があるが、次の点を踏まえた上で依頼を行うこと。

(ア) 依頼する目的

鑑定人に対して鑑定を依頼する目的は、審査官が業務起因性の判断を行う前提として、例えば主治医の診断（検査所見等の判断根拠を含む。）に対する評価、業務との関連性等に関する医学的な判断を得ることである。

(イ) 依頼する時期

鑑定人に鑑定を依頼する時期は、審査請求事件に係る争点整理に基づく審・調査が終了し

た時点で行うこととなるが、鑑定が必要と判断した事件については、原処分庁で依頼した医師を参考にして、鑑定依頼する医師を早期に確定するとともに、初動調査の段階から地方労災医員及び鑑定人に必要とされる医学的資料について相談する必要がある。

(ウ) 依頼方法

- ① 単に「業務上外について」という依頼では、業務上外の認定そのものを医師が行うような印象を与えることとなるので、当該労災請求に係る傷病と業務との間の医学的な関連性（可能性とその程度）について依頼すること。

また、その際には、判断の基礎となった医学的根拠（又は判断理由）についても併せて記述されるよう依頼すること。

- ② 原処分庁及び審査請求人から提出された医証について、医学専門用語、外国語で記載されている部分、表現や論旨等の不明な部分等があれば、それぞれ医師に照会して不明な点を解消しておくこと。
- ③ 原処分庁が意見書を依頼するに際して添付した資料を把握しておくこと。
- ④ 事件の概要をまとめた文書を作成すること。
- ⑤ できる限り鑑定人に面談して、事件の内容、問題点等を十分に説明すること。
- ⑥ 原処分庁、審査請求人の提出した医師の意見書の写しを添付した上、傷病名が明らかになるよう診療録等を添付して鑑定依頼をすること。
- ⑦ 原処分庁、審査請求人の提出した医師の意見及びそれぞれが前提とした事実、さらに審査官が認定した事実を原処分庁意見書添付資料を活用して一覧表にし、鑑定依頼をする事項を具体的にした上で行うこと。

なお、傷病名や基礎疾患の程度等に争いがあり、業務と発症との医学的関連性以外の専門的事項について原処分庁と審査請求人の医証との間に対立がある場合には、次の事項について鑑定依頼を行うこと。

- a 被災者の基礎疾患の程度等について、対立している医証のうちどちらが医学経験則上妥当か。

- b aについて、審査請求人に有利な鑑定意見の場合については、そのことを踏まえつつ、総合的に判断したときの業務と疾病との因果関係の程度。

- ⑧ 鑑定人が地方労災医員以外の医師で、労災保険に精通していない場合には、労災保険制度の概要、業務上外の認定の考え方、認定基準の内容等についても説明し、十分な理解を得るよう努めた上で鑑定を依頼すること。
- ⑨ 鑑定医については、局管理者が日頃から連携を保っておくことにより、鑑定の依頼等が円滑に行えるよう配慮すること。

(エ) 依頼事項

鑑定人に対する具体的な依頼事項としては、一般的には次のものがある。

なお、依頼の根拠及び依頼時における留意事項は、次のとおりである。

① 疾病名の特定

例えば、主治医が、被災労働者の死亡の原因を「急性心不全」としている場合には、死亡した原因が具体的にどのような疾病によるものであるか（認定基準に掲げられている疾病に該当するか否か等）を確認する必要があるためである。

死亡診断書又は死体検案書、警察署及び消防署の回答文書等を提示すること。

② 発症の時期

業務上疾病の認定等では発症時期の捉え方次第で業務による心理的負荷や業務の過重性、有害因子のばく露状況等の評価に違いが生じるためである。

自覚症状に関する聴取書等を提示する。

③ 基礎疾患等との関連

既往歴や基礎疾患等がある場合には、疾病の発症との関連を明らかにする必要があるためである。

健康診断の記録等を提示すること。

④ 業務との関連性

疾病の発症が、有害因子へのばく露、過重な業務への従事等によるものかについての医学的な判断の必要があることによる。

なお、医学的因果関係の有無が断定し得な

い場合には、医学的見地からみた業務との関連の可能性とその程度を確認する必要がある。

被災労働者の労働実態等に関する資料を提示する。

⑤ その他参考となる資料

(3) 鑑定後の対応

ア 鑑定意見が提出された場合、審査官は鑑定の結果を十分に尊重すべきであるが、これに必ずしも拘束されるものではないことから、単に結論のみにとらわれることなく、どのような根拠から、当該結論が導き出されたかについて評価を行い、当該結論の妥当性を判断すること。

イ 鑑定意見の医学専門用語、外国語で記載されている部分、表現や論旨等が不明確な部分等は、鑑定人、地方労災医員に説明を受けるなどして必ずその意味を確認すること。

ウ 審査官は、上記の結果、必要があると認めるときには、他の鑑定人に再度鑑定を依頼すること。

7 立入検査

(1) 概要

審査官は、直接、事件に関係のある事業場やその他の場所に立ち入り、事業主や関係労働者に質問したり、帳簿、書類、その他の物件を実地に検査することができる（労審法第15条第1項第4号）。この立入検査の場所、物件については特段の制限等はなく、審査請求人や事業主の自宅含まれると解されるが、審理のために必要とされる範囲内においてなされるべきものであることはいうまでもない。この立入検査によって検査した物件については、その場で口頭によってその所有者、所持者等に対して提出を命じ、かつ、それを留め置くこともできる。

(2) 事前の準備

ア 立入検査を行う場合には、あらかじめ、調査すべき事項の検討、現場の状況の把握、説明を受けるべき関係者の選定など限られた時間内に効率的な調査が行えるよう十分な準備を行うこと。

イ 審査官は、事業場等関係場所に立ち入る権限を有しているが、円滑な検査を図るため、可能な限り立入先の了解を得るよう努めること。

ウ 審査請求人、利害関係者等の申立てにより立入検査を行う場合には、申立人に立ち会う機会

を与えるため、日時、場所等を通知する（労審法第15条第4項）。

参与は、立入検査の処分を申し立てることはできるが、立ち会う権利を有しないので、参与が立ち会うことを求めた場合には、事前に連絡して立入先に了解を得ておく必要がある。了解が得られないときは、参与に立会いができない旨伝えること。

エ 写真撮影や計測等を行う場合で、他の職員の補助を必要とするときは、事前に関係職員等に連絡し調整しておくこと。

(3) 検査の実施

ア 検査中は、公正な態度の保持に努め、結論めいた言動は厳に慎むこと。

イ 立入先の事情を考慮して、効率的な調査を心掛けること。

ウ 「労働者災害補償保険審査官証票」（規則様式第6号）を携帯し、必ず提示すること。

(4) 検査実施後の処理

ア 立入検査の結果については、調査書を作成し、記名押印すること。検査の過程で関係者から陳述を得た場合は、必ず聴取書を作成し、陳述者に読み聞かせた上、陳述者とともに署名押印すること。

イ 立入検査の過程で物件等を提出させてこれを留め置く場合は、「提出物件預り証」（審査様式第28号）を提出者に交付すること。

8 受診命令

(1) 概要

受診命令は、審査官が他の既存の資料のみによっては事件の判断が困難であると認められる場合に医学的判断資料を得る目的で行うものであり、審査官が受診機関、医師を指定して行うものであること。

命令に当たっては、受診の趣旨を被命令者に説明し、円滑な運用が行われるよう留意すること。

(2) 命令に当たっての留意事項（「6 鑑定」参照）

ア 的確な診断意見書が提出されるように診断を依頼する医師に対して、あらかじめ診断事項等について十分な説明を行うとともに、必要に応じて診療機関の医事担当者に対しても説明を行うこ

とにより、円滑な診断がなされるよう配慮すること。
イ 命令に当たっては、あらかじめ被命令者に受診命令の趣旨等について十分に説明した上で、「受診の命令について」（審査様式第30号）により行うこと。

ウ 受診命令が正当な理由なく拒否されたときは、他の資料を十分に検討した上で、決定の心証を得られれば判断を下し、心証を得られなければ、受診命令を拒否したことをもって棄却の決定を行うこともやむを得ない。

エ 受診命令の結果、医師から意見書等が提出された場合は、鑑定に準じて取り扱うこと。

Ⅶ 参与からの意見聴取

1 概要

参与は、審査官に対して審査請求事件につき意見を述べることができることとされており、審査官は、決定に当たってはその意見を尊重しなければならないこととされている（労審令第8条第1項）。

この参与の意見を、審査官がどのような方法、形式で徴するかについては特段の定めはなく、聴取方法等については審査官の裁量に委ねられている。

2 参与会

(1) 参与会の性格

参与会は、審査官が各参与に個別に面談して意見聴取するよりも、参与が一堂に会する場で、意見聴取を行った方が効率的であるとして便宜的に開催されているものである。

したがって、参与会は参与から意見を聴取するための場であって、審査請求事件について、参与と審査官が合議をして判断を下す場ではない。

(2) 参与会の日程

あらかじめ、年間又は四半期ごとなどの参与会開催計画を作成し、参与会の日程を踏まえた事務処理を進めること。

なお、参与会開催の日程の調整が困難な場合には持ち回りで意見を徴するなどの方法を講じることも配慮して、参与会の日程のために決定が遅れることのないようにすること。

(3) 参与会の運営

参与会は、参与から意見聴取する場であること

から、その構成は基本的には参与と審査官からなるが、局の労災補償課長等も同席していることから、参与会で参与から審査請求事件に関連した法令、通達等の解釈や行政取扱等について説明を求められたときは、局の労災補償課長や労災補償監察官等が答えること。

なお、局の労災補償課長や労災補償監察官等は、原処分庁の代理人ではないので、原処分庁の正当性を主張する意見を述べることなどのないよう留意すること。

3 参与会への提出資料

審査官は、決定書(案)を作成し、同(案)から主文及び結論部分を除いたものを参与に資料として提出し、証拠資料等は、必要に応じて閲覧に供することで差し支えないこと。

4 参与会での意見聴取の結果資料

審査官は、各参与から意見聴取した結果を事件ごとにまとめて資料を作成することとし、資料の内容は意見の要旨及び結論のみで差し支えなく、簡潔なものとする。

Ⅷ 文書その他の物件の閲覧等

1 文書その他の物件の閲覧等

(1) 基本的事項

審査請求人、利害関係者及び参与は、決定があるまでの間、審査官に対し、審査請求事件に関し、審査請求人、利害関係者、参与及び原処分庁から提出された文書その他の物件や、審査官が収集した文書その他の物件の閲覧又は当該文書の写しの交付若しくは電磁的に記録された事項を記載した書面の交付（以下「文書その他の物件の閲覧等」という。）を求めることができる（労審法第4条の3第1項）。

(2) 個人情報保護法との関係

審査請求人等は、当該本人に係る文書の閲覧や写しの交付を求める場合には、労審法に基づく文書その他の物件の閲覧等を求めるほか、個人情報保護法に基づく開示請求をすることができる。

労審法に基づく文書その他の物件の閲覧等と個人情報保護法に基づく開示請求では、次のとおり、閲覧又は開示の判断基準及び処分性の有無

に相違がある。

なお、情報公開法においては、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは不開示情報に当たると規定されており(情報公開法第5条)、情報公開法に基づく開示請求では、文書等の大部分は開示できないことが考えられることから、審査請求人等からの当該本人に係る文書の閲覧や写しの交付の申出に対して、同法による開示請求について説明することは適切でないので留意すること。

ア 労審法に基づく文書その他の物件の閲覧等

審査官は、①第三者の利益を害するおそれのあるとき、②その他正当な理由があるときでなければ文書その他の物件の閲覧等を拒むことはできず、この判断を行うに当たっては、審査官が必要がないと認める場合を除き、当該閲覧等に係る文書その他の物件の提出人に意見を聴かなければならない(労審法第16条の3第2項)。

労審法に基づく文書その他の物件の閲覧等は、審査請求に対する決定を行うための手続の一部であって、その可否の判断自体に処分性は認められないことから、当該判断に不服がある場合であっても、不服申立てを行うことはできない。

イ 個人情報保護法に基づく開示請求

行政機関の長は、開示請求があったときは、個人情報保護法第14条各号に規定する不開示情報に該当する情報を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない(個人情報保護法第14条)。

また、個人情報保護法に基づく開示決定は、行手法及び行審法の適用を受ける行政処分であることから、処分に不服がある場合には不服申立てを行うことができる。

2 文書その他の物件の閲覧等の対象

文書その他の物件の閲覧等の対象は、次に掲げるものであり、申立てがなされた時点で審査官が保有するものに限られる。

- ① 労審法第14条の3第1項(文書その他の物件の提出)に基づき、審査請求人、利害関係者又は参与から提出された証拠文書その他の物件

- ② 労審法第14条の3第2項(文書その他の物件の提出)に基づき、原処分庁から提出された原処分の理由となる事実を証する文書その他の物件

- ③ 労審法第15条第1項(審理のための処分)に基づく審理のための処分により提出された文書その他の物件

3 文書その他の物件の閲覧等の事務処理

(1) 文書その他の物件の閲覧等に係る事務処理の流れ[省略]

(2) 文書その他の物件の閲覧等の申立ての受付

審査請求人等が文書その他の物件の閲覧等を希望する場合には、必ずしも全ての閲覧等が認められるものではないこと、閲覧等の可否に係る不服申立てはできないこと(労審法第22条の2)、閲覧等の実施までに一定の期間を要すること、及び個人情報保護法に基づく開示請求も可能であることを丁寧に説明した上、「文書その他の物件の閲覧等申立書」(審査様式第43号)を提出させること。

(3) 対象の特定

「文書その他の物件の閲覧等申立書」(審査様式第43号)には、申立人が閲覧等を求めるものをできるだけ具体的に記載させることが望ましいが、具体的な名称等の記載がなくても、閲覧等を求める対象を特定できればよく、例えば「審査請求人〇〇〇〇が平成〇年〇月〇日付けで行った〇〇(補償)給付審査請求事件の審理に係る文書一式」のような記載で足りる。

「文書その他の物件の閲覧等申立書」の記載だけでは、閲覧等を求める対象を十分に特定することができない場合は、審査官は、申立人に確認し、確認を行った日時、相手方、内容を「文書その他の物件の閲覧等申立書」の余白に朱書きするとともに、当該確認を行ったことを「審査請求処理計画・処理経過簿」(審査様式第37号)に記録すること。

なお、閲覧等の対象が膨大である場合には、審査官は、申立人に対し、閲覧等の実施までに相応の時間を要すること、また、写しの交付手数料がかさむことから、閲覧等の対象から申立人が提出した文書等を除外するなどの検討を促すこと。

(4) 提出人の意見の確認

審査官は、文書その他の物件の閲覧等をさせようとするときは、審査官がその必要がないと認めるときを除き、当該閲覧等に係る文書その他の物件の提出人の意見を聴かなければならない（労審法第16条の3第2項）。

文書その他の物件の提出人の意見は、「文書その他の物件の閲覧等に係る意見の確認について」（審査様式第44号）を提出人に送付することにより確認すること。送付に当たっては、対象の文書その他の物件の写し及び返送用封筒を同封することなどにより、提出人に内容を確認させ、同様式別紙の「文書その他の物件の閲覧等に係る意見の確認について（回答書）」に意見を記載し、2週間程度の期限をもって、審査官あて回答書を返送させること。

文書等の提出人が、回答書において文書その他の物件の一部又は全部の閲覧等を容認しない旨の意思表示をした場合で、回答書の記載だけではその理由が明らかでないときは、電話等により提出人に確認し、その内容を「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第37号）に記録すること。

なお、審査官が文書その他の物件の閲覧等を拒む正当な理由がないことが明らかである場合など、審査官が提出人の意見を聴く必要がないと認めるときは、これを行う必要はない。

また、原処分庁が提出人であるものの意見については、個人情報保護法等に基づく行政庁としての一般的な判断にとどまることから、原則として確認する必要はない。

(5) 文書その他の物件の閲覧等の可否の判断

審査官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、閲覧等を拒むことはできない（労審法第16条の3第1項）。

「正当な理由」とは、例えば閲覧等に係る文書の一部又は全部が個人情報保護法第14条各号に掲げる不開示情報に該当する場合等である。この場合は、同法に基づく開示請求における取扱いを参考に判断すること。

また、審査官は、その必要がないと認めるときを除き、文書その他の物件の閲覧等について提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査官

は、当該意見に拘束されないので、提出人が文書の閲覧等を容認しないことのみを理由として直ちに閲覧等を拒むことはできず、当該文書の閲覧等を認めることによって提出人が被る不利益の内容や程度を検討し、文書の閲覧等を拒む「正当な理由」が認められるか否かを判断すること。

文書等の提出人の意見と個人情報保護法第14条各号に掲げる不開示情報の関係は、次のとおりである。

閲覧等に 不開示情報	該当 非該当	文書の提出人の意見	
		同意	不同意
		閲覧可	閲覧不可
		閲覧可	個別に検討

なお、正当な理由なく文書の閲覧等を拒んだ場合、審査請求に対する決定を経た後で提起される行政訴訟において、審査請求手続の違法性を問われることが考えられる。

(6) 文書その他の物件の閲覧等に係る通知

文書のその他の物件の閲覧等の申立てに対する判断をしたときは、審査官は、「文書その他の物件の閲覧等について（通知）」（審査様式第45号）に「交付実施申立書」（規則様式第5号の2）を添えて、申立人あて通知すること。

ア 対象文書その他の物件の名称

「文書その他の物件の閲覧等について（通知）」には、申立ての対象文書その他の物件の名称を、全部又は一部の閲覧等を認めるもの、全部の閲覧等を認めないものに分けて記載すること。

イ 写しの交付を希望する場合の手数料の明示

写しの交付を受ける申立人は、手数料を納付しなければならない。写しの交付に要する手数料は次のとおりである。

白黒コピー 1枚につき10円

カラーコピー 1枚につき20円

なお、用紙の両面に複写又は出力された用紙については、片面を1枚とする（労審法第16条の3第4項、労審令第14条の5第1項）。

審査官は、文書の枚数から、申立人が納付すべき手数料を計算し、「文書その他の物件の閲覧等について（通知）」に記載すること。

ウ 写しの交付に当たって郵送を希望する場合の費用の明示

申立人が、文書の写しの交付に当たり送付を希望する場合は、手数料のほか送付に要する費用を徴収することとされている（労審令第14条の7）。

審査官は、文書の枚数から計算した重量に基づき、必要な郵便料金を「文書その他の物件の閲覧等について（通知）」に示すこと。

また、対象文書に申立人又はその他の第三者の個人情報が含まれる場合は、簡易書留等の特殊取扱郵便として発送するための費用についても併せて記載すること。

(7) 閲覧等の実施方法の確認

審査官は、申立人に対し、「文書その他の物件の閲覧等について（通知）」（審査様式第45号）を送付した後、申立人からの「交付実施申立書」（規則様式第5号の2）の提出により、閲覧又は写しの交付の希望の別、写しの送付の要否を確認すること。

(8) 閲覧等の実施

申立人から「交付実施申立書」（規則様式第5号の2）が提出されたときは、審査官は、申立人の希望に応じ、閲覧又は写しの交付を遅滞なく実施すること。

なお、文書その他の物件の閲覧等の実施に当たっては、閲覧を認めない部分のマスキングが適正に行われていることを必ず複数人で確認し、確認を行った旨を「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第37号）に記録すること。

ア 閲覧

申立人が閲覧を希望する場合は、審査官は、申立人と電話等により日程調整を行った上、日時及び場所を指定すること。

なお、閲覧場所は、審査官の所属する局とすること。

閲覧させる文書等は、紛失や汚損などを防止する観点から、閲覧を認めない部分の有無に関わらず、写しを閲覧させること。また、閲覧は、審査官等の立会いのもとで実施すること。

イ 写しの交付

(ア) 手数料の徴収

申立人が写しの交付を希望する場合は、手数料

を徴収する（労審法第16条の3第4項、労審令第14条の5第1項）。手数料は、審査官が「文書その他の物件の閲覧等について（通知）」（審査様式第45号）において示した金額の収入印紙を「交付実施申立書」（規則様式第5号の2）に貼って提出することにより、納付させること（労審令第14条の5第2項、労審則第5条の3第1号）（徴収すべき費用については上記（6）イを参照）。

（イ）収入印紙の取扱い〔省略〕

（ウ）手数料の減額又は免除

手数料については、減免措置が設けられている。審査官は、申立人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めたときは、2,000円を限度として手数料を減額し、又は免除することができる（労審法第16条の3第5項、労審令第14条の6）。

申立人が手数料の減免を求める場合、「手数料減額・免除申請書」（審査様式第46号）に減免を求める理由を記載して提出させること。

「手数料減額・免除申請書」には、申立人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合は、当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない（労審令第14条の6第3項）。

なお、生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを証する書面は、市又は特別区の福祉事務所、町村が所在する都道府県の福祉事務所（当該町村の福祉事務所があるときは、当該福祉事務所）で発行されるものであること。

減免を求める理由となる「その他の事実」とは、生活保護法に基づく扶助を受けてはいないが、これに準ずる状態であり、当該事実を証明する書面については、例えば同一の世帯に属する者すべての市町村民税が非課税であることを証明する書面等が考えられる。

ウ 写しの送付

申立人が写しの送付を希望する場合は、審査官が「文書その他の物件の閲覧等について（通知）」（審査様式第45号）において示した金額の郵便切手を「交付実施申立書」（規則様式第5号の2）

に添えて提出させることにより納付させ（労審令第14条の7、労審則第5条の4第1号）、審査官はこの郵便切手を使用して簡易書留等により文書の写しを郵送すること。

(9) 閲覧等の申立ての取下げ

閲覧等の申立ての取下げについては、審査官は、申立人の意思を確認し、申立人が提出した「文書その他の物件の閲覧等申立書」（審査様式第43号）の余白に、当該確認を行った日時、相手方、内容を朱書きで付記するとともに、「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第37号）に記録すること。

Ⅸ 審査請求事務の終了

1 概要

(1) 審査請求事務の終了事由

審査請求の事務は、通常、決定がなされることにより終了する。また、次のような事由が生じたときも終了する。

ア 審査請求人が審査請求を取り下げた場合（労審法第17条の2）

イ 審査請求人が死亡（審査請求人が法人の場合は、その法人が消滅）したが、その地位を承継する者がいない場合

ウ 審査請求受理後3か月を経過し、かつ、審査官の決定がない場合であって審査請求人が再審査請求を行い、審査請求が取り下げられたとみなされる場合（労災法第38条第2項、労審法第17条の2第3項）

これらの場合、特に審査請求事務の終了を宣言する必要はないが、既に関係者に対し受理通知を行っている場合には、原処分庁、利害関係者及び参与に対してその旨を通知すること（審査様式第13号。承継に関する取扱い「V 本案審理 11 審査請求手続の受継」参照）。

(2) 審査請求事務の終了に伴う文書の返還

ア 審査官は、決定をしたときは、速やかに事件につき提出された文書その他の物件をその提出人に返還しなければならない（労審法第21条の2）。また、上記（1）アからウの事由によって審査請求事務が終了したときも同様であること。

この場合、その後の争いを避けるために、「提

出物件受取証明書」（審査様式第29号）を徴しておくこと。

なお、再審査請求又は行政訴訟の提起が予想される事件については、返還するときに、当該文書等の写しを作成し、編てつ、保管しておくこと。また、（1）ウの事由によって審査請求事務が終了したときは、下記イにも留意すること。

イ 上記（1）ウの場合（審査官の決定前に再審査請求がなされたとき）には、審査官が既に収集している資料であって、審査官が作成したもの及び審査官が職権により審査請求人以外の医師等の第三者から収集したものについては、「X 審査請求に伴うその他の事務処理 7 審査官の審査会への対応」に準じて審査会へ送付すること。また、審査請求人から提出された資料については、必ず審査請求人の意向を確認した上で、審査請求人が審査会への送付を求めた場合には当該資料等を審査会へ送付し、返還を求めた場合には速やかに審査請求人に返還すること。

なお、審査官が職権により既に証拠収集のために事業場、医師等に作成・提出を依頼している未だ提出がないものについては、当該依頼文の写しを審査会に提出すること。また、その後、当該証拠資料が審査官に提出されたときには、これを返戻することなく、速やかに審査会へ送付すること。

2 審査請求の取下げ

(1) 方式

審査請求人は、決定があるまでは、いつでも、審査請求を取り下げることができる（労審法第17条の2第1項）。

取下げは審査官に対してなされるものであり、原処分庁に取下げ書を提出しただけでは効力を生じない。

なお、原処分庁が審査官に取下げ書の取次ぎを行うことは差し支えないこと。

取下げは、「審査請求取下げ書」（審査様式第33号）によって行わなければならない（労審法第17条の2第2項）。

取下げ書には、労審令第15条の2第1項に掲げる事項を記載させ、審査請求人（審査請求人が法

いであるときは代表者）又は代理人に記名押印させなければならない。

代理人によって取下げをする場合は、取下げ書に委任状を添付させなければならない（労審令第15条の2第2項）。

(2) 取下げ通知

審査官は、審査請求が取り下げられたときは、その旨を原処分庁、利害関係者及び参与に文書で通知しなければならない（労審令第15条の2第3項）。

(3) 取下げの効果

審査請求が取り下げられると、審査請求は最初からなかったものとみなされる。したがって、取下げが原処分のあったことを知った日の翌日から3か月以内であれば、審査請求人が再び審査請求をすることはできるが、3か月を経過した後であれば再度の審査請求はできない。また、再審査請求及び行政訴訟の提起もできない。

(4) 取下げのみなし

審査請求人は、審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないときは、再審査請求及び行政訴訟の提起をすることができる（労災法第38条第2項）。この再審査請求がなされたとき、当該審査請求は取り下げられたものとみなされる（労審法第17条の2第3項）ので、上記(2)に準じて、原処分庁等に取下げの通知を行うこと（具体的な事務処理については、「Ⅵ 決定を経ずに再審査請求等が行われた事件の事務処理」参照）。

3 決定

(1) 概要

決定は、審理が決定するに熟したとき、すなわち審理を尽くしたと審査官が判断したとき速やかに文書によって行うものである。

決定の態様としては、次の二つがある。

ア 全部決定

一つの審査請求事件において決定されるべき事項に関する審理がすべて決定するに熟した場合には、審理を終結して全部決定を行う。審査請求が併合されたときの全部決定の数は一つであり、一つの決定書により行われる。ただし、審査請求を分離したときは、決定は各分離した審査請求ごとに行うものである。

イ 一部決定

審査官は、審査請求事件の一部についてまず決定をすることが手続を進める上で好都合であり、かつ、それが可能な状態になったときは、全部の決定に先立って一部決定を行うことができる（労審令第16条）。一部決定は、数個の審査請求が併合されているときで、その一部の審査請求に関する審理について決定するに熟し、かつ、その一部の審査請求に対する判断が他の部分の審査請求に対する判断と全く独立に行うことができる場合に限られる。

(2) 決定の種類

ア 審査請求却下の決定

要件審理により審査請求を不適法として却下する場合（「Ⅳ 要件審理 2 不適法な審査請求と却下決定」参照）のほか、審理中に原処分庁が自ら当該原処分を取り消した場合に、審査請求人が審査請求を取り下げないときは、対象となる処分が存在しなくなったとして、審査請求却下の決定をする。

イ 審査請求棄却の決定

原処分が違法でないと認められるときには、審査請求棄却の決定を行う。審査請求棄却の決定は、あくまでも原処分が違法でないことを理由として行うものであって、労審法第15条第5項の適用がある場合は別として、審査請求人の居所不明等の事由があったとしても、それだけの理由では審査請求を棄却できない。

ここでいう「違法」とは、行政処分が法令に違反していることをいう。

ウ 原処分取消の決定

原処分が違法であると認められるときは、その処分を取り消す旨の決定を行う。

ただし、違法な処分であっても、その結果、審査請求人に有利となっている場合には、不利益変更禁止の原則により取り消し得ない（下記「(3) 決定の範囲」参照）。

審査請求に係る数個の原処分の一部が違法であると認められるときは、その原処分についてののみ取り消す旨の決定を行う。これは、取り消される原処分が審査請求の内容からみて分割することができる場合に限られる。

(3) 決定の範囲

ア 不告不理の原則

審査官は、審査請求の範囲を超えて決定することはできない（不告不理の原則）。審査請求の範囲は取消しを求める原処分の範囲内に限られ、審査請求の趣旨として表現されるものである。

例えば審査請求人が、治ゆ認定に関連して、療養補償給付の支給継続を求めて審査請求をした場合には、既に支給した障害補償給付の額については、審査請求の対象となっていないので、たとえ治ゆ認定に誤りがあり、障害補償給付の支給も取り消されるべきであるとしても、この点について審査し、決定することはできず、療養補償給付に関する処分に限定して決定しなければならない。

しかしながら、審査請求の趣旨に対する判断に当たっては、審査請求人の申し立てる審査請求の理由に拘束されることはない。例えば療養補償給付の不支給処分について、原処分の理由が、審査請求人が労働者でないということであり、審査請求の理由も審査請求人が労働者であるということに限られている場合、この点について原処分の労働者でないとの理由が誤っている場合であっても、審査官が当該災害を他の理由（例えば因果関係がない）により業務外のものであると認定すれば、その理由により原処分を維持し、審査請求を棄却して差し支えない。

イ 不利益変更の禁止

審査請求は、行政救済の手段たる性格をもつことから、審査官は審査請求人に不利益となるような取消決定はできないこと（不利益変更の禁止）。

例えば審査請求人の受けた障害補償給付に関する処分（障害等級第12級）が、障害等級第14級に該当するものと判断されても、原処分の取消決定はできず、棄却の決定をなし得るのみであること。

(4) 決定の基礎

審査官は、決定するに当たり、審査請求人や原処分庁が提出した資料及び労審法第15条の規定によって自ら収集した資料に基づき、いかなる事実をいかなる証拠に基づいて認定したかを明確にしなければならず、この事実認定を基礎とし、法令（その行政解釈は、通常通達等に示されている。）を適用して、決定を行うものである。

なお、請求人等が加工した提出資料をそのまま使用することなく、タイムカード、同僚の証言等の証拠に基づき、事実を具体的に明らかにしなければならない。

4 決定書の作成要領について

(1) 決定書の記載事項

決定書には、次に掲げる事項を記載しなければならない（労審法第4条、労審令第17条）。

ア～サ [省略]

(2) 決定書の「事案の概要」の記載事項

「事案の概要」として、「第1 審査請求の趣旨」及び「第2 経過」を記載すること。

(3) 「事案の概要」の記載事項についての説明

ア～イ [省略]

(4) 決定書の「主張の要旨」の記載事項

「主張の要旨」として、「第1 審査請求人の主張」、「第2 利害関係者の主張」及び「第3 原処分庁の意見」を記載すること。

(5) 「主張の要旨」の記載事項についての説明

ア～イ [省略]

(6) 決定書の「理由」の記載事項

決定書の「主文」の理由を示す部分である。主文の内容である結論に至る審査官の論理的な判断の過程を記載するものであり、その構成は、以下のとおりとする。[省略]

(7) 「理由」の記載事項についての説明

ア～イ [省略]

(8) 教示

決定書には、①審査会に対して再審査請求をすることができる旨及び再審査請求期間（労審法第4条第2項）、②原処分又は審査官の決定の取消しを求める訴訟の被告とすべき者、出訴期間（行訴法第46条第1項）を教示しなければならない。

再審査請求が審査官の決定の取消しを求めるものと誤認されることのないよう、教示の内容を次のとおりとする。[省略]

(9) 訂正印、頁間の割印[省略]

5 決定の効果

(1) 決定の効力の発生

ア 決定は、決定書の勝本が審査請求人（代理人を選任している場合は、代理人）に送付された

(到達した)時に効力を生ずる(労審法第20条第1項・第2項)。

イ 審査官は、決定書の謄本を審査請求人及び労審法第13条第1項の規定により通知を受けた者に、送付しなければならない(労審法第20条第4項)。

なお、代理人がいる場合には、代理人に送付すること(代理人が複数である場合の取扱いについては、第1部の「Ⅳ 審査請求手続 3 代理人(1)ウ」参照)。

送付に際しては、決定書の謄本に必ず謄本である旨の表示をし、かつ、審査官が原本と相違ないことを証明しなければならない。

決定書の謄本は、「配達証明」郵便で送付するものとし、封筒の表には「審査請求決定書在中」と朱書すること。

ウ 審査請求人が決定書の受領を拒否した場合には、行審法による審査手続において決定書が既に行政庁の処分不服がある者に送付され、その知りうべき状態におかれた以上は、決定書の受領が拒否されたとしても、決定書は送達したものと取り扱われていることから、当該受領拒否の事実を疎明する客観的資料(受領拒否により郵便局から返却された郵便物(受取人が郵送物の受領を拒否した旨の事実を示す付箋が貼付されているもの))及びその旨の処理経過を残すことで足りるものであること。

エ 決定の送達、審査請求人の所在が知れないとき、その他決定書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によってすることができる(労審法第20条2項)ことになっているが、最大限審査請求人の所在の確認に努めること。それでもなお、審査請求人に決定書を送付することができないときは、公示の方法により決定の送達を行うこと。

公示の方法による送達、審査官が決定書の謄本を保管し、いつでも審査請求人に交付する旨を原処分をした署の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報に掲載する。この場合においては、掲示した日の翌日から起算して2週間を経過した時に、決定書の謄本の送付があったものとみな

される(労審法第20条第3項)。この官報掲載の事務は、次の要領(昭和43年9月3日付け基発第571号)によって行うこと。

① 掲載の依頼は、「審査請求事件に係る官報掲載について」(審査様式第34号)により、都道府県労働局長、厚生労働省労働基準局長を経由して行うこと。

封筒左下欄に「補償課労災保険審理室審査係あて」と朱書すること。

② 公示年月日については、記入しないこと。

③ 掲載依頼文書と原稿とは別葉にし、掲載依頼文書は1通、原稿文書は4通を厚生労働省労働基準局長あて送付すること。

1度に2件以上の公示送達を依頼する場合は、原稿は公示送達ごとに作成すること。送付に当たっては、参考のため、決定書(写)、「審査請求処理計画・処理経過簿」(審査様式第37号)及び審査請求人の所在を調査した結果を添付すること。

(2) 決定の効力

ア 決定は、審査請求人及び原処分庁のみならず、労審法第13条第1項の規定により通知を受けた利害関係者を拘束する(労審法第21条)。

審査官は、決定が行われた後に審査請求人に有利な新たな事実を発見したとしても、その決定を自ら取り消すことはできない。

イ 原処分を取り消すとの決定によって、原処分庁は決定理由に示された判断を尊重し、改めて処分をし直さなければならない。

6 決定の変更及び更正

審査官は、決定に法令の違反があることを発見したときは、その決定書の謄本が審査請求人に送付された後2週間に限り、変更の決定をすることができる。ただし、決定を変更するために審理のための処分をする必要があるときは、変更できない(労審法第22条)。

審査官は、決定に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、申し立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。決定の更正の申し立ては、労審則第8条に規定された様式第10号の書面をもってしなければならない。

審査官は、決定を更正したときは、審査請求人、原処分庁及び労審法第13条により通知をした利害関係者及び参与に更正された決定書の勝本を送付しなければならない（労審令第4条第5項）。この場合、「決定の更正について」（審査様式第32号）により通知すること。

なお、再審査請求等に関する教示については、決定書において既に行っているのので、改めて教示しないこと。

なお、決定後に審査官が交替した場合には、決定をした審査官の事務を引き継いだ審査官が是正を行うことになるが、この場合の決定書の署名押印をする部分については、前任者が異動等の事情により署名ができない旨を記して、後任の審査官が署名押印を行うこと。

7 不作為についての不服申立て

審査請求の手續に関する審査官の不作為については、審査請求をすることができない（労審法第22条の2）。

8 「義務付け訴訟」及び「仮の義務付けの申立て」について

平成17年4月1日に改正行訴法が施行され、行政庁が処分又は裁決すべき旨を命ずることを求める「義務付け訴訟」及び「仮の義務付けの申立て」等の新たな救済制度が設けられた。

「義務付け訴訟」とは、行政庁が一定の処分又は裁決をすべきであるにもかかわらず、これがなされていない場合にその処分又は裁決をすべき旨を命じるものであり、「仮の義務付けの申立て」とは、義務付け訴訟の提起があった場合において、一定の要件を満たしたときに、当該訴訟の本案判決を待たずに裁判所は、仮に行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることができるものである。

このことから、審査官が審査請求を受理し、相当期間内に決定を行わないため、原処分の取消しの決定を義務付ける訴えが提起され、その訴えを認容する義務付け判決がなされた場合には、審査官はその判決に拘束されることとなり、取消しの決定をしなければならない。

また、義務付け訴訟の提起があった場合において、原処分の取消し決定を求める旨の仮の義務付

けの申立てがなされた場合には、裁判所は、決定をもって仮に行政庁がその取消しを決定すべき旨を命じることができ、その場合は、審査官は仮の措置として、原処分の取消しの決定をしなければならないこととなるので（行訴法第37条の5）、その取扱いに十分に留意するとともに、審査請求事件の迅速な処理に努めること。

X 審査請求に伴うその他の事務処理

1 整理・保存

審査官は、決定した審査請求事件の関係書類及び審査請求手續の記録を取りまとめてこれを編てつすること。

そのつづりには、「審査請求事件綴表紙」（審査様式第38号）を付し、事件番号、審査請求人の氏名、受理通知年月日等を記載し、決定を行ったときは、決定の主文を記載すること。

審査官は、審査請求の受理後速やかに事件の争点整理を行い、以後の審理の実施計画を具体的に定めた審査請求処理計画の作成及び処理の事跡を「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第37号）に必ず記載するとともに、進捗状況に応じて同計画を見直すこと。また、別に「審査請求文書受付・送付簿」（審査様式第36号）を備え、審査請求関係文書の受付・送付年月日等を記録すること。

文書の保存については、次のような事態が生じた場合を除いて局の文書保存規程により保存すること。

① 再審査請求に及んだ事件

再審査請求の裁決日の属する年度の翌年度の初日から文書保存規程の保存年

② 訴訟に及んだ事件

判決の確定日の属する年度の翌年度の初日から文書保存規程の保存年

③ 同一請求人による別の審査請求、再審査請求及び訴訟に及ぶことが予想される場合又は及んだ場合

決定日、裁決日又は判決の確定日若しくは審査請求期間の徒過した日の年度の翌年度の初日から文書保存規程の保存年（別の争訴が終

結するまで)

2 報告

審査官は、審査請求事件の「審査請求処理計画・処理経過簿」(審査様式第37号)を作成し、毎月、労災補償課長に報告すること。

本省に対して、平成28年2月17日付け労災保険審理室長事務連絡「「審査請求文書受付・送付簿」の改正について」に基づき、「審査請求文書受付・送付簿」(審査様式第36号)を提出すること。

3 審査請求の費用

審査請求に要する費用は、これを徴しない。

4 審理のための処分に関する証人等の旅費、鑑定料等

(1) 出頭命令者及び被行命令権者

審査請求を受けた審査官は、当該審査請求に係る審理を行うため必要な限度において、審査請求人、参考人及び鑑定人等(以下「証人等」という。)に対して出頭を求めることができる(労審法第15条第1項)。この場合、審査官は、あらかじめ旅行命令権者(原処分を行った署を管轄する局長)に証人等の資格、氏名その他必要な事項を通知するものとし、旅行命令権者は、これに基づき当該出頭命令に係る旅行依頼を行い(旅費法第4条第1項)、国家公務員等の旅費支給規程別表第一(甲)による旅行依頼簿に所要事項を記載の上、当該旅行者に提示するものとする。

ただし、旅行依頼簿に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭又は書面により旅行依頼を行うことができる(旅費法第4条第4項、同規程第4条)。この場合、事後に速やかに旅行依頼簿に記載する等の事務を行うこと(旅費法第4条第5項)。

なお、証人等が単独歩行困難である等により付添人が必要である場合には、付添人に対しても旅費が支給できることに留意すること。

(2) 請求手続

旅費等の支給を受けようとする者は、「審査費用(旅費)請求書」(審査様式第40号)、又は「審査費用(意見書料鑑定料審査資料作成実費)請求書」(審査様式第41号)に必要な事項を記入し、官署支出官(局長)に提出しなければならない。他局

の審査官に対し、労審法第15条第2項により処分の嘱託をした場合、その処分について要した費用は、処分の嘱託を受けた審査官の属する局の官署支出官(局長)に対して請求すること。

なお、審査関係に伴う諸経費の支出に当たっては、別表「審査関係諸経費支出科目一覧表」によること。[省略]

5 口頭意見陳述に関する審査請求人等の旅費

審査請求人又は利害関係者の申立てがあったときは、審査官は、期日及び場所を指定し、審査請求人、利害関係者及び原処分庁を招集して口頭意見陳述を実施するが(労審法第13条の3)、審査請求人及び利害関係者に旅費を支給することはできない。

6 労災保険専門調査員の活用

審査請求件数の増加とその内容の複雑化等の状況を踏まえ、審査請求の迅速な処理を図る観点から、審査官が行う事務のうち一定の事項(原処分庁提出資料の点検、鑑定依頼の文書等の作成、審査官の作成した決定書案の編集作業等)を補助させるため、労災保険専門調査員を配置しているので、審査官は、その設置の趣旨を十分に理解の上、活用を図ること。

また、その活用については「労災保険専門調査員の配置について」(平成20年3月31日地発第0331016号基発第0331023号)の運営細目等によることとするが、労災保険専門調査員はあくまでも審査官の事務を補助するものであって、労審法上の審査官の職権に係る事務(関係者からの聴取等、労審法第15条の審理のための処分等)までも行えるものではないことに留意すること。

なお、労災保険専門調査員の採用に当たっては、専門性の高い審査請求事件の一部を担当することから、労災保険制度、審査業務等に精通した適任者を選任すること。

7 再審査請求の受付事務

再審査請求は、審査請求と同様、再審査請求人の住所又は居所を管轄する署長又は原処分庁を経由してすることができるほか、決定した審査官(労災法第38条第2項による決定を経ない再審査請求の場合は、審査請求がなされている審査官)

を経由してすることができるが（労審令第23条）、審査請求とは異なり、口頭で行うことができず、文書により行わなければならない（労審法第39条）。

再審査請求を受け付けたときは、その受付時期を明らかにした上で、速やかに審査会あて送付すること。

8 審査官の審査会への対応

再審査請求が審査会で受理されると、審査会は、労審法第40条の規定により関係者に対し受理の通知を行うが、これと同時に、再審査請求事件に係る決定を行った審査官の属する局の局長に対し、審査官の所持する当該事件に関する証拠物件を送付するよう求める（労審法第46条第1項第2号）ので、その場合には関係物件を遅滞なく送付すること。

関係物件の送付に当たっては、関係者からの聴取書等の個人情報に記載されている資料については、例えば「取扱注意」と記して別途資料一覧を添付するなど、他の資料と区分すること。

また、関係者が、匿名を強く希望している資料送付については、特に注意すること。

なお、請求書等に記載された個人番号については、平成27年12月24日付け基発1224第9号別添「労災保険給付個人番号利用事務処理手引」に基づき、マスキング等の対応を行うこと。

資料のうち、審査に用いなかった資料（審査請求人提出資料を除く。）は送付しないこと。

その他、再審査請求に関し審査会から依頼される事項については、できるだけ便宜を図ること。

審査官から審査会に提出する証拠資料については、次の区分により取りまとめて審査会に送付すること。

- 請求人の提出資料 「甲号証」
- 監督署長の提出資料 「乙号証」
- 審査官が収集した資料 「丙号証」

この場合、監督署が意見書に添付する資料と重複しないよう、原処分庁の提出資料を局に提出させ（局長が原処分庁である場合を除く。）、局で確認・調整の上、審査官の提出資料と併せて審査会に提出すること。

9 裁判所等からの文書提出命令等への対応

平成13年12月1日から「民事訴訟法の一部を改正する法律（平成13年法律第96号）」が施行され、民事訴訟における文書提出義務規定の拡充が図られた結果、その提出により公共の利益を害し又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれのあるものを除き、公務文書の提出を拒むことができないとされている。また、これを受けて、平成14年3月13日付け基発0313008号「裁判所等からの文書提出命令等に対する取扱いについて」及び平成18年11月22日付け基総発第1122001号「裁判所等からの文書提出命令等に対する具体的な対応について」が発出されたことから、裁判所等から文書提出命令等がなされた場合には、これらの通達等に基づき、対応すること。

なお、裁判所等から審査官に文書提出命令等があった場合において、当該文書に監督署長から提出された文書（乙号証）が含まれている場合、対象文書については監督署長が保険給付に関する決定を行う上で収集した資料であり、その保持者は監督署長となることから、裁判所等にその旨を説明し、改めて監督署長に対して文書提出命令等をするよう依頼すること。

XI 決定を経ずに再審査請求等が行われた事件の事務処理

1 対象となる審査請求

審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないときは、審査請求人は、審査官が審査請求を棄却したものとみなし、再審査請求（又は行政訴訟の提起）ができる（労災法第38条第2項）。

2 3か月の期間計算について

当該期間は、審査官が適法な審査請求を受理した日の翌日から起算する。したがって、審査請求を受け付けて補正を命じている期間については、請求人側の責に帰すべきものであり、ここでいう「3か月」の期間には算入しないものである。

また、期間計算については、法律に特段の定めがないことから、民法の期間計算に準ずることとなる（民法第140条及び第143条）が、これについて一例を示すと下記のとおりである。〔省略〕

3 再審査請求が行われた場合の事務処理に

について

(1) 請求人からの申出

請求人の再審査請求の意思が明らかに表明された場合には、審査官は「労働保険再審査請求書」(規則様式第3号)に記載するよう指導し、この請求書が提出されたときには、速やかに審査会あて送付すること。また、審査官ではなく署で受け付けをした場合には、当該署は、審査官にその旨を速やかに連絡するとともに、「労働保険再審査請求書」(規則様式第3号)は当該署から審査会に送付されることとなる。

(2) 審査会からの受理通知について

労働保険再審査請求書が審査会において受理され、局長あての受理通知が審査会から到達するまでの間、審査官は通常の事件と同様に審理を継続するが、審査会から受理通知が到達した場合には、通知に記載された審査会の受理日をもって自動的に審査官に対する審査請求が取り下げられたものとみなす(労審法第17条の2第3項)ことから、審査官は審理を中止し、審査会への引継ぎ等の事務に移行すること。

(3) 関係機関等への通知等

通常の取下げ事件と同様に、取下げの旨を原処分庁、利害関係者及び参与に通知するとともに、「審査請求処理計画・処理経過簿」(審査様式第37号)に経緯を記録して事実経過を明確にしておくこと。

(4) 審査会への引継ぎ処理

審理のために審査官が収集した審査資料については、原則として写しを審査官の手元に保管し、その原本を遅滞なく審査会へ送付することとなるが、その際、請求人から提出された資料については、請求人の同意を受けておくことが必要であり、もし、請求人の同意を得られないときには、これを請求人に返戻して、審査会には代わりにその写しを送付すること。

なお、医証等の資料の作成、提出を既に依頼している場合で、審査会への引継ぎ資料の送付日までにこれらの資料が得られなかった場合は、当該資料の代わりにその依頼文等を入手予定年月日等を記入して送付し、後日資料が提出されたときには

速やかに追加送付すること。

(5) 審査請求の受理等と審査会における処理との関係

ア 審査会は、審査官が受け付けていない審査請求事件、又は審査官が受付をしたが受理していない審査請求事件が再審査請求された場合には、不適法な再審査請求として却下する。

イ 審査官が受理した審査請求事件であって、受理後3か月を経過していない事件が再審査請求された場合には、審査会は再審査請求を受け付けたまま保留し、3か月が経過するのを待つこととなる。

ウ 審査官が却下決定又は上記イにおいて3か月が経過した審査請求事件に係る再審査請求については、審査会は直ちに要件審理に入り、受理の可否を決定する。

エ 再審査請求時において、既に審査官が審査請求事件の全部取消又は一部取消の決定を行い、かつ、その旨の決定書の謄本を送達していた場合には、審査会は、当該取消部分については、請求人の訴えの利益がなくなることから、再審査請求が取り下げられたものとみなして処理することとなる(労審法第49条第3項)。このため、審査官は速やかに審査会へ当該取消しに係る決定書の謄本を送付する等必要な措置を講じること。

4 行政訴訟が提起された場合の事務処理について

審査請求人が再審査請求を行わずに行政訴訟を提起した場合は、審査請求が取り下げられたものとみなすことはできないから、審査官は、訴訟の進行や判決の時期に左右されことなく審理手続を進め、決定を行うこと。

なお、決定前に判決により原処分が取り消され、当該判決が確定した場合には、審査請求の対象となる処分が存在しなくなったことから、却下決定を行うこと。



※参考条文、様式、参考例等、及び、第3部 審査請求及び再審査請求に伴う署長等の事務、第4部 労働基準法に基づく審査又は仲裁、第5部 審査請求関係事務様式、参考資料は省略

職場ストレス—集团的課題

国際労働安全衛生の日

平成28年4月28日

国際労働機関(ILO)



2. 労働人口における ストレスの影響は何か?

本セクションは、様々な諸国における労働人口における労働関連ストレスの流行についての評価に基づいている。また、労働者の健康、安全及びウェルビーイングに対する影響、企業とその生産性に対する影響を要約するものである。

●問題の大きさ

最近数十年間にグローバリゼーションと技術革新は、労働世界を一変させ、労働組織や労使関係、雇用パターンの新たなかたちを導入するとともに、労働関連ストレスとそれに伴う障害の増加の原因になってきた。グローバリゼーションは、経済開発のための多数の新たな新求人だけでなく、世界的な競争プロセスの危険性をも生み出し、労働条件と基本的権利に対する圧力を高めてきた。グローバリゼーションは、労働プロセスの柔軟性の拡大、パートタイムや一時雇用及び独立請負人の増加を通じて、雇用パターンの変化を引き起こしてきた。これらの慣行は、職務要求や雇用不安の増大、裁量の低下や労働者のレイオフの可能性の増大につながる可能性がある。技術進歩やインターネットの登

場は、数多くの労働プロセスの変化や革新をもたらし、労働と個人生活の間の境を見極めるのをどんどん難しくしている。労働者は、より長い時間接続していることや素早く応答すること、家庭に帰ってからや労働時間外にも仕事を続けることがよいパフォーマンスのしるしと感じているかもしれない。行動や時間、緊張に関連した衝突を引き起こす労働と家庭の役割の不一致は、家庭内で求められる役割に適合するのを困難または不可能にし、逆の場合もまた同様である。

最近の国際経済危機と景気後退は、失業や貧困、社会的疎外の増大の原因となっている。それらの結果は多くの企業に、リストラ、ダウンサイジング、合併、アウトソーシング、請負化や大量レイオフの促進を伴いつつ、競争力を維持するために経済活動の規模の縮小を強いている。リストラのプロセスは、レイオフの影響を超えて拡大している。組織的变化は不確実性と反目を引き起こし、ダウンサイジングを生き延びた労働者は、解雇された同僚に対して罪の意識を感じているかもしれない。職を失う恐れのほか、労働者は昇進の機会の低下にも対処しなければならない。さらに、雇用の場に残った者は、より柔軟であることや新たな職務を行うことを求められ、労働負荷や労働時間の増大、裁量の低下やあいまいな役割分担に直面しているかもしれない。以前の危機から得られた証拠は、そのよう

な期間中のリストラや組織的変化が、費用削減を求める圧力のもとで職場リスク管理への注意の低下につながることを示している。多くの企業がいままなお労働安全衛生を投資としてよりも費用と理解していることから、労働安全衛生基準を軽視することによって費用を削減するところもある。公的支出の減少も、労働監督その他の労働安全衛生サービスの提供能力の低下を生じさせる。

労働は、人々が失業よりも悪い労働条件のほうを選ぶという点において、人間の健康にとっての基本である。労働は資金源を提供するだけでなく、時間構造、社会的接触、個人のアイデンティティーなどの基本的心理機能にも寄与する。失業は、メンタルヘルスに否定的な影響をもつ、生活の満足感の低下、社会的な名誉、自尊心の喪失や社会的接触の喪失と関連している。失業がいかに関係に、新たな困難な役割を当然のことと思ひ、不安定さと不確実さに対処し、裁量の喪失感やアイデンティティーの問題に対処するよう強いるかを示しているいくつかの研究がある。失業はまた、薬物使用、アルコール使用・障害、不健康なダイエット、運動不足、睡眠不足のリスクの増加とも関連している。また、抑うつや自殺などのメンタルヘル障害とも関連している。

過去数十年間に増大した証拠は、労働者の安全、健康、ウェルビーイング及び組織のパフォーマンスに対する心理社会的リスクや労働関連ストレスの影響を示してきた。調査研究は、労働関連ストレスと身体的及び精神的双方の健康障害との関連性を明らかに示している。職場のなかでは、結果は、欠勤や病欠出勤の増加、労使関係の混乱、労働者のモチベーションの低下、満足感や創造性の低下、転職の増加、内部異動や再訓練、一般的公的イメージの低下である。これらの問題は、企業の生産性、直接及び間接費用及び競争力に著しい影響を及ぼす。

●労働者の健康、安全及びウェルビーイングに対する影響

健康に対するストレスの影響は、個々人の反応に応じて多様でありうるが、高いストレスのレベルは、

心血管疾患や筋骨格系障害など他の身体的障害はもちろん、消耗、バーンアウト、不安や抑うつを含め、健康に関連した障害を発症させる原因となる。また、労働災害や非伝染性疾患の発症率の増加との関連はもちろん、アルコール・薬物乱用や喫煙、不健康なダイエット、睡眠不足などの対処行動の出現への影響に対してもますます注意が払われるようになっている。

労働災害に関する初期の研究は、選別プロセス（すなわち一定の労働者の除外）を通じて災害率を管理するための「事故を起こしそうな」労働者を調査していた。今日多くの研究は、ヒューマン・エラーが労働災害において果たす役割は小さく、不安全な行動は、能率、時間管理圧力や訓練不足によって動機付けられており、必ずしも個々の労働者のせいではないということを示している。劣悪な心理社会的労働環境と労働災害リスクの増加を伴う労働関連ストレスとの関連性を調べる研究の数が増えている。労働関連ストレスの自覚的または他覚的いずれかの症状の経験は、一瞬の注意散漫、判断エラー、または通常の行動における失敗の可能性を増加させる可能性がある。証拠は、高い労働負荷や職務要求、決定の余地の不足、技能裁量の低さ、組織的支援のなさ、上司や同僚との衝突、または高度に単調な労働が、労働災害における傷害の可能性の増加と関連していることを明らかに示している。知見はまた、精神疾患（とりわけバーンアウト）が、安全な労働慣行と否定的に関連し、労働災害の可能性を増加させることも示している。

多数の研究が、ストレスフルな労働条件が、健康リスクを増大させる可能性のある有害な生活習慣行動の直接の原因になることによって、労働者のウェルビーイングに影響を及ぼす可能性を示している。入手可能な証拠は、（職務の不安定さや低い裁量、高い要求、努力-報酬の不均衡などの）心理社会的リスクと労働関連ストレスが、アルコールの大量消費や太り過ぎ、運動不足、喫煙の増加、睡眠障害を含めた健康に関連する行動リスクと関連していることを示している。いくつかの研究は、心理社会的リスクと労働条件やアルコール乱用との関連性に焦点をあて、自覚されたストレス、（長時間

労働を含めた) 労働負荷、努力-報酬の不均衡、職場ハラスメントが、リスクな飲酒の重要な決定因子であることを示している。男性と女性の間の心理社会的リスク曝露における差異はタバコ消費の異なるパターンを示しており、女性では、喫煙に関連した主な心理社会的リスクが(心理的及び物理的双方の) 高い要求と努力-報酬の不均衡であるのに対して、男性では、高い職務緊張、職務圧力、及び過長な労働時間が喫煙と関連している。このような不健康な行動パターンの影響は、毎年約600万の死亡がタバコによって引き起こされ、300万以上がアルコール消費が原因であるように、明白である。さらに、バランスを欠いた栄養や不十分な身体運動は、肥満の主要な原因であり、心血管疾患やがん、糖尿病などの非伝染性疾患(NCDs)の主要なリスク要因でもある。したがって、こうした不健康な生活習慣やNCDsと関係する職場に関連した諸要因を低減することは、人々の一般的な健康及びウェルビーイングに寄与する。いくつかの睡眠障害に関する研究は、睡眠障害と(職務緊張、高いレベルの要求、低いレベルの裁量、低いレベルの社会的支援、長時間労働や交替労働、及び努力-報酬の不均衡を含めた) 労働関連心理社会的リスクとの間の双方向の関連性を示している。

心血管疾患(CVD)は世界的に最大の死亡原因であり、2012年に1,750万の死亡(世界全死亡の31%)と推計されている。冠状動脈性心疾患の率は職業によって多様であり、労働条件が原因的役割を果たしている可能性を示唆している。大規模調査から生成された約30の報告書の大部分は、労働関連ストレスを報告した者において、致命的または非致命的心血管事象(大部分は冠状動脈)が上昇している証拠を提供している。概して、労働においてストレスを被った者では、そうでない者と比較して少なくとも50%リスクが高い。しかし入手可能な証拠が労働関連ストレスとCVDとの関連性を支持しているとしても、職務緊張と心臓疾患との間の直接の経路を示す研究はわずかであり、それには、自律神経系統の活動の増加(例えば心拍数の増加)、高血圧リスクを増加させる血圧の上昇、カテコールアミンやコルチゾールのレベルの増加、繊維

素溶解活性の低下や血栓症素因、及び左心室拡張が含まれるかもしれない。いくつかの質の高い疫学研究は、労働における心理社会的リスクとCVDとの間の肯定的関連性を示している。知見は地域をまたがって首尾一貫しており、(また対抗健康行動によっても緩和される) 劣悪な心理社会的労働環境への曝露と心臓疾患との間の関連性を示している。主な心理社会的リスク要因には、職務要求、低い職務裁量、低い支援レベル、努力-報酬の不均衡、職務不安、及び職務不満が含まれる。長時間労働や交替労働を含めた、労働時間の編成も、CVDの発症率の増加に関連したものとして確認されてきた。

筋骨格系障害(MSDs)は、重要な関心と労働安全衛生における調査研究の焦点であり、それは部分的には罹患率及び関連する費用が高いためである。MSDsは、深刻な長期にわたる痛みや身体的障害のもっとも多い原因であり、世界中で何億もの人々に影響を及ぼしている。MSDsの発症における心理社会的リスクや労働関連ストレスの役割は、ますます注意を払われるようになっている。実際、数多くの疫学的研究が(事務労働から現場労働まで)様々な部門で実施され、繰り返し労働関連心理社会的ストレスとMSDsとの間の関連性を示してきた。概して、MSDsの発症が、高い自覚された労働関連ストレスのレベル、高い労働負荷や要求、及び単調な労働と関連していることは明らかである。職場暴力(とりわけハラスメント、いじめ、脅迫)はもちろん、努力-報酬の不均衡及び同僚や上司とのコミュニケーションの困難も、MSDsと関連していることを示している。

バーンアウトとは、感情的にきつい労働状態における長期間の関与から生じる身体的、感情的及び精神的消耗のことである。バーンアウト症候群は、職務に関する感情的及び対人関係の心理社会的リスクへの慢性曝露への長期的反応と説明することができる。それは、感情的消耗、シニシズム(自らのサービスの受取人である人々に対する否定的、非人間的及び無感覚な態度)、非人格化、労働への関心の欠如、低いレベルの個人的業績及び非能率によって特徴づけられる。バーンアウトは、労

働生活、価値、公平性、地域社会、報酬、裁量及び労働負荷に関して、組織と個人との間に断絶がある場合に生じるかもしれない。バーンアウトは主として、高いまたは御しがたい労働負荷（量的及び感情的要求）、役割のあいまいさ、組織的变化、低い職務満足感や個人的業績、不適切なワーク・ライフバランス、不十分な対人関係や労働における支援、及びハラスメントやいじめを含めた職場暴力といった心理社会的要因の結果である。頭痛、不眠、睡眠・摂食障害、疲労やいらいら、感情不安や社会関係の硬直は、バーンアウト症候群に伴ういくつかの非特異的症状である。バーンアウト症候群はまた、アルコール中毒及び高血圧や心筋梗塞などの健康問題とも関係している。他の影響は、気力低下、睡眠障害、神経増殖的及び機能的不満であるかもしれない。

バーンアウトの発症率とその認識は、過去数年間のうちに大きく増大し、その原因を検討するために多くの国で研究が行われてきたが、もっとも重要なものは労働関連ストレスである。さらに、より多くの研究が、女性がバーンアウト・リスクの増大と関連していることを示しつつある。これは、バーンアウトや労働関連ストレスに関連したいくつかの心理社会的リスクが女性についてより頻繁であるかもしれないという事実によって説明できる（例えば、家庭と労働において果たさなければならない二重の役割、社会における性差の役割や社会的期待の影響、労働におけるセクシャルハラスメントや家庭内暴力のリスク、及び相対的に低い賃金や高い職務要求に反映される性差に基づく差別）。例えば、スウェーデンの心血管疾患における傾向と決定因子の監視プロジェクトからのある部門横断的研究は、女性では、劣悪な社会経済的地位がバーンアウトと関連していることを報告した。不利な労働条件や生活状況要因が、スウェーデンにおける男性と比較して女性の高いレベルのバーンアウトを説明できるかもしれない。

うつはもっとも多い精神障害である。世界で3億5千万人に影響を与えていると推計され、女性と男性双方にとって主要な精神的障害の原因のひとつである。それは、抑うつ気分、興味や喜びの喪失、

気力の低下、罪悪感または低い自尊心、睡眠または摂食障害によって特徴づけられる。こうした問題は慢性化または頻発し、日常的責任に対処する能力における重大な障害につながる。うつはしばしば、緊張感、憂慮や血圧上昇などの身体的変化によって特徴づけられる感情である、不安症状を伴っている。不安障害のある者は通常、反復する侵入思考や関心をもち、また、発汗、震え、めまいまたは頻拍などの身体症状をもつかもしれない。世界的観点からは、うつは早死にや障害によって長期間影響を受ける主要な原因のひとつである。多数の研究から導き出された結果の大多数は、研究の手段、対象の性差や職業集団にもよるが、労働関連ストレスを経験した労働者におけるうつリスクが4倍にまで上昇することを確認している。

多くの質の高い研究が行われ、心理社会的ハザードと労働関連ストレスが、うつ発病に先行することを示している。この疾病の負荷を考えれば、心理社会的リスク、労働関連ストレスと疾病に関する研究の大部分がそれらとうつとの関連性を検討してきたことは驚くべきことではない。数多くの研究が、劣悪なメンタルヘルスとうつが（長時間労働者高い身体的、心理的及び感情的要求を含む）労働負荷、低い決定の余地、低い支援、努力－報酬の不均衡、職務不安、及び組織的リストラと関連していることを確認している。うつと関連していると認められた他の心理社会的要因には、損なわれたワーク・ライフバランス、職務不満、役割の衝突やあいまいさ、劣悪な労働における対人関係、過剰干渉、低賃金、キャリア開発への焦点、及び劣悪な労働における公正が含まれる。いくつかの研究はまた、いじめまたは嫌がらせへの曝露が、抑うつ症状及び不安双方のリスク要因であることを確認した。世界保健機関（WHO）によれば、性差は、うつ、不安や身体の不調などの精神障害の重大な決定因子のひとつである。女性に偏って影響を及ぼすもっとも多い精神障害についての、性差に特化したリスク要因には、性差に基づく暴力、社会経済的不利、低賃金と賃金不平等、低いまたは劣る社会的地位やランク、及び他者の世話をする絶え間ない責任が含まれる。

WHOによれば、毎年80万人以上が自殺によって死亡している。全自殺死亡の75%以上が低所得及び中等所得諸国で発生しており、自殺による死亡の大部分が労働年齢の人々におけるものである。自殺行動は、抑うつ症状と関連してきた。自殺と精神障害（とりわけうつと薬物乱用に関係した障害）との間の関連性は、十分に確立されている。高い頻度で、いくつかのリスク要因が累積的に、個人レベルのものを含め、自殺行動への人々の脆弱性を高めるように作用している（例えば、以前の自殺企図、精神障害、アルコールまたは薬物の有害な使用、金銭的損失、慢性的痛みや家族の自殺歴）。しかし、自殺意図はまた、法的危機、差別、隔離、対立関係、物理的または心理的虐待、及び学問的または職業上の諸問題に関連した心理社会的リスクによっても出現する。

●広がり

心理社会的ハザード及び労働関連ストレスの広がりに関するデータは、国や地域によって様々な程度に入手できるが、その質はさわめて多様である。この分野における調査研究の最大のシェアは欧州と北アメリカ、及び一般的に先進諸国でみられ、アジア太平洋地域やラテンアメリカでは相対的に少なく、アフリカやアラブ諸国ではごくわずかである。

欧州の地域データは、主として欧州連合（EU）の諸機関によって収集・評価されている。第4回欧州労働条件調査（EWCS, 2007）は、EUで約4千万人が労働関連ストレスの影響を受けていることを明らかにした。2009年に出版された欧州リスク観測所報告書によれば、労働関連ストレスは欧州で全喪失労働日数の50～60%の間に相当する。この研究はまた、欧州の労働者の平均22%がストレスにさらされており、古くからの加盟国（20%）よりも新しい加盟国（30%）でのほうが著しく高いことを明らかにした。ストレスは、農業、狩猟、林業や漁業はもちろん、教育や保健部門でもっとも広がっている（28.5%）。労働における不安に苦しんでいる最大の労働者集団は、教育・保健（12.7%）、行政・防衛（11.1%）及び農業、狩猟、林業及び漁業（9.4%）

で雇用される者である。2009年に欧州労働安全衛生機関（EU-OSHA）によって実施された第5回新たな及び現出しつつあるリスクに関する欧州企業調査（ESENER）は、労働関連ストレスが欧州の企業にとって重要な労働安全衛生問題として報告されているにもかかわらず、労働者に心理社会的リスクとその安全衛生に対する影響について知らせていると報告したのは、調査事業所の約半数だけであり、労働関連ストレスに対処する手続を実施していると報告したのは、3分の1未満であった。こうした問題は経営者と労働者代表によってシェアされた。欧州における心理社会的リスク：広がり及び予防戦略（2014年）は、25%の労働者が労働時間のすべてまたは大部分に労働関連ストレスを経験しており、同様の割合が労働が健康に対して否定的に影響していると報告していると述べた。また、欧州の企業の大部分にとって心理社会的リスクは関心事であった。80%近い経営者が労働関連ストレスに関心を表明し、5分の1近くが暴力及びハラスメントが重大な関心事であるとしてとらえていた。こうした関心にもかかわらず、かかるリスクに対処する手続を実施している事業所は3分の1未満であった。第6回欧州労働条件調査（EWCS, 2015年）は、集中的な労働が大いに広がっており、EUの労働者の33%が早い速度での労働を報告している一方で、36%が「すべての時間」または「ほとんどすべての時間」きつい締め切りに合わせての圧力のもとで労働していることを確認した。さらに、ほぼ6人に1人（16%）の労働者が、否定的な社会的行動（身体的暴力、セクシャル・ハラスメント、いじめまたはハラスメント）の対象になったことがあると報告している。

アメリカでは、第1回労働条件と健康に関する中央アメリカ調査（2012年）によれば、回答者の10人に1人以上が、労働に関することが原因となって、ストレスまたは緊張にたえずさらされていると感じる（12～16%）、悲しいまたは落ち込むと感じる（9～13%）、または睡眠が不足している（13～19%）と報告した。アルゼンチンでは、第1回雇用、労働条件、労働環境及び健康に関する全国調査（2009年）が、26.7%の労働者が自らの労働を過重とみなす精神的負担を報告した。ブラジルでは、事故

及び労働関連疾患による病気休業を調べたある調査は、年間保健給付の14%が精神疾患によるものであることを確認した（男性で9%、女性では16.7%）。カナダの第3回ワークライフバランス全国調査（2011年）によれば、57%の回答者によって高く知覚されたストレスが報告され、以前の調査で報告された2001年の54%及び1991年の44%から増加した。また、一貫した割合の回答者が、大いに落ち込む気分（36%）、睡眠量の低下（31%）、及び身体的不健康の高い知覚（46%）を報告している。高いレベルの生活満足感の低下を報告した者の数は、1991年の45%から2011年には23%に減少した。最後に、4分の3をこす（77%）回答者が、調査前6か月間に休業したことがあり、主として病気（63%）や感情的、精神的及び身体的疲労（45%）によるものであった。チリでは、第7回労働条件全国調査（2011年）によれば、27.9%の労働者と13.8%の使用者が、ストレス及びうつが自らの企業に存在していると報告している。しかし、8.9%の使用者と7%の労働者は、これらの問題に対する予防イニシアティブが過去数か月の間に実施されたと指摘した。また、チリ安全協会（ACHS）は、2012年にACHSに報告された4,059件の職業病の21%はメンタルヘルス疾患に関連したものであったとしている。コロンビアでは、第1回職業リスクの一般システムに対する労働条件と健康に関する全国調査（2007年）によれば、24.7%の男性労働者及び28.4%の女性労働者が、10点尺度で自らのストレスのレベルを7～10点の間にランクした（1点は「ストレスなしまたはわずか」及び10点は「大きなストレス」）。さらにこの調査は、回答者の約50%によって確認されたように顧客サービス労働及び単調反復労働が上位2つの心理社会的ハザードであり、責任の明確な定義不足（33.4%）及び労働におけるたえまない変更の予感（8.4%）がそれに続くことを明らかにした。アメリカ合衆国（US）では、アメリカにおけるストレス調査（2015年）によれば、回答者は自らのストレスのレベルを10点尺度の4.9にランクした。もっとも報告の多かったストレスの源には、金銭（64%）、労働（60%）、経済（49%）、家族責任（47%）及び自身の健康に対する関心（46%）が含まれる。

アジア太平洋地域では、2014年オーストラリア・ストレスとウェルビーイング調査によれば、ほぼ半数の回答者が、健康的なライフスタイルの維持を妨げるものとして労働要求（48%）をあげた。過去の調査による知見と同じく、10人に7人をこす（72%）オーストラリア人が、現在のストレスは少なくとも身体的影響になにがしかの影響を与えていると報告し、ほぼ5人に1人（17%）は、現在のストレスは身体的健康に非常に大きな影響を与えていると報告した。日本では、労働災害予防に関する調査が、32.4%の労働者が過去1年間に強い不安、心配及びストレスを経験したと報告している。韓国で行われた第1回韓国労働条件調査（2006年）のなかで、労働関連ストレスは18.4%の労働者及び15.1%の女性に影響を及ぼし、労働時間及び職務要求に大きく関係していた。第2回韓国労働条件調査（2010年）では、全体的疲労は2006年の17.8%から2010年には26.7%に増加した。しかし、5.4%から1.1%への抑うつ・不安のレベルの低下がみられ、不眠または一般的な睡眠困難も5.7%から2.3%へと同様に減少した。

アフリカ及びアラブ諸国における心理社会的リスクや労働関連ストレスの広がりまたは発生率に関しては、ほとんど情報を確認することができない。アフリカでは、一般人口における精神障害を評価した、2つの国レベルの調査が確認された。男性の代表標本における精神障害の12か月及び生涯の広がりを調べた南アフリカ・ストレスと健康調査、及び、ガーナの女性における精神的不健康の全国的広がりに焦点をあてた全国代表調査（2009～2010年）である。しかし、どちらの調査も職業的視点が含まれていない。確認できた唯一の大規模な代表標本を用いた職業調査は、南アフリカにおける公立学校の教師に焦点をあてたものである。この調査の目的は、教師における、自己申告された職務ストレス・職務満足感とストレス関連疾患の広がりやリスク要因との間の関係を調べることだった。この調査は、教師における非常に高いストレス・レベルを確認した。労働関連ストレスと職務満足感の欠如は、大部分のストレス関連疾患（高血圧症、心臓疾患、胃潰瘍、喘息、精神障害、及びタバコ・アルコールの乱用）と関連していた。

近年労働関連自殺に対する注意が高まっているとしても、労働に関連した自殺の割合は、報告された自殺の原因に関するデータがないために、いまなお明らかでない。しかし、入手可能な情報は警報を発している。いくつかの調査が、(失業を含む)金銭問題、(嫌がらせ、いじめやハラスメントを含む)衝突、低い裁量や決定権、低い社会的支援、高い心理的要求、及び長時間労働などの、労働から生じる心理社会的リスクへの曝露に焦点をあてて、労働者における職務の特性と自殺による死亡を調べている。例えば、オーストラリアのある調査は、2000～2007年の間のヴィクトリア州における自殺の17%が労働に関連していたことを見出した。タイの全国公衆衛生統計によれば、2007年の労働年齢の人々における自殺の率は10万人当たり7人で、全体的全国平均5.95よりも高かった。また、2007年にアサンプション経済大学 (ABAC) がタイ健康増進財団の支援を受けて調査を実施している。この調査は、ストレス・レベルが上昇しており、ほぼ10%の(非熟練労働者から事務労働者まで)タイ労働者が、生活の質の低さのために自殺を考えたことがあることを確認した。日給労働者は他の労働者グループよりも、おそらくその雇用の不安定さや信頼できない収入のために、メンタルヘルスのレベルが低い(低いスコアである)ことがわかった。

労働関連自殺の発生率に関するいくつかのデータは、(自殺を職業性のものでして認定している諸国では) 労災補償請求に関する数字から入手することができる。例えば、日本では1980年代後半以降、労働関連自殺(過労自殺、過重労働やストレスフルな労働条件による自殺)が社会問題となり、労災補償保険によって認定されている。それは、長時間労働、過重な労働負荷、職務裁量のなさ、ルーチンの反復した職務、対人関係の衝突、不十分な報酬、雇用不安、及び組織的諸問題と関連している。日本の厚生労働省 (MHLW) によれば、日本では過労自殺の事例の増加傾向がみられる。1997年から2011年の14年間に、過労自殺の認定件数は2件から66件に上昇した。さらに、日本の自殺予防白書(2012年)は、労働に関連した諸問題が、20～59歳の男性の自殺の7.6%から12.3%の間の原因と

なっているとしている(日本の女性の2倍以上)。さらに、日本の厚生労働省の健康社会と長寿の実現のための厚生労働年次報告によれば、2013年に、20代の人々の死亡の原因の約半分が自殺であり、その約40%が労働に関連した抑うつ及び苦悩を動機としたものであった。韓国では1999～2004年の間に23件の労働関連自殺が補償されている一方で、フランスでは2010～2011年の2年間に149件の請求があり、そのうち43件が認定及び補償されている。

経済危機と景気後退にともなって自殺の率が増加してきた。2009年に出版された経済危機の公衆衛生影響に関するある調査は、1970～2007年の間のEU26か国における雇用における変化と死亡率との間の関連性を調べた。この調査は、失業率の1%の増加について、65歳未満の人々による自殺の0.79%の増加が伴っていることを確認した。さらに、失業率の3%以上の増加に伴って、65歳未満の年齢で、それ以上(4.45%)の自殺及び(28%)のアルコール乱用による死亡の増加があった。

●性差による特徴

女性と男性は、異なるやり方でストレスに対処及び管理している。アメリカ心理学会のアメリカのストレス調査(2010年)によれば、女性と男性は、身体的及び精神的双方において、ストレスに対する異なる対応を報告している。彼らは、ストレスを管理しようと試み、明確に異なるやり方でそうする自らの能力を知覚している。女性はストレスに関連した心理的症状を報告することが多い一方で、その生活において他者と相対的にうまく意思疎通及び接続し、そうした接続はストレス管理戦略に寄与する。男性と女性が同じような平均的ストレス・レベルを報告するとしても、女性は男性よりもストレスの身体的及び感情的症状を報告することが多く、また、彼らのストレス・レベルは上昇傾向にある。女性のなかで比較した場合にも、既婚者と独身女性がストレスを経験する仕方には違いがみられる。男性はストレスが自身の健康に影響を与えていると感じやすく、また、女性よりも自らのストレスを管理する必要性を強調する度合いが低く、心理学者への信頼が低く、ライ

フスタイルや行動を変更する戦略を採用する可能性が低い。しかし、男性は女性よりも、高いストレス・レベルや不健康なライフスタイルや行動と関係することの多い、ある種の慢性的身体疾患と診断されそうだと報告する傾向が強い。これらの知見は、欧州諸国におけるこれまでの調査結果を確認するとともに、ストレス管理における重要な性による違いを考慮する必要性に注意を喚起している。

過去一世紀の間に女性の労働市場への参加率が著しく増加したとしても、ILOによれば、全体的な女性の労働市場参加率は男性よりも低い26%程度のままであり、性による賃金格差は20%以上のままで、何らかの明白または急速な減少がみられるという証拠はない。また、大部分の社会において、女性は、料理、清掃や子どもの世話などの家庭内不払い労働に対して責任を持ち続け、またそれゆえ雇用された場合には二重の負担を負っている。女性はまた、同じ家屋に住む親族の事業所で働く者など、不払いで貢献する家族労働者のなかでも大きな割合を占めている。賃金労働と不払い労働との間の釣り合いを取らなければならない責任は、しばしばストレス、抑うつや疲労につながり、収入が低く、社会的なサービスや支援が不十分な場合にはとりわけ問題になりうる。女性でより多く、特有であるかもしれない心理社会的ハザードには、①家庭と労働で果たさなければならない二重の役割、②社会におけるジェンダーの役割や社会的期待の影響、③労働におけるセクシャル・ハラスメントや家庭内暴力のリスク、及び、④低賃金や高い職務要求に反映されるジェンダーに基づく差別が含まれる。

●労働関連ストレス及び関連した精神障害の生産性に対する影響及び経済的費用

労働関連ストレスの職場の生産性及びより広い経済に対する影響は重大である。労働関連ストレスは、効率性と正確性の双方に関して、否定的なかたちで労働者の一般的な達成レベルに深刻な影響をもたらす。労働関連ストレスの組織的帰結の影響を調べた研究は、生産性や競争力、企業の公的イメージに影響を及ぼす関連する多くの行動様式を明らかにしている。例えば、労働者の健

康やウェルビーイングへの影響に加えて、労働関連ストレスの原因となる劣悪な心理社会的労働条件は、労働者の転職率や離職意思の増大とともにモチベーションや満足感、関与の低下はもちろん、欠勤や病気出勤の増加にもつながりうる。上述のすべては、人的、社会的及び金銭的費用に関して否定的な影響をもちうる。その大きな広がりと共に伴う企業や社会に対する費用のゆえに、欠勤については長い研究の歴史があるのに対して、病気出勤に関する入手可能な調査研究ははるかに少ない。証拠は、欠勤が労働負荷、職務裁量、役割衝突、努力-報酬の不均衡、リーダーシップの質、交替労働、限られたキャリア進展、及び(低い社会的支援や職場暴力、いじめ、及び差別を含めた)労働における社会的関係など、労働関連ストレスや心理社会的ハザードと関連していることを示している。病気出勤に関する科学的文献は、労働関連ストレスの増加が病気出勤の増加と関連しており、欠勤よりも影響が大きいことを強調しながら、同様の知見を示している。(職務要求、調節裁量、代替の容易さ、及びチームワークなどの)職務設計はもちろん、賃金、病気休暇、出勤管理、ダウンサイジングや雇用の永続性に関する組織的方針が、病気出勤を助長する要因として示唆されている。病気出勤の前兆として確認されているその他の心理社会的ハザードには、時間圧力、不十分な資源や好ましくない個人の財政状態がある。最後に、病気出勤は、時間が経つにつれてバーンアウトにつながる場合があることを指摘しておくべきだろう。実際に、消耗と病気出勤とは相関関係にあることがわかっており、消耗を経験した場合に労働者は病気出勤を通じた補償戦略をとり、それが結果的に消耗を増幅させることが示唆されている。

長年にわたって、職務満足感、モチベーション、関与や離職意思などの組織的帰結と関連した心理社会的ストレスは、それらが個人及び組織のパフォーマンスの重要な指標であることから、科学的文献のなかで大きな関心が払われてきた。職務満足感、労働者のパフォーマンスはもちろん、その健康やウェルビーイングに影響を与える重要な要因でありうる。大規模な調査が相対的に小規模な

調査の知見を裏付け、職務満足感が、長時間労働、職務要求、キャリア進展や昇進の機会不足、労働における関係のまずさ、精神的消耗、バーンアウト、労働―家族の衝突やいじめ・ハラスメントへの曝露などの心理社会的ハザードによって影響を受け、それはまた労働関連ストレスによって増悪させられることを示している。加えて、労働関連ストレスと職務不満も労働者のモチベーションや関与に否定的な影響をもち、離職意思を増大させる。証拠は、離職意思の増加が過重労働、高い職務要求、職務裁量のなさ、努力―報酬の不均衡、低賃金、職務の有意義性に対する知覚、雇用関係や支援のまずさ、いじめ、低い組織的関与やバーンアウトと関連していることを支持している。逆に言えば、職務関連コミュニケーションが転職意思に対して直接的影響をもつものに対して、支援的な関係は知覚されるストレスに対する影響を通じてバーンアウトや転職意思の減少に対して間接的影響をもつ。

関連する直接的及び間接的費用の定量化ははじまったばかりである。いまなお、いくつかの先進国が、労働関連ストレス、関連する行動パターン及び精神障害の経済的影響を評価しているところである。例えば、欧州では、労働関連うつ病の推計費用は年6,170億ユーロで、これには欠勤・病氣出勤の使用者の費用(2,720億ユーロ)、生産性の損失(2,420億ユーロ)、医療費用(630億ユーロ)、及び障害給付支給というかたちでの社会福祉費用(390億ユーロ)を含んでいる。

国レベルでは、Safe Work Australiaは2008/2009年に、労働関連ストレスはオーストラリア社会に毎年530億ドルの費用をもたらしていると推計している。この数字には、生産の混乱から生じる経費

や医療費を含んでいる。加えて、うつの問題が病氣休業と病氣出勤の結果としてオーストラリアの使用者に年間80億ドルの費用をもたらし、この数字のうち6.93億ドルは職務緊張といじめによるものである。カナダでは、2011年に行われたある調査が、メンタルヘルス問題が使用者に毎年約200億カナダ・ドルの費用をもたらしていると推計した。フランスでは、2007年の職務緊張の総費用が、医療関係費用(1.24～1.99億ユーロ)、欠勤(8.26～12.84億ユーロ)、活動の損失(7.56～12.35億ユーロ)及び早すぎる死亡による生産性の損失(1.66～2.79億ユーロ)を含めて、19～30億ユーロの間と推計された。ドイツでは、2008年の職務緊張の推計費用は292億ユーロ(予防、リハビリ、維持療法及び管理費等の直接費用に99億ユーロ、及び労働不能による労働年の損失、障害及び早すぎる死亡などの間接費用に193億ユーロ)であった。スペインでは、2010年に労働を原因とする精神・行動障害の直接費用が1,500～3,720億ユーロの間と推計された。同じ年に、労働関連性心疾患による病氣休業のために278万労働日が失われ、17億96万ユーロの損失に等しかった。イギリス(UK)での最新の推計によれば、2014/2015年に、労働関連ストレス、抑うつまたは不安による損失は9,900万日相当に達し、病氣によって失われた全労働日の43%を占めた。2007年にUKのセインズベリー・メンタルヘルス・センターによって行われた調査は、その労働者における精神障害の使用者に対する年間総費用が260億ポンドで、労働者一人当たり1,035ポンド(欠勤により335ポンド、病氣出勤に605ポンド及び労働者の転職に95ポンド)と推計した。



全国安全センター第27回総会大阪・泉南開催

日時:2016年11月19日(土)13:00 泉佐野駅集合～20日(日)12:00

一日目は、日本のアスベスト被害の原点・泉南をめぐるツアー+学習会を行います。

学習会・総会会場/宿泊:マリンロッジ海風館

参加費:17,000円(ツアー・宿泊・食事代込み)

会員の皆様は別途送付の返信用葉書にてお申し込みください

集団移転か、残留か

柚岡明彦

震度7の激しい揺れに2度も襲われた益城町の平田と島田の二つの集落を歩いた後、次に私は、おなじ益城町の杉堂という集落を訪ねた。2016年5月26日からのことだった。

山奥深くの杉堂

杉堂は、熊本市の東側に接する益城町のなかの北東よりにある。

東隣の西原村では、4月16日1時25分の「本震」で益城町とともに震度7が観測され、77歳から90歳の男女の高齢者5人が家屋倒壊で亡くなっている。

さいわい杉堂では犠牲者はなかったが、家屋被害はここも大変なものだ。「山奥深くの村」という表現がぴったりの集落は、あちこちの家がひしゃげている。土台の石垣が丸ごと崩れている。がれきが集落の通路をふさいでいる。集落へ出入りする道路もあちこちがふさがったままだ。西原村へと続く道も山の土砂崩れで埋もれている。

集落はほとんど無人といっている状態になっている。というのも16日の本震後、それまで肩寄せ合うようにして暮らしてきた約70世帯の多くは、集落の外にある避難所や親類宅などに身を寄せているからだ。

ばらばらになった住民は、私が訪ねる前の日の5月25日午後5時から、震災後はじめての地区集会を、集落の高台にある葉タバコの集荷場だった場所で開いた。取材した同僚によると、各戸の代表者として約50人が出席した。現状への不安や不満が噴出した後、女性が「移転したいと思っている人の人数を知りたい。挙手させてよ」と発言し、約30人が「集団で移転」に賛成の手を挙げたという。

離任した同僚記者に代わって翌日の26日から私が取材を引き継いだ。

ここが好きです

こうした経緯もあって、「山あいの小さな集落、移転か存続かに揺れる」という先入観が私の中に入っていた。しかし29日までの4日間、片っ端から住民に話を聞いた結果、住民の高野律子さん(81)の「ここが大好きです」という言葉に象徴されるものが、今のところの総意といえは総意だろうと思うようになった。たしかに住民は移転か帰還かの選択肢を迫られかねない状況に追い込まれてはいるが、その是非を論じる前にまずは目の前の地震被害に対応しなければならず、4日間の短い取材ながらも私が得た感触は、移転話が本格的に検討されるのはまだまだ先だろうというものだった。

実際、会う住民会う住民それぞれがそれぞれの杉堂自慢を語るのであった。

最初に話を聞いたのは元トラック運転手の杉田政則さん(67)だ。定年後は町のシルバー人材センターに登録してアルバイト的に草刈り作業を請け負う日々だった。冬は仕事が少なくなるので、4月になってもう少しは稼げるようになるかなと思っていた矢先に地震に見舞われた。

4月14日の前震は、杉堂の住民が口をそろえて証言するように、杉田さんも「大丈夫だった」。棚から揺さぶり落とされた食器は全滅したが、屋根瓦は落ちなかった。それでも少しの不安は残っていたので、その日の晩は近所の広い庭で車中泊した。そうした車が12、13台あった。

夜が明けて15日、杉田さんら住民は「そろそろ大丈夫だろう」と帰宅して後片付けを始めた。この日の晩は、これも多くの住民が証言するように、「大きな被害がなくてよかった」とビールを楽しんだ。

16日未明、本震が起こった。杉田さんは「前震と本震はおなじ震度7というけれど、後の方は震度8とか9とか10の感じがした」とふりか。これで集落の家々が次々と壊れた。杉田さんの家は築10年程度だったことと基礎がしっかりしていたこともあって大きな被害は無かった。



山奥の杉堂集落



杉堂の中央を流れる布田川、地震の影響でか泥で濁っている

杉田さんに集落の移転話のことを聞くと、「私は残りたい。残ります」と即座に断言した。

バツリ

自宅前で杉田さんが語る。

「ここから500^{メートル}ほど離れたところに潮井水源という湧き水がありますね。以前はたいがい汲みに来られたです。最近ちょっと水が減ってます」

杉田さんの自宅の前には集落の中心を流れる布田川がある。地震の影響なのか水は泥で濁っている。

「私たちの子どものころの遊びというと川遊びです。魚釣りね。山に行けばホオジロをとったり、竹山に行って竹馬を作ったり竹とんぼを作ったり。今はじいちゃんやばあちゃんが孫に作りますが、あれは昔は子どもが作りよったですよ。一人ひとりが自分のナイフをもってね。ナイフでけがをすると痛みが分かりますよね。今の子どもは自分でけがをせんから相手の痛みが分からずに、だから妙ないじめが起きているのではないですか」

「魚釣りですか。このへんはたいがいおったですよ。今は生活排水や工業団地の排水で水が汚くなりましたが、それでも今でもおりますよ。子どものころは川ガニと沢ガニをバケツを持ってひらいに行ったです。川ガニは大きいカニ、沢ガニは小さいカニ。どしゃ降りの日にはどこにもいました。それをばあちゃんがフライにして。今では料理の珍味ごたくですが、あれは子どもが拾ってきてじいちゃんばあちゃんが揚げよったですよ。ウナギもおったですよ」

「え、ホオジロを知らない？ホオジロをしたこと無か

ですか。うちはバツリと言って、竹を割り、それに縄を渡して……縄は知っていますよね。そのバツリをパツと倒してホオジロを捕まえます」

バツリという道具について私は杉田さんに図を書いてもらって説明してもらったが、うーん、どうもよく分からなかった。

「ホオジロを捕ったら、自分で養ったり、鳴き合戦をやったりです。誰のが長く鳴くか、どっちの声がいいのかって。バツリを仕掛けて夕方に様子を見に行くでしょ。モズがいてね。そういうとき（捕まえたホオジロがモズの犠牲になっていたとき）はがっかりしますよね。そういうのが良か思い出ですね」

杉堂に残りたか

「この前、お年寄りが言っていました。『生き残って地獄みるより、死んで極楽、そっちがいいのか』って。それを聞いて私は何も言えなかったですよ。どぎゃんしていいのか分からん。でも生きている以上は杉堂に残りたかですよ。今さら知らんところにポツと行っても。ヨシモトミツさんとカツミさんという老夫婦が（熊本県）大津町の娘の所に避難しました。でも2人は2～3日後、『とてもおられん』と言って杉堂まで10^{キロ}を歩いて帰ってきましたよ。だって娘は仕事、孫は学校に行って日中は2人がぼつと残されるわけでしょ。昔の部落の顔ぶれのそろったところにおりたか、というのがあるんです。私も生まれも育ちもここです。じいちゃんの代からここです」

人との交わりがいい

森川正子さん（77）もまた「残りたい」が第一声

だった。

4月14日、森川さんは旅先の大分県にいた。数えて77歳になるとお宮参りの旅行をするのが、森川さんが卒業した学校の恒例行事であった。その日、宴会が終わってホテルの部屋のテレビをつけたとたん、益城町の惨状が飛び込んできた。「大変」とみんなに知らせ回った。「夜が明ける前に帰ろうね」と話し合い、15日早朝の観光バスで益城町に戻ることにした。

森川さんの家は無事だった。瓦も落ちていなかった。留守番をしていた夫の雄介さん(83)も無事だった。心配して福岡から駆けつけた息子とその日の晩は「被害が少なくてよかったねえ」とビールを飲んだ。テレビでは相変わらず益城町の被害を伝えていた。

16日未明、自宅2階で寝ていた森川さんは激しく揺さぶられた。布団にしがみついた。息子がいる隣部屋にはっていった。壁が落ちてきて危うく下敷きになりそうだった。「下に降りろ」と1階で寝ていた雄介さんの叫ぶ声が聞こえた。1階はガラスの破片が散らばっていた。真っ暗な外に出ると屋根瓦が散乱していた。森川さんの家の前の道路に集落の人が続々と集まってきた。そのまま十数人で隣の集落の公民館に避難した。

明るくなって帰宅すると、まだ集落の住民の多くが家の前の道路に集まっていて、避難所となった小学校へ消防車でピストン輸送が始まった。その小学校から住民はもう一つの避難所の「阿蘇熊本空港ホテル・エミナース」(益城町田原)にそれぞれの車で向かった。

森川さん夫婦もエミナースに身を寄せたが、雄介さんが風邪をひいた。避難生活を始めて1週間後の4月22日ようやく巡回の医師に診てもらおうと、心配ないという。しかし咳がおさまらないので「ここにも迷惑をかけるから」と2人は自宅に帰ることにした。その後も雄介さんの体調はどうにも思わしくない。個人病院に行くと即座の入院を求められて、雄介さんは救急車で運ばれた。5月6日から18日までの約2週間、肺炎で入院した。

そんなごたごたはあったが、家は形を保っている。森川さんは住み続けたいと願う。「残された人



山あい約70戸が集まって暮らしていた杉堂集落

生を考えると、やっぱり年を取ってからよそに移りたくないですね。うちは屋根さえ修理したら住めるから」

——離れたくない理由は何ですか。

「自然が美しいこと、ですね」

——田舎暮らしは窮屈なところがありませんか。

「人との交わりがやっぱりいいですよ。田舎の人はやっぱり優しいですからね。その中に半分は面倒くささがありますけれど(笑)、住み慣れたところですし、干渉しすぎるのが難点ですけど、いいところだけを見ていくんですね」

「私は隣の福田部落から嫁にきました。主人はもともとここ(杉堂)で酒屋をしていました。結婚したのは昭和38(1963)年5月19日です。お見合いで一度見たきりでした。母親が『正子が嫌ならやめさせれば』と言ってくれたんですが、父親が怒ってね。『俺がいいと言うんだから行ってこい。俺が気に入ったから行ってこい』って。そうして52年暮らしてきました。最初の10年は泣く泣く暮らしていましたよ。子どもはカスガイと言いますよね。ちゃんと育てくれたことがうれしいですね」

まとまった太か部落

「ここが大好きです」と話した高野律子さんの夫で元木材業の輝さん(85)は、自分と集落の戦後史を重ねて語る。「自慢の部落だった。まとまった太か部落でした」と。

——子どものころはどうでしたか。

「ガキ大将がおりますけんね。遊びは川でした。とてもよか川でした。きれいな水です。川遊びと魚。

小学生のころは、川に淵（深いところ）がいくつもあって、上級生に投げ込まれました。それが泳ぎの修行だったですね。この特徴はアブラメですね。ハエは少なくアブラメでいっぱいでした。清水なのでアブラメ・ホグラ・カマヅカがいっぱいおりました。水のきれいな砂の上におりました。ウナギがまたおいしかったです。これは大きなヤツが取れよったからですね。子どもが多かったですよ。ほとんどは子守をしながら遊びます。木になるもんは全部子どもが取って食べよったですね」

——戦争の時はどうでしたか。

「終戦の時は私は15歳でした。同級生5～6人が3カ月間ぐらい兵隊に行きました。私は農作業の手伝いです。部落には男が少なくなって女と子どもしかいないから。小学生のころは勉強なしの農事だけでしたよ。刈りにしろ田植えにしろ何でもしよったですよ。俵つくって米俵をかつぐ。私は一番強いときは米4俵を担ぎましたよ」

「私のおやじは木挽きでした。私も山仕事をたいがいしました。それから食料づくりですね。その後、製材所ができてはじめておやじは木挽きをやめてバクリユウになりました」

——バクリユウ？

「知らない？ 人の馬や牛の世話をする人ですよ」

「博労【ばくろう】馬喰、伯楽とも記（略）牛馬の仲買人の称で、大馬喰・子方馬喰（地馬喰）・牛追い（牛回し）・旅馬喰の4種に分けられ、縄張りを定めて自己の営業区域とし、域内の家畜の売買、交換、斡旋を行う」（インターネット辞書コトバンク）。また別の辞書によると、「鹿児島県など古くからの馬産地では馬商人のことを「ばくろう」または「ばくりゅう」とい」った。

「戦後すぐは疎開者がいっぱい来て120軒はいました。家は全部詰まっておりました。私は成人しましてね。そのころはまだ本家にいました。私を含めて6人のきょうだいがいて、とても貧しかったですよ。私が学校を卒業して、あんたが働かんとと言われて。29歳で体一本で分家しました。子どもが2人いました。むこうの本家のそばで3畳ふたつの小さい小屋を建てて。そのころ私は馬車引き（木材出し）で生計をたてとりました。10年して、子どもがあるて

いど太ってきて、木材業を始めました。45歳か46歳のころだったかなあ。私は儲けた金を戻す主義でした」

「昭和55年にこの家を建てました。49歳の時です。70歳まで木材を命がけでやりました。相当勉強もしましたし、どうでんこうでん、70歳で勇退させてくれと。部落の役もありましたし」

——いまの杉堂はカライモ（サツマイモ）農家が多いそうですね。

「昭和28（1953）年に熊本で大洪水がありましてね（九州北部で死者・行方不明者1千人超の被害を出した西日本水害）。あれから土方がはやりだして、ほとんどが熊本に現金を取りにいって、それからほどよく金が回り始めました。それまでの杉堂は自作で貧しかったですよ。ここは田んぼが少なく、それで野稲ました。野稲っていうのは、稲を畑に直接植えるヤツです。もち米が多かったですね。野稲は日に焼けて3年にいっぺんしか取れん。だからそのころは粟・麦を食っていた。そら貧しかったです。冬は麦。中作として大豆・小豆。そして野稲の三毛作でした。労働は厳しかったですね」「その後は葉タバコが一番太かったですよ。それと養蚕でした。（カライモは）昔は主に澱粉出しでしたね。部落の外に澱粉会社がありましたから」

——地震の時はどうでしたか。

「とてもじゃなかったです。1回目の震度7も『太かった』と思いました、夕方には電気はつきましたから、まあ喜んで風呂焚いて飯炊いて。2回目がとてもとても。爆弾が落ちた。ドワー、ガタガタ、カランカラン。娘夫婦と孫が家にいたもんですから、私は『この家はつぶれん。真ん中に来い』と言いましたよ。この家は昔の杉の一番強いアヤという脂ぎったところを使っています。その自信があったからですが、あまりに太い地震でした。でも倒れはせん、と」

——いまは夜は避難所のエミナースで過ごして、日中は自宅の片付けをしていますね。

「毎日ここに来て作業しています。エミナースの待遇はいい。しかし体が間違ってしまう。この家を潰して他に家を建てるとすると300万円はくる。私は修復しようと思っています。それだと100万円で済みます。これから瓦を全部落とすところですよ。私は85



湧き水がきれいな湖井水源への道は、土砂で埋まっていた



集落の道路はあちこちで通行できなくなっている

年、ここにずっと暮らしてきて、捨てていくというのは簡単じゃない。それに家は建っている。これを何とか生かせんだろうか。人生はわずか。よそで生活しても精神的に苦痛じゃないかと思いますね」

輝さんの話を聞いている間、妻の律子さんは庭に散乱している瓦を黙々と片付けていた。「そしてここが大好きです。よそに行きたくない」。それをうけて輝さんも「人の中もいいです。でも80歳を超えると、1日のうち何時間かは静かな時間がないとダメです」と話した。

集落に出現した災害格差

このように、杉堂で会う人会う人が、「昔の顔ぶれのそろった所におりたか」「年を取ってからよそに行きたくなか」と語った。目の前に広がる地震の被害が深ければ深いほど、過ぎ去った日々の「良か思い出」が集落への愛情と結びついているのだった。

しかし、今回の地震によって、今まで同じ方向を向いて暮らしてきた住民の間に、それぞれが違う方向に向かうことを余儀なくされかねない事態が起きた。被害の違いである。

杉堂は、周りを山に囲まれており、ちょうど谷底のようなところに家々が集まっている。この谷底の真ん中に布田川が流れ、川の兩岸の階段状の土地に家々は建っている。今回の地震では、上の段に建つ家々がつぶれて、下の段や川沿いに建つ家は比較的無事だった。この災害被害格差が、杉堂の住民が移転か残留かに分断されかねない原因となってしまった。

今回だけは「出たい」

布田川の上段にあるところは「上古賀」という地名になっている。この家は軒並み倒壊してしまった。その自宅前の坂道に軽トラックを止めて昼飯の弁当を食べていた戸田一弘さん（61）に話しかけた。仕事は左官だという。自宅は全壊して住めないから今は親戚の工場の一角のプレハブ小屋で暮らしている。「社長が至れり尽くせりでしてくれるから何の不自由もないよ」

——移転話が出ていますがどう思いますか。

「俺としては違うところになりたい（移転したい）」

——ずっと杉堂で暮らしてきたのですか。

「生まれも育ちもずっとここ。両親は農家だった。父親はカライモを育てていたがやめて会社員になりました。母親がチョロンコロンと畑をやる程度になった。私は15歳か16歳の時だったな、おやじが『左官がいいか大工がいいか』って聞いてきたので、それからずっと左官をしているよ。ここは静かなところですよ。川の水は昔のきれいさを忘れていますが。でもね、今回ばかりは出たいと思った。今までは山の中でいいと思っていた。今回だけは出たい。ここじゃだめだ。次にいつ来るのか。災害が怖い」

「俺たちの暮らす上古賀は安全な所じゃないので、この際ひとつにまとまって安全な所になわったほうがいい。それが正論だと思う。自然はきれいだし、年寄りが『ここがいい』というのは分かるんだ。でも絶対に先に進まなければだめだと思う」

——地震で相当怖い思いをされたのですね。

1回目（前震）は瓦が落ちた程度だった。問題は



杉堂集落内



地震で崩れた杉堂集落の家

2度目(本震)。この時ね、納屋にとめた車の中にいたんだ。実は買い物に行こうと車に乗りこんだらさ、エンジンをかけてテレビをつけて、そのテレビが面白かったから見ていたらそのまま寝てしまったんだ。するとドカーンと。地震の感覚じゃないんだ。荒馬がいるだろ、ロデオの。そんな感じだよ。車の中でボンゴボンゴ。横に揺れないんだ。跳ねあがるんだよ。小屋がつぶれるばいと。ようやく車から出たら埃だらけで暗か」

「別れて上海に帰った嫁さんからも『大丈夫』と電話があったよ。実は3歳の時から会っていない娘がこの7月に上海から会いに来るんだ。うれしいけれど会わず顔がないよなあ。でもこの地震だろ。死んだら終わりだ。会えるもんなら会おうって思っただけで暗か」

寂しい、悔しいが無い

会社員の西村勝志さん(38)の自宅は、本震で庭の半分が崩れた。集落の道から自宅にあがる坂道は今、崩れた土台の石垣で埋まっている。

地震の時、西村さんはあわてて家の外に出た。4月16日の本震の後の余震で周りの家がどんどん崩れていった。西村さんは近くの田んぼにテントを張り、逃げてきた近所のお年寄りを入れた。みんな裸足だった。

西村さんは、1回目の前震で妻と子どもの2人を玉名市にある妻の実家に避難させ、今は自分もそこに身を寄せている。ただし残留派だ。

「自宅はもともと築60年か70年でした。それで建て替えようと契約をしたのが、あの東日本大震災の

日で。それで住宅メーカーから勧められて地震保険をかけていたんです。建て替えていなかったらつぶれて死んでいました。周りの家はつぶれていましたから。今回の地震で自分の家に『ようがんばったな』と声をかけましたよ。保険をかけていたのはいいんですが、まさか石垣が崩れるとはね。建て替えに4千万円かかりましたから、移転・新築するとなると借金は6千万円になります。とてもじゃないですよね」

——杉堂に住み続けたいんですね。

「一時、転勤で岐阜の大垣にいました。あそこも都会じゃないけれど、杉堂に比べたら都会ですよ。ビルばかり。うるさいし。隣近所を気にするし。唯一の魅力はコンビニがあるぐらいでした。でもあるとあんまり行かないですよ。それで都会でなくてもいいやと。静かなところがいいやと。生まれも育ちも杉堂です。ここは飲み会が多いかな。自分も毎日飲んでいるので。だいたい家飲み。昔から知らんおばちゃんが家にいるのが普通でした。うちの母親も家の鍵を閉める意味が分からない。みんな勝手口から入ってくる」

——住民は今回の地震と移転話に戸惑っているのではないですか。

「寂しい、悔しいの感情が無いんです。そんなレベルじゃなかった。あきらめるしかない、笑うしかないという天変地異。生きていてよかった。ラッキーですよ」

カライモ農家を訪ねる

次に私は、杉堂のカライモ農家を訪ね歩いた。

それぞれの自宅は杉堂集落の中心部にあるが、イモ畑はやや離れた高台の土地にある。行政上の区画ではおなじ杉堂だが、集落の中心部から訪ねるのには曲がりくねった山道をそれなりに歩くからちょっと大変だ。

今回の地震はカライモの植え付けが始まる4月15日の前日の14日に前震が発生した。地震後、カライモ農家は、畑がある高台にコンテナハウスを置いて過ごしている。かつて盛んだった葉たばこの肥料作り場や乾燥場だった建物に避難している人もいる。地震後初の住民集会はこの建物であった。カライモ農家は、日中は畑の手入れをして、夕刻になると集落に降りていって家の片付けをする毎日だ。

最初に訪ねた晴れの日ちょうどカライモ植えて忙しそうだったので、雨の日に再訪した。

ひとつのコンテナハウスをノックすると、坂野新一さん(67)が招き入れてくれた。坂野さん夫婦と息子夫婦、その子ども3人の計7人で暮らしていた自宅が全壊したため、月2万5千円で借りたコンテナハウスをイモ畑に置いて坂野さん夫婦が住んでいる。息子夫婦と孫は別の所に避難している。

「杉堂の部落はだいたい谷の底です。鍋の底なので、私は昔から、いつかは両側が崩れて部落は埋まってしまうのではないかと考えていました。もう元の場所は危なかけん、とても安心して眠れないですね」

——行政への要望はありますか。

「仮設住宅の建設とかを進めているが、なかなか性急にはできませんよね。なかなか進まんとです。ほとんどがひどくやられているから。じわじわしていかなと。ああしてくれこうしてくれという住民から出ているけん。なごうかかってせんとしょーなか。5年や10年はかかるんじゃないか。家はどこから手を付けていいのか。まだカライモ植えがあるし。これから除草剤を撒いたら落ち着くから、それから片付けをしないと」

坂野さん夫婦が暮らすコンテナハウスには、崩れた家から持ってきたガスコンロとレンジがある。しかし弁当は避難所のエミナースに取りに行く。「やっば精神的ですよ。きつところは。仕事せないかんは、うちのところ片付けんといかん。年を取ると体が

動かんけんですね」

——坂野さんは移転したいと。住民の間でも意見が分かれていますね。

「杉堂の外に出たいという人もいるけれど、でも土地は、建物は、金はどうなる。この高台に家を建てても、自分で建てる?排水はどうなる?町がやってくれる?では家を建つかというと定年して60歳以上の人はどーでんこーでん。崩れていない人は住もうと。私も70歳近くになってあと10年と思っている。杉堂は70代80代が多くて40代50代が少ない。子どももおらん。自然と限界集落になっていくだろうね」

「昔、私が子ども時代は子は相当多かったです。遊びというならば、冬は山、夏は川。親が山の手入れに入ります。一緒について行く。今はなんでんかんでんガスと電気がありますし、ひねるとお湯が出ますし。私が小学校や中学校の時は燃料はたきもんです。たばこの乾燥も4~5日、火を燃やして乾燥させる。たきものを取るのが仕事でした。鳥ば取ったり。ドングリ虫で魚釣り。ドングリ虫?ドングリを土に埋めると虫がつきます。その虫をエサにして魚を釣るわけです。いまはだーれん山に入らんから人も通らん。人も通られん。昔は下草刈って手入れをしたけんきれいだった。今はイノシシの巣になっている。ここ(いまのコンテナハウスを置いたところ)なら孫の学校に行くのにも不便です。どこに家を建てるのかは若い息子の考えになるでしょうね」

お法使さま

次に訪ねたのは、やはり毎月2万4千円で借りたコンテナハウスに身を寄せているカライモ農家の西田幸憲さん(66)と弘子さん(62)の夫婦。夫婦は今杉堂の集落にあるトタン屋根の機械置き場に一時的に住んでいるが、ちかくこのコンテナハウスに移る予定だという。私が訪ねたとき、買ったばかりというテレビの設定に四苦八苦していたので手伝った後、話を聞かせてもらった。

西田さんは杉堂に住むようになって5代目という。「寂しさがありますが、息子たちのためにも安全な土地が欲しい」

上古賀の自宅は4月16日の本震で完全に崩れた。「石垣はおやじが30代のころに、私が小学生のこ



「郷土の偉人」徳富蘇峰の石碑も倒されていた

ろに、山の石をびしゃっと切ってびしっと作ったんだが、その石垣が崩れてしまって……。家は宙に浮いているんです。マジックみたいです」。この自宅には西田さん夫婦、祖母、娘、同じ敷地内の別棟に息子夫婦と子ども3人が住んでいた。14日の前震後に息子夫婦と子ども3人は妻の実家の河内（旧河内町＝現熊本市）に避難した。

「私ら農家はここらへん（コンテナハウスを置いた場所）に畑があるから集団移転してもいいんですが、子どものいる人は難しいでしょうね。私ら60過ぎの者と子どもがいる30代や40代では考えは違いますよね。集団移転といっても難しい。私らは畑が近くなるからよかですが、子のいるところは『学校どぎゃんする』と。杉堂から出たいという人もいます。私らは先がないのでこのへんでよか。でも、その前に息子の家のことを考えるんです。孫は1歳半ですから、もうすこしたら学校に行くようになります。大学にも行くとなると長く学校に通うことになって、この畑の中から自動車や飛行機で通うわけにはいかんからね」

——本当は杉堂で暮らし続けたいんですね。

「生まれたときからそこにいるから寂しさはあります。でも安全が……。私どもの上古賀は温かくて、夏は涼しゅうて。夏になると入り葉のじいさんが富山から来ていましたね。私のばあちゃんが亡くなってから、『線香をあげさせてください』と来る人がありました。聞くと、その入り葉の方で、『あんたの所でご飯食べさせてもらって、ばあちゃんが漬けものを切ってくれて』『あのころは庭に柿の木があって、扇風機をかけなくても涼しかった』と言うんです。ああ、

真心が通じたかなと。庭の柿の木は1本は台風で倒れましたから今は1本です」

「（住民の間では）いろんな情報交換もありました。とても良かった。助けた、助けられた。よかところもわるかところも」

「潮井さん（杉堂集落にある湧き水）は700年前に断水したといえます。それで集落のみんなが寄って神さんをお願いして、お寺の坊さんがお経をあげて、お坊さんは座布団が汗でびしょりになるまでそれだけ祈って、消防団が石段でお百度参りして、それで雨が降ったというんです」

「それとお法使祭りです。天宇受売命（あめのみずめのみこと）だったか、道に迷ったそうです。その時にニワトリの声を聞いて、『あ、ニワトリがいるなら近くに人がいる』と考えて、ニワトリの声を頼りに来たそうです。それが杉堂集落になったと。だからこの祭りの時はニワトリを食べたらいかんと言われていました」

お法使祭りとは、益城町のホームページによると「津森神宮の祭事で毎年10月30・31日に行われる」「起源については、天正時代（1573～1591）に大祭の時天皇のお使いが参詣したことから『お法使まつり』と呼ばれたと考えられている。神輿を受け渡しの途中で道や田畑に投げ落とす荒神輿で珍しい祭り。益城町指定文化財」。

また、別の説によると、天宇受売命が猿田彦命（さるたひこのみこと）の案内で益城町に来たことに由来する。西田さんが言うように、ニワトリは天宇受売命を招き入れた存在であり、くちばしで疫病をつつき追い払うありがたい存在でもあった。

「そぎゃんした部落の歴史はおやじが大好きでしたね」

徳富蘇峰と四賢夫人

また西田さんは「私が6歳のころ、徳富がきましたよ。白髪のおかつぱのじいさんで足が悪かった。見たですよ」とも語った。

これまで取材した住民のほとんどが口にしたのが、明治から昭和にかけて活躍したジャーナリスト徳富蘇峰（1863～1957）のことだった。杉堂はこの徳富が生まれたところであり、従って徳富は郷土が

生んだ偉人ということだった。集落のど真ん中、布田川沿いにある民家の前には「矢嶋家跡(徳富蘇峰先生誕生地碑)」という立て看板がある。それによると、今は建て替えられて別の人が住んでいるが、もともと惣庄屋矢嶋忠左右衛門直明という人の家があり、この家に生まれた姉妹はいずれも開明的で後に四賢夫人と称された。そのうちの四女の子どもが徳富蘇峰というわけだ。

徳富蘇峰については私は、特に1931年の満州事変以降の活動は「戦犯」そのものであるから評価できないのだが、それと杉堂の住民が寄せる敬慕の念とはまた別の話だろう。

移転派と残留派

こうして杉堂の住民の話を聞き歩いてきた結果、あえて移転派と残留派とにおおざっぱに分けるとすると、以下のような状況にあると言える。

▼まず、家の形が残った人々は何とかなして住み続けたいと願う。

▼それに対して、家が倒壊し集落の地盤の安全性を疑わざるを得なくなった人々は、移転もやむなしと考えている。

こうした大状況に、個々の考えや事情も絡まる。「残りたい」と言った森川正子さんだが、専門家による活断層の調査と安全性へのお墨付きが条件だ。自宅ちかくの山の崩落斜面と、いままで飲み水に使ってきた湧き水がパタッと干上がってしまったことが不安だという。

「集会では『残りたい』に手を挙げましたが、気持ちは7対3です。残りたいが7、移転したいが3。安全が確認されないならば移転するしかないと考えています。やっぱり不安は、どこに断層が走っているのかということです。断層のことが分からないと安心して住めないし先に進めない。次の地震がいつ起こるのか? 100年後ならば私はいないからいいけれど、子孫が住んでいたらどうなるか」

坂野新一さんからカライモ農家は移転を望んではいるが、「自分たち夫婦はよくても、同居する孫の学校はどうなるのか」と悩んでいる。

そもそも、移転先にしても集落内か集落外か、土地や建物の費用はどうなるのかといった具体的な



杉堂の中心から離れた高台では、カライモの植え付けが続いていた

ことは何も決まっていない。

そうして、それぞれがそれぞれの事情を知り尽くしているから配慮し合う。「私は残ります」と即座に断言した杉田政則さんは「よその方には失礼かも知れないが、私の家はよそ様より被害が軽かったし、まだローンの支払いも残っているし。あと10年は払わないといけないし。それもあるので困っております。(地区集会に出席して) 人それぞれ考え方が違うけん……。このへんは地震と無縁とって思いました。こんな太か地震があるなんて誰も思っておらん。家にも火災保険はかけていても地震保険をかけていない人がほとんどだと思います。命があっただけでありがたく思います」とさえる。

小さな小さな復旧音

さらに住民を悩ませているのは、復旧工事の遅さだ。住民は、農作業などの仕事を終えた夕刻、避難先から三々五々と帰ってきて自宅の片付けを細々と続けている。ほかには、3人の個人ボランティアが、倒壊家屋を片付けたり崩れた納屋から芋洗い機を引っ張り出したりという地道な活動をしている。たまに聞こえる重機の音は、布田川のせせらぎと小鳥のさえずりよりも弱々しい。

遅々として動かない事態が、「今後どうすればいいのか」と住民の悩みを深くしている。

区長さんと焼酎の宴

5月28日の夕刻、区長の中山伸一さん(68)を訪ねた。中山さんもカライモ農家のひとりだ。自宅は布田川のそばにあるが、地震をうけてカライモ畑が



「郷土の偉人」徳富蘇峰の石碑も倒されていた

ある集落の高台に避難している。中山さんによると、カライモの植え付けは今日で終わり、収穫は8月すぎにあるという。

私が訪問してすぐに、畑仕事を終えた中山さんら数人は、焼酎による酒盛りを始めた。一杯すすめた私が飲めると知ると、中山さんは「おお、飲め飲め」と実にうれしそうな顔をして、場が一気に盛り上がった。肴はコンビニ弁当、マグロの刺し身、豆腐。後に焼き肉も始まった。

住民の声を聞くために杉堂を歩いているなかで、たまに中山さんと顔を合わせることがあったので、会釈はしていた。そのときの中山さんは、決して無愛想ではなかったが、言葉数の少ない人なのだろうという印象だった。しかし、夕刻から深夜まで続いたこの夜の酒盛りで分かったのは、中山さんをはじめとしてカライモ農家は大変な話し好きだということだ。いや、農家だけではない。杉堂の住民の多くは、このような人々だ。一方で残念だったのは、私はとくに中山さんの熊本弁がまるで分からないことだった。中山さんの奥さんに聞くと、「この人は特に早口だからこの人も分からない」と笑うのだった。

こうして焼酎を次々とすすめられた私は、中山さんらカライモ農家が何を話したのか、さっぱり覚えていない。かすかに記憶しているのは、宴の途中で抜け出して2回吐いたこととぐらいだ。酔いながらとったメモの文字は乱れきっていてまったく読み取れない。仕方ないから、読めた部分だけを記録として残すことにする。

「俺の家は住もうと思えば住める。しかし裏山に亀裂が入って、梅雨も近づいて。梅雨が恐ろしか。とても家にいられない。それで高台に来ている」(男性)

「バツタン?それを直に知っているのは60代以上でしょうね」(男性)

「残ってもらうのがいい。どれぐらいが残るのか」(中山さん)

「行政は逃げ道を作っている」(男性)

「新しい家を建てようにも、金の問題がある」(男性)

「あったことは仕方がない。これからだ」(男性)

「おなごの手も握らんとな」(男性)

「はよ元の暮らしに戻らんと何にもならん。前の暮らしが戻って笑顔が戻るのはいつか。そうならないと何にもならん」(男性)

「いろいろからみがある」(中山さん)

「離れたくない。住めるなら住みたい。先祖が住んできたところだから。でも住めない人がいる」「すまそうなら住みたい」「今から知らんところに行てなんて……」「ここにおりたい。ここに住みたい」(男性)

「そら、このあんばいですたい」「なんで田舎に住んでいると聞かれても困る。人間関係・人とのつながり・気持ち」(中山さん)

「なったことはなったことだけけん」(中山さん)

「あんたは記者か。あんたのかあちゃんの写眞ば見せんば」「もう震災50日。それでもそのまま。元に戻るのには3年はかかるだろう」(中山さん)

「途方に暮れて不安な人がほとんどだ」(男性)

「集落は水のきれいでよか所でした」(男性)

みんな戻る。それが一番たい」(中山さん)

「戻るのが一番だが、家たてんとどがんならん」(男性)



でろんでろんに酔った私は深夜、タクシーに乗りこんで熊本市のホテルに戻った。その途中でも何回か吐いたと記憶している。翌日、熊本を後にした。(「ルポ熊本地震」終わり)



ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き



最高裁が新たなシュミットハイニー裁判を許可

Constitutional Court, Italy, 2016.7.21

ローマ7月21日－憲法裁判所は木曜日に、スイス人の大物実業家ステファン・シュミットハイニーに対する、彼がエターニト社を所有していた同社の4つのアスベスト・セメント工場における258人の労働者の死についての多重過失致死罪刑事裁判にゴーサインを出した。2012年に彼は、いまは閉鎖されたエターニトのイタリア工場で1970年代及び80年代に過失の罪を犯したと判断され、18年の禁固刑を言い渡されたが、イタリアの最高裁判所が2014年11月に、事件の時効が経過しているという理由で判決を覆した。

「有罪判決の前に犯罪の時効が経過しているために、損害及び賠償も無効とされる」と最高裁裁判長らは決定のなかで書いた。

裁判所は、2009年にシュミットハイニーが最初に起訴されたときには、1993年にイタリア政府がアスベストを禁止してから15年がすで経過していたと指摘した。

「これは、2005年の法律で定められた、起訴の時効が経過するのに必要な15年をはるかに超えている」と裁判所は書いた。

被害者の家族らは、不起訴にするのではなく、次

の別の場所を探すつもりだと検察官が発表したことに大いに憤慨した。

昨年7月に、つらく長期にわたるエターニト事件は、元企業所有者を二度目の裁判にかけられるのか判断を下すために、イタリア憲法裁判所に付託された。

事件の最近の展開のなかで、予審裁判官が、シュミットハイニーに対する二度目の裁判の合憲性に対する判断を求めたのだった。

シュミットハイニーは、イタリアの4つの工場で適切な安全対策を提供するのを怠ったことについて起訴されたのだったが、彼は罪を否認した。

エターニトの労働者、彼らの家族、大気中のアスベスト粉じんによる影響を受けた工場近隣に住む人々の間で、アスベストに関連したがんが報告され、さらに数百人が病気になっている。

アスベストの採掘は19世紀に世界の一部で開始され、この鉱物は保温性のゆえに貴重とされた。

しかし、吸入したアスベスト繊維と肺がんとの関係を含め、健康に対する危険性が知られるようになるにつれて、世界各国が使用を禁止しはじめた。

批評家は、エターニト工場と保温材としての使

用を含めその製品によって、これまでに約2千人の人々が死んでいると言う。

アスベスト関連疾患は続いており、毎年約50件のペースと推測する者もいる。

労働者とその家族らは長い間、労働者と工場近隣に住む住民たちをアスベストの危険から守るためにわずかなことしか、または何もしなかったと主張

している。

レンツィ首相は、シュミットハイニーに対する有罪判決が覆された後の怒りと失望の高まりのなかで、イタリアの時効制度を改革することを約束した。

http://www.ansait/english/news/2016/07/21/constitutional-court-oks-fresh-schmidheiny-trial-2_805d046a-55c5-452d-bb9b-db885351585b.html

アスベスト死につき元オリベッティ幹部に禁固刑

Italy, 2016.7.18

イタリアの電子企業オリベッティの15人の元傾斜が、14人の元労働者のアスベスト関連死に対する話題を集めた過失致死罪刑事訴訟の結果、禁固刑を宣告された。

イブレアの裁判官は、起訴された17人の元幹部のうち15人に有罪を言い渡し、元オリベッティ会長フランコ・デ・ベネデッティとその弟カルロに対する判決がもっとも厳しいものであった。

両者は、集団過失致死罪で5年2か月の禁固刑を宣告された。

兄弟は、1979年から1996年の間、オリベッティでトップレベルの役割に交互に就き、エレナ・ストッピン裁判官によって、吟味された14人の死のうち10人について責任があると判断された。

二人は、とりわけ、あまりにも遅すぎるまで、製造部門から生じたアスベストを大量に含んだ粉じんによってオリベッティ社の工場の労働者がさらされたリスクに対応するのを怠ったとされた。

「こうした根拠のない主張を裁判官が容認したことに驚き、苦々しく思う」と、カルロ・デ・ベネデッティは判決後にレポーターに語った。

「私は、自らが関わったことのない犯罪について非難されてきた。私の管理の下で、オリベッティは常に、従業員の安全と福祉に最大限配慮してきた」。

他の有罪宣告を受けた者には、1992年から1996年の間オリベッティ・グループの共同業務執行取締役だった、イタリアの元運輸インフラ大臣コラード・パ

レッソが含まれる。

パレッソは、1年11か月の禁固刑を宣告された。

「これは死を回避することができたかもしれないという別の問題であるから、私の満足感には限られたものである」と、起訴した判事ローラ・ロンゴは言う。

「オリベッティと他の会社との違いは、それが1990年代半ばまでアスベストを使用し続けたことである」。

1月に開始された裁判を準備するなかで、検察チームは、この象徴的ブランドの50年の歴史に及ぶ、約36,000頁の証拠を収集した。

50年の証拠には、同社のすべての分野にまたがる元労働者からの口述証言が含まれる。

被害者の家族らは、合計500万ユーロ（約5.8兆円）を超す賠償請求を提出している。

オリベッティに対する事件は、1965年から1980年の間同社で働いた元労働者ルチア・デロレンティがアスベスト曝露に関連したがんの一種である中皮腫のために死亡した2005年以来高まった。

これは、イタリア産業界の巨人を巻き込んだアスベスト関連死の最近の唯一の調査ではない。昨年7月には、タイヤ製造業者ピレッティの11人の元経営者が、24人の労働者がアスベスト曝露のために死亡した後に過失致死罪で有罪を宣告された。



<http://www.thelocal.it/20160718/ex-olivetti-bosses-sentenced-over-asbestos-deaths>

「職業がん」なくしたい

大阪●「患者と家族の会」発足

仕事で化学物質を使ってがんになったと訴える労働者や遺族らが、「職業がんをなくす患者と家族の会」を作った。苦しんでいる人の相談に乗り、労災申請を手伝うことで、埋もれがちな被害を掘り起こしていきたいという。

■規制の提言や交流会も

発足式は6月に大阪市であり、70人が参加した。代表に就いた福井県坂井市の田中康博さん(56)は「職業がんになる人を1人でも2人でも減らすことで、がんになった悔しさをほらしたい」と語った。

田中さんは、福井市にある化学メーカーの工場で20年間、化学物質オルトトルイジンを扱う工程で働き、昨年11月に膀胱(ほうこう)がんと診断された。この工場をめぐるのは、膀胱がんの多発が昨年12月に判明し、田中さんや退職者ら計7人が労災申請中だ。

発足式で講演した「ひらの亀戸ひまわり診療所」(東京)の毛利一平医師によると、海外の疫学データを使って試算した結果、日本では1年間に1万8千人が職業がんで亡くなっている恐れがあるという。

一方、職業がんの労災認定は

毎年度1千人前後。そのほとんどは、2005年の被害発覚を機に関心が高まったアスベスト(石綿)によるもので、それ以外の化学物質によるものは20人前後だ。

会の事務局を担う労働組合の化学一般関西地方本部(大阪市)の堀谷昌彦さん(56)は「被害者の多くは補償を受けていない。こうした労災の見落としが、行政の規制や事業者の対策の遅れにつながっている」と指摘する。

産業現場で使われている6万種類の化学物質のうち、十分な安全対策が望めないとして製造禁止になっているのは石綿やベンジジンなど8物質。使い方によってがんなどを発症させるため、有害性を下げる方法を考える「リスクアセスメント」をしてから使うよう事業者に義務づけているのは、640物質にとどまっている。

640物質へのリスクアセスメント義務化は、12年に明らかになった印刷会社(大阪市)での胆管がん多発をうけてからの法改正だった。会は、現状の化学物質の規制について「大きな被害が出てからでないと動かない後追い行政」だと批判。規制の網を広くかける欧州方式の導入も提言していく。

交流会やシンポジウムも予定している。問い合わせは化学一般関西地方本部(06・6647・3481)。

■「夫の無念はらしたい」 遺族の思い結実

会ができるまでには、職業がんの労災認定を求めた遺族による14年間の運動があった。

大阪市の石橋恵子さん(67)の夫良信さんは、1965年に大阪市の化成製品製造工場に入り、2001年に口腔(こうくう)がんを発症した。工程の化学物質ジアニジンが主な原因だとして02年に労災を申請。「お姫様のように大事に育てるねん」とかわいがった小学5年の長女を残し、03年に59歳で亡くなった。

その後、労災は不認定となった。良信さんの遺志を継いで恵子さんは09年、大阪地裁に提訴した。

弁護士らによると、職業がん認定訴訟では原告側に膨大な立証責任が課される。

良信さんの場合、かつて膀胱がんで労災認定され、同僚ら約300人のうち43人が肺や肝臓など様々ながんを発症した調査結果もあった。それでも、吸い込んだ物質の特定や、その物質が良信さんの口腔がんを引き起こしたという証明を求められ、疫学調査や論文、動物実験データなどを提出したが、因果関係は認められなかった。

今年2月に最高裁で敗訴が確定したが、会代表の田中さんはこの訴訟に関心を寄せていた。自身や同僚らの被害を会社側に訴

えて公表する原動力になったという。「石橋さんの闘いがあったから立ち上がった」。会の副代表に就いた恵子さんは「職業がんと闘う人を支えることで、夫が

犬死にはなかったと証明したい」と話している。



(7月19日付け朝日新聞記事)
職業がんをなくす患者と家族の会
<https://ocupcanc.grupo.jp>

第二の近鉄高架下石綿被害 大阪●喫茶店店長の男性が中皮腫で死亡

近畿日本鉄道（近鉄）の駅高架下商店街において、1977年から2000年まで喫茶店の店長として働いていた方が、建物の内壁に施工されていた吹き付けアスベストから飛散したアスベスト粉じん曝露したことから、悪性胸膜中皮腫に罹患し、2015年1月に亡くなった。

同じ駅の高架下文具店では、店長をしていた別の方が同じく悪性胸膜中皮腫に罹患して2004年に死亡している。この事件は、近鉄がその法的責任を否定したために裁判所で争うことになった。2006年に始まった裁判は、上告審における差し戻しを経て、2014年2月、大阪高等裁判所において高架下建物の所有者兼占有者である旧近鉄不動産株式会社の管理に問題があったことが認められて終結した。そして、同社の責任を承継した近畿日本鉄道株式会社に対し、損害賠償を命じる旨の判決が下され、同判決は確定した。

今回の被災者は、上記判決が下されて間もない2014年5月に

中皮腫を発症している。発症当時も近所に住んでいたが、度重なる裁判報道についても気に留めることもなかったという。本人としてみればアスベストを扱う仕事をしていただけでもなく、また、職場がアスベストの吹き付けに覆われていたことなど知る由もなかったためである。

2014年11月に労災請求をしたものの、2か月後の2015年1月に治療の甲斐なく亡くなってしまった。診断からわずか半年のことだった。一方、労災の支給決定は請求から半年も要し、被災者の存命中に決定が下されなかったことが悔やまれた。

被災者のご遺族は近畿日本鉄道に対して損害賠償を請求し、その後記者会見に臨んだ。

遺族がはっきりとした口調で力強く訴える内容は、その強い意思とともに映像で広く社会に伝えられるべきだった。

プライバシー保護や風評被害の回避を理由に、近鉄という会社名と、被災者が66歳という若さでありながら中皮腫で亡くなり、

それが労災として認められたという事実以外は、一切を秘匿のまま報道をお願いした。そのことは、とりわけ映像メディアが残念がっていたに違いない

代わりに当センターから提供した写真や映像がいくらアスベスト飛散の状況を視覚的に訴えても、今日の遺族の発言ほど強いインパクトを与えるものはなかっただろう。

ご長女の発言については、各社引用しており、「毎日一生懸命働いている間に石綿を吸っていた。父の悔しさを知ってほしい」（読売）、「近鉄はこれ以上被害が拡がらないよう、他の店で働いた人にも注意喚起をしてほしい」（朝日）とまとめている。ご長女自身も当時アルバイトで店内に入った経験があるが、アスベストがあったことなどまったく気がつかず、父親がいきいきと働く姿を見ることができた、楽しい思い出の場所だったという。壁や天井などは、印象に残らない風景の一部に過ぎなかった。

今回の被災者は、店舗として利用されていない階上のバックヤードで、壁面に吹き付けられた劣化アスベストにより発生した粉じん曝露したのである。先に紹介した近鉄に対する損害賠償事件において、裁判所は「遅くとも昭和63年2月頃時点で（近鉄高架下建物）通常有すべき安全性を欠く」と評価している。昭和63年つまり1988年以降も、むき出しの劣化した吹付アスベストに加えて、建物の上を鉄道が通るたびに振動で粉じんが飛散する

とすれば、被災者はかなりの曝露を被ったに違いない。

吹き付け材のような顕著なもの、国も調査を行い、2010年には延べ面積1,000平方メートルの建築物23万棟を全国で調査し、1万6,000強の建物に露出してアスベストの吹き付けがされていることを確認している。一般的にいう大規模建築物とは、鉄筋コンクリートなどであれば延べ面積200平方メートル以上の建物となっており、鉄筋コンクリート造の2階建てアパート程度でも大規模建築物として扱われるが、これらの建物にも延焼予防を目的として大量の吹き付け材が使われていないだろうか。このような建物の場合、所有者自身がどのような建材を用いているのか把握していないこともあり、調査も困難だと思われる。しかし、事態の重要性を理

解していないと、解体時の事前調査が不十分であったり、あるいは解体費用や時間の節約のためにアスベスト飛散防止対策を取らないということも発生しかねない。

また、国は調査を行った2010年以降に建物所有者に対応を指導したというが、それ以前に劣化アスベストに曝露している方も多くいるのではないだろうか。近鉄高架下のような環境は近鉄電車特有の問題とは思えない。ご遺族が訴えるように、被害者が出るごとに対応するのではなく、近鉄が注意喚起や健康診断の実施に臨むべきなのは当然であるが、連続して発生した2度の事件をきっかけに残存アスベスト問題にも社会的関心が向けられ



（関西労働者安全センター）

者が増えており、たびたび労災相談の連絡が入る。そこで早速、病院に向き、Yさんご夫妻からお仕事の話をつかかった。

Yさんは相談時76歳であったが、さかのぼること55年前の20歳から23歳までA社にトラック運転手として働いていた。当初は運転助手（上乗り）として勤務していたが、大型免許取得後に運転手として本採用された。A社を退職後はアスベストとは関連が薄い仕事に従事しており、アスベスト曝露はA社での仕事が原因だと思っていると言っていた。

YさんのA社におけるアスベスト曝露作業は以下のとおり。A社では様々な荷物を取り扱っており、漆、なめかわ、南京豆、レジン、ナフタリンなどが袋詰めされていた。なかでもアスベストは全体の半分くらいを占め、取扱量が多かった。アスベストは麻袋（長さ1m、幅50cm、厚さ25cmくらい）に入っており、重さ約50kg。だいたい7トン半のトラックで運搬していたので、トラック1台につき100～150袋を積み込んでいた。

まず、人夫が、倉庫から担いできたアスベスト麻袋をトラック荷台の端にドンと置く。ここでアスベスト粉じんが舞い上がる。Yさんはトラック荷台の中におり、麻袋を荷台の中にきちんと整理して積んでいく（＝はい付け作業）。この「はい付け作業」をきちんと行わないと、品物が効率的に多く積み込めないし、荷台の重さが左右いずれかに偏って運転時にトラックがバランスを崩し危険なので、必ず行う重要な作業

トラック運転手の中皮腫 神奈川●55年前の石綿曝露作業が原因

横浜港で貨物取扱事業のトラック運転手として働いていたYさんに発症した胸膜中皮腫は業務上によるものとして労災認定された（横浜南労働基準監督署）。Yさんは、いまから約55年前の3年9か月間、トラック運転手及び運転助手（上乗り）として石綿等を運搬し、荷台での荷積み・荷下ろしの作業に従事し、アスベストに曝露した。また、労災認定

後には、Yさんが勤務していたA社を吸収合併したB社と労災上乗せ補償の交渉を行い、合意に至った。

神奈川労災職業病センターに最初に連絡があったのは、Yさんが胸膜中皮腫で療養している病院の医療ソーシャルワーカー（MSW）からであった。この医療機関では近年、中皮腫や肺がんなどアスベスト関連疾患の患

であった。

はい付け作業は、麻袋を手鉤（長柄・ノンコ）でひっかけて積み直すため袋に穴が空き、鉤穴から漏れたアスベストが荷台内に多く飛散していた。作業後はアスベスト粉じんにより頭や眉毛は真っ白、耳や鼻の穴の中にもアスベストが付着し、衣服もアスベストまみれだった。この身体中に付着したアスベスト粉じんを手で何回も払いのけてから運転席に入るようにしていたが、それでもアスベストが残っていて、運転席はいつもほこりっぽい状況だった。

その後、アスベスト麻袋を関東地方の様々な石綿製品製造工場までトラックで運搬し、着いた先で荷下ろし作業を行う。工場や倉庫の中まで、アスベスト麻袋を肩に担いで運び込むのだが、粉じん避けとしてシャツを頭に被りながら作業した。会社からマスクなど防護具は支給されず、アスベストの危険性についても聞かされなかった。荷台の中も運転席も常にほこりっぽく、チクチクして嫌だなと感じていたのである。

以上のとおり、A社における業務でのアスベスト曝露は明らかであり、A社はすでに存在しないので事業主証明を付けずに労災の請求書を監督署に提出した。一方でYさんには、A社退職後も年賀状をやり取りをしていた同僚がいらしたので、その方に事情を説明し、「同僚による石綿ばく露作業職歴証明書」をもらうことができた。また、A社の他支店でもアスベスト被害が出ており、すでに複数の労災認定事例

が出ていたこともあり、労災請求から約4か月で無事に労災業務上決定された。

しかしながら、Yさんは胸膜中皮腫が再発し、療養開始から1年8か月でお亡くなりになられた。Yさんはとても信義に厚く礼儀を重んじる方で、笑顔が優しく、その温和なお顔は今も忘れられない。私はYさんと接する中でいろいろ教えていただいたが、お礼を

お伝えすることなく逝かれてしまったので、この場を借りてお礼をお伝えしたい。ありがとうございました。

労災認定後、当初はYさんが、死去後はご遺族が弁護士を通じて労災上乗せ補償の交渉を行った。交渉相手はA社を吸収合併したB社であり、このたび合意に至り解決した。



（神奈川労災職業病センター）

原発労働者5.21春闘集会

東京●被ばく労働を考えるネットワーク

5月21日、当センターも参加する「被ばく労働を考えるネットワーク」の主催により、「原発事故初めの被ばく労災認定 国・東電・原発企業は健康被害に責任をとれ！ 原発労働者は要求する！ 5.21春闘集会」が、東京で開催された。（表紙写真）

脱原発運動に取り組む市民や労働組合関係者、ジャーナリストら約100名が参加した。

福島県浪江町での除染作業と、福島第一原発の収束作業に従事した池田実さんは、除染での放射線防護・安全管理のずさんさと、収束作業の福利厚生面での劣悪な環境を指摘した。

37年前に島根原発と敦賀原発で働き、心筋梗塞の労災認定を求めて行政訴訟を闘っている梅田隆亮さんが、当時のずさんな放射線管理やその後の症状

について報告した。また、一審の不当判決と控訴審の課題については、岡部史卓弁護士が解説した。

神奈川労災職業病センターからは川本浩之事務局長が、福島第一原発で働いて白血病を発症した労働者の労災認定について、厚生労働省が「科学的因果関係が証明されたものではない」とわざわざコメントしているのは明らかな誤り。事実経過として、医学的科学的な検討を経て、法的に相当因果関係があると判断したと説明するべきであり、被災者の請求を妨害していることに等しいと批判。あわせて、福島第一原発収束作業や除染作業に従事する労働者を組織した労働組合の結成を呼びかけた。



（神奈川労災職業病センター）

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL (03)3636-3882 FAX (03)3636-3881 E-mail: joshrc@jca.apc.org

URL: <http://joshrc.info/> <http://www.joshrc.org/~open/> <http://ameblo.jp/joshrc/>

- | | |
|--|---|
| 北海道 ● NPO法人 北海道勤労者安全衛生センター
〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろビル4階 | E-mail safety@rengo-hokkaido.gr.jp
TEL (011) 272-8855 / FAX (011) 272-8880 |
| 東京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 | E-mail center@toshc.org
TEL (03) 3683-9765 / FAX (03) 3683-9766 |
| 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 | TEL (042) 324-1024 / FAX (042) 324-1024 |
| 東京 ● 三多摩労災職業病研究会
〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内 | TEL (042) 324-1922 / FAX (042) 325-2663 |
| 神奈川 ● NPO法人 神奈川労災職業病センター
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーボ豊岡505 | E-mail k-oshc@jca.apc.org
TEL (045) 573-4289 / FAX (045) 575-1948 |
| 群馬 ● ぐんま労働安全衛生センター
〒370-0045 高崎市東町58-3 グランドキャニオン1F | E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp
TEL (027) 322-4545 / FAX (027) 322-4540 |
| 長野 ● NPO法人 ユニオンサポートセンター
〒390-0811 松本市中央4-7-22 松本市勤労会館内1階 | E-mail ape03602@go.tvm.ne.jp
TEL (0263) 39-0021 / FAX (0263) 33-6000 |
| 新潟 ● 一般財団法人 ささえあいコープ新潟
〒950-2026 新潟市西区小針南台3-16 | E-mail KFR00474@nifty.com
TEL (025) 265-5446 / FAX (025) 230-6680 |
| 愛知 ● 名古屋労災職業病研究会
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1 | E-mail roushokuken@be.to
TEL (052) 837-7420 / FAX (052) 837-7420 |
| 三重 ● みえ労災職業病センター
〒514-0003 津市桜橋3丁目444番地 日新ビル | E-mail QYY02435@nifty.ne.jp
TEL (059) 228-7977 / FAX (059) 225-4402 |
| 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビジャス梅垣ビル1F | E-mail kyotama@mbbox.kyoto-net.or.jp
TEL (075) 691-6191 / FAX (075) 691-6145 |
| 大阪 ● 関西労働者安全センター
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201 | E-mail koshc2000@yahoo.co.jp
TEL (06) 6943-1527 / FAX (06) 6942-0278 |
| 兵庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター
〒660-0802 尼崎市長洲中通1-7-6 | E-mail a4p8bv@bma.biglobe.ne.jp
TEL (06) 4950-6653 / FAX (06) 4950-6653 |
| 兵庫 ● 関西労災職業病研究会
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付 | TEL (06) 6488-9952 / FAX (06) 6488-2762 |
| 兵庫 ● ひょうご労働安全衛生センター
〒650-0026 神戸市中央区古湊通1-2-5 DAIEIビル3階 | E-mail npo-hoshc@amail.plala.or.jp
TEL (078) 382-2118 / FAX (078) 382-2124 |
| 岡山 ● おかやま労働安全衛生センター
〒700-0905 岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター内 | E-mail oka2012ro-an@mx41.tiki.ne.jp
TEL (086) 232-3741 / FAX (086) 232-3714 |
| 広島 ● 広島労働安全衛生センター
〒732-0825 広島市南区金屋町8-20 カナヤビル201号 | E-mail hirosima-raec@leaf.ocn.ne.jp
TEL (082) 264-4110 / FAX (082) 264-4123 |
| 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内 | TEL (0857) 22-6110 / FAX (0857) 37-0090 |
| 徳島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター
〒682-0803 倉吉市見田町317 種部ビル2階 労安センターとっとり | / FAX (0858) 23-0155
E-mail info@tokushimajtuc-rengo.jp |
| 愛媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内 | TEL (088) 623-6362 / FAX (088) 655-4113 |
| 高知 ● NPO法人 高知県労働安全衛生センター
〒793-0051 西条市安知生138-5 | E-mail npo_eoshc@yahoo.co.jp
TEL (0897) 47-0307 / FAX (0897) 47-0307 |
| 熊本 ● 熊本県労働安全衛生センター
〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28 | TEL (088) 845-3953 / FAX (088) 845-3953 |
| 大分 ● NPO法人 大分県勤労者安全衛生センター
〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レークタウンクリニック | TEL (096) 360-1991 / FAX (096) 368-6177 |
| 鹿児島 ● 鹿児島労働安全衛生センター準備会
〒870-1133 大分市宮崎953-1 (大分協和病院3階) | E-mail OITAOSHC@elf.coara.or.jp
TEL (097) 567-5177 / FAX (097) 568-2317 |
| 沖縄 ● 沖縄労働安全衛生センター
〒899-5215 始良郡加治木町本町403有明ビル2F | E-mail aunion@po.synapse.ne.jp
TEL (0995) 63-1700 / FAX (0995) 63-1701 |
| 自治体 ● 自治労安全衛生対策室
〒902-0061 那覇市古島1-14-6 | TEL (098) 882-3990 / FAX (098) 882-3990 |
| | E-mail sh-net@ubcnet.or.jp
TEL (03) 3239-9470 / FAX (03) 3264-1432 |



安全センター情報 2016年10月号(通巻第442号) 2016年9月15日発行(毎月1回15日発行)
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生センター連絡会議
TEL(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881
Japan Occupational Safety and Health Resource Center
TEL: 03-3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
http://www.jca.apc.org/joshrc/

JOSHRC
情報2016年10月号(通巻第442号) 2016年10月10日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可
〒0071 東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生
TEL(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881
JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Resource Center
Z Bldg., 5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
Phone +81-3-3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: <http://www.jca.apc.org/joshrc/>